

のであらうと、總べて其んな事には關係なく、之に依つて生ずる負傷労働者の賠償に對する請求權と、之を賠償す可き雇主の義務とは、其の法律上の關係から見れば全く同一様であらねばならぬ。然し從來の實際上から之を見れば、此の原則が斯くの如く徹底的に適用せられるまでにはなつて居ない。諸國の立法に於ては此の原則に對する種々の制限や除外例が認められて居る。尤も其の例外や限定は、國々により種々趣を異にして居るのは言ふ迄もない所である。そして其等の例外や制限は、主として労働負傷の賠償義務に關する舊思想の殘存するに依つて爲されるものなることも、之を察するに難くない。

試に残存せる舊思想と、之に基く制限及び除外例とに就いて、觀察してみやう。

舊思想の殘留は先ず之を諸國の傷害賠償法中に、負傷が労働者自身に於て賠償を得る目的を以て、故意に爲されたる場合には、賠償を受くるを得ざるものとして居る點に於て之を見ることが出来る。固より斯様な場合は

除外例設  
定努力故意負傷  
除外

頗る稀な場合に相違ないけれども、それでも多くの國々の法律は、斯かる場合を賠償より除外することにして居る。然るに此に對しては又洪牙利の立法は大いに進歩せる態度を取り、縱令負傷者が故意に負傷せる場合でも、此が爲めに死亡した時には、其の寡婦や孤兒の如きは賠償を得ることの出来るものとした。之は即ち負傷の原因や過失の有無やは、之を問はないと云ふ主義を大分明かにしたものと謂はねばならぬ。

已に負傷の責任に關する問題が除却せられることになれば、負傷の原因より考へて、賠償の目的となり得可き負傷の範圍を定めるに就いても、餘り之を狭くすることなく、成る可く之を廣くす可きは當然である。若し其の範圍を狭くするならば、其の負傷は雇傭關係より發生し、其の雇傭労働の行はれるに就いて生じたものでなければならぬことになるが、若し之を廣くするならば、負傷はたゞ雇傭労働の時間中に生じたものであれば可なりと云ふことになる。そして諸國の實狀を見れば、強制負傷保險法が行はれて居ないで、ただ雇主の賠償責任のみを定めて居るやうな所では、負



一八〇  
傷の範圍は成るべく之を狭く解釋し、強制保險法のある所では、成る可く之を廣く解釋する風になつて居る。

之と關聯して又同じく労働と云ふ中に在つても、製造工業や建築業や交通業や鑛山業の如きに於ける労働に對しては、負傷賠償の制を定めるけれども、商業、農業及び事務所の労働、家庭内労働等に對しては、負傷救済の手を及ぼさざることにして居る國々が、まだ多數に存在して居る。先ず家庭労働に對しては、英國及び其の殖民地たる濠洲の如きに於ては、之をも負傷賠償の範圍内に入れて居るけれども、從來他の諸國に在つては、舊時の家長的な家族制度風の考へから、之を負傷救済制より除外して、容易に其の状態の變遷を見難き有様であつた。然し家庭労働者を除外す可き理由はなく、彼等が負傷の危険を有することも否定す可からざる事實だから、事情はどうしても變化せざるを得ない。次に事務所に雇はれたる人々に就いては、工業や鑛山業に附屬する事務所に雇はれたる者と、銀行や保險會社などの事務所に雇はれたる者とは、之を區別して取扱ふ可き理由があ

る。そして或國の法律は、前者のみは之を負傷賠償制の中に包含せしめて居るが、やはりまだ多數の國々に於ては、前者も後者も之を除外するを例として居る。次に商業上の労働者は、随分業務上負傷する場合が多いのだから、其の危険ある種類の業務に當る者は、之を賠償制中より除外す可き筈はないが、然し之を其の制度中に包含せしめたるは、從來寧ろ却つて少い有様だつた。(英、佛、自)次に農業労働者に關する問題は、此の點に關して最も重要な問題であつて、彼等を負傷賠償制より除外する理由は殆んど立ち難いに拘らず、從來は種々の理由を設けて、之を除外する風が持續されて來た。即ち其の理由としては、先ず第一に農業の業務は負傷の危険を伴ふことが少いと云ふのである。然し現今農業にも追々動力や機械を使用するやうになつて來たから、農業労働は危険ならずと、一概に論斷するを得べきものではなくなつてしまつた。それに又從來とても色々な道具で負傷したり、又家畜から負傷したりする場合は随分多かつたのであつて、決して農業労働を危険ならずと云ひ得可きものではない。又從來農業は貧弱



なる業務で、其の雇主の中には、自らも労働者たるに過ぎないやうなものも多く交つて居るのだから、雇主に賠償の負擔を課することは、不可能だと云ふ理由も掲げられて居た。然し之は制度の立方一つによつては、全く反對理由とはなり得ざる次第で、負傷保険制にすれば多くの困難なしに之を實行することが出来る。何れにしても農業労働者に對する負傷救済制度は、多少其趣を特種的なものにするにはよいとしても、農業労働なるものを全然救済施設より除外す可き理由は、毛頭存在しないのである。されば獨逸の如きは、農業労働者をも負傷保険制の中に包容することにしたのだが、他の多くの國々に於ては、まだ仲々此の摸範に追従し得ざる者がある。そして其は多くは議論よりも立法の實際に、地主階級の勢力の強大なることより生ずる所なのだから、其の方面の事情の變化と共に、面目は漸次革まる可きものと思はれる。

次に又労働災害賠償の行はる可き範圍を、成る可く狭くせんとする他の努力も、依然として諸國の間に其の跡を留め、其の努力は労働負傷に對す

危険なる  
産業に  
限る  
努力も  
する

る賠償は、元來危険なる労働に對する、特別の救済施設なればと云ふ意味を固執することに依つて行はれ、同じく工業の中に在つても、たゞ其の労働の危険なるもののみを列擧し、其の列擧されたる種類の工業に於てのみ、負傷賠償の行はれるものとせんとすることである。此の態度が労働負傷救済の意味より之を見て、正當視せらる可きものにあらざるは甚だ晴易き所で、負傷に對する救済は、負傷の事實の生じたる場合に行はる可きもので、然かも其の負傷が労働上に生じたる限りは、犠牲となれる労働者が之によりて受くる經濟上の苦痛を救済せんとするものなれば、其の負傷の事實さへあればそれでよい。其が如何なる種類の産業に於ける労働に依りて生ぜるかは何ふ必要なく、其の救済施設はあらゆる種類の産業のあらゆる種類の労働に對して行はる可きものたるに外ならぬ。即ち斯くてこそ甫めて負傷救済施設としての實効力は、發揮され得るのである。

然るに更に又負傷救済の範圍を狭くせんとするの希望は、その行はる可き業務に於ける雇傭労働者の數の上に制限を置き、一定數以上の労働者を

業務の大  
さを限ら  
ざる  
努力も  
する



使用する業務に於てのみ、負傷救済施設の適用ある可きものとせんとして居る。即ち恰も工場法の適用に於て之を見る如く、例へば五人以上とか十人以上とかの労働者を使用する業務に於て、負傷救済の施設の適用あるものとせんとするのであつて、其の主旨は小規模産業を保護せんとするに出で、小産業に負傷救済の費用を負担さすに於ては、其の産業は立行き難いから、負傷救済の負擔はたゞ能く之に堪へ得る比較的大規模のものにのみ課せらる可きものとするのである。併し乍ら此の考へが妥當のものでないことは、言を俟たない。元來労働者を雇つて使ひ乍ら、彼等が業務上負傷せる場合にも、之を救済するだけの力もなく、其の負傷より生ずる身神の苦痛と、經濟上の困難とを、悉く労働者に負はしめて、それで漸くに成立ち得るやうな産業ならば、そんな産業は存在せない方が却つて社會の爲めによいのである。労働者を犠牲にして甫めて企業家は事業を續け得、又消費者は其の産物を使用消費するを得るものならば、企業家も消費者も共に之れ一種の搾取經濟を行ふもので、斯かる産業の存続するは却つて不當

の甚だしきものと謂はねばならぬ。

總べて右に論示する所の如きは、たゞ雇主階級が成可く労働者の負傷賠償の責を免れんとし、又は其の負擔を軽減せんとするより生ずる實際上の問題たるに過ぎないで、それが理論上の根據に立ち労働負傷賠償制そのものを根本的に覆すに足るものではない。たゞ舊來の思想が残存し新たな口實が設けられて、時勢の要求には已むを得ず追従し乍らも、澁々之に追従する有様を示すに外ならぬ。従つて時勢の進み行くに連れて、此等の障礙は漸次に其の力を失ひ、施設は其の適用の範圍も擴がり、其の働も有效なものとなつて來つゝある。

仍て尙ほ少しく災害保險の範圍の擴張せらるゝ有様に就いて見るに、そのは大體二様に行はれるやうである。其一は舊式だが然し最も廣く用ひられる方法であつて、從來法律が定めて居る範圍を、たゞ漸次に擴げて行く方法である。されば幾ら擴げられても、労働者は依然として使用せられたる業務から見られた上で取扱を受けるのだが、たゞ労働災害保險の範圍内

の範圍擴張  
の状況



に入るものとして數へらるゝ業務の數が、漸次に多くせられるのである。そして其の中に數へられない業務が、其の範圍から除外せられると云ふ譯である。此の道をとつて進める國々は、亞爾然丁、埃太利、白耳義、伯刺西爾、加奈陀の諸州、智利、玖馬、チエツコ、スロヴァキヤ、エストニヤ、エクアドール、フィンランド、佛蘭西、獨逸、希臘、洪牙利、伊太利、印度、日本、ラトヴィヤ、リツアニヤ、諾威、巴奈馬、秘露、ポーランド、ルーマニヤ、サルヴァドル、西班牙、瑞西、ウルグエーの諸國である。

其の二は労働者をば企業家の爲めに働き、之に對する報酬を得る意味に於て職業に従事する者と見て、其の見地から取扱ふのだが、其の従事する職業の種類に就いては、何等の顧慮が拂はれない。従つて職業を數へ上げることとなり、法律に依つて明文上除外せられない所の労働者は總べて其の保險範圍内に包含せられるのである。此の方法に依つて災害保險範圍を定めた主なる國々は、濠太利の諸州、ブルガリヤ、丁抹、グレートブリテン、愛蘭自由國、和蘭、新西蘭、葡萄牙、露西亞、セルブ・クロアイト、ス

範圍を定  
むる方法

ローヴン王國、(Serb-Croat-Slovene Kingdom) サウス・アフリカ、瑞典の諸國である。

然るに今問題を一般的に總括して、新たなる觀察の下に、災害保險の行はれる範圍に關する一般問題として考へてみるならば、上に既に述べた所に依つて明かなやうに、それはあらゆる賃儲労働者を包括し、其の全體に渉る制度とせられるのが當然だと云はねばならぬ。然し現在に於ては尙ほ從來の見地の殘存するものがあり、又經濟上や社會上や財務上やの理由からしても、災害保險の行はる可き範圍に關して、何等かの限定を置かんとする實狀あるを見る。そして其の限定は右に示す所に照し考へても明かなやうに、大體二様の見地から行はれる。一は労働契約と労働者の雇傭せられる業務との兩者を併せ觀察して、其の限定を爲すものであり、他は災害救済に關する立法上の主義に關して専ら注意し、労働契約のみを眼中に置いて限定を爲さんとする。前者は其の限定を爲すに就いては、災害保險の範圍内に入る可き業務を數へ上げる方法を取り、後者は一の雇主に依つて



業務を列  
挙するも

雇傭せられ、報酬を得て一定の業務に服する者を以て、災害保険は成立つものと見る所から、其の範圍から除外せられる者ありとせば、其は個々の労働者であつて業務ではないと見る。

先づ災害保険の適用せらる可き業務を列舉的に限定せんとする立場にあるものに就いて見れば、其の適用範圍から除外せらる可き業務としては、特定せられた業務の一定群を除外するか、然らざれば一定の大きさに達しない業務を除外することにして居る。其の實例としては、或國に於ては上にも述べたやうに、商業と農業とを業務として除外して居るし、他のものは一定数以上の労働者を使用する業務に對してのみ、災害保険は適用せらる可しとするのである。

次に災害保険の適用を受く可き労働者の部類を限定せんとするものは、主として労働者の年齢、雇主との家庭關係、労働の性質、労働者の經濟上の地位、雇傭關係の繼續期間、労働の場所等を顧慮するを常とする。現在の立法例に於ては労働者を其の年齢に關して顧慮するは少いが伊太利、瑞

労働者の  
部類を限  
定するも

典、多數の立法例は雇主の家族の或者は之を除することにして居る。妻が除外せられるのは正當と云はねばなるまいけれども、其他の者はたとへ雇主と家族關係ありとも、除外せられねばならぬ理由はないと云ふのが之に對する非難である。次に筋肉労働者と然らざる者とを區別し、一定額以上の所得に有附く非筋肉労働者を除外する例がある。之に對する非難としては、例へば工場に於ける爆發の如き事件は、筋肉労働者と非筋肉労働者とを差別することはないのである。かゝる除外例を認めることは、災害保険の社會的使命に孤負するものと云ふ點に集められる。かゝる除外例を認むる國々は亞爾然丁、濠太刺利、白耳義、玖馬、フィンランド、グレイトブリテン、印度、愛蘭自由國、伊太利、日本、リテユアニヤ、ルクセンブルグ、新西蘭、秘露、加奈陀(クエベック)、サスカチエヴァン二洲、南亞弗利加、西班牙、瑞典の諸國である。

非筋肉労働者のみならず筋肉労働者と雖も一定金額以上の所得あるものは、之を除外せんとする立法例もあるが、然し近時の傾向としては、苟も



災害保険制を布く以上は、其の社會的使命に鑑み、かゝる制限を置かないことにす可しとする見地が、段々勢力を得つゝある。既にかゝる發達の程度にまで達せる實例としては、埃太利、伯刺西爾、ブルガリヤ、加奈陀(クエベック)、サスカチエヴァン二州を除く)、チリ、チエッコ、スロヴァキヤ、丁抹、エストニア、エクアドル、佛蘭西、獨逸、洪牙利、ラトヴィヤ、和蘭、諾威、巴奈馬、ポーランド、葡萄牙、ルーマニア、露西亞、サルヴァドル、セルヴ、クロアチア、スロヴェン王國、瑞西、ウルグエイの國々を擧げることが出来る。

英國を中心とする數個國の立法に於ては、一時的の性質を有する雇傭及び雇主の業務以外の目的のために傭はれたる者を、除外することにして居る。

労働の行はれる場所に關して除外例を認めんとする者は、労働者が自己の家庭内に於てする労働に就いて之を認めんとする。蓋しかゝる自家労働者に對しては、雇主は其の労働の行はれる實狀を詳にせず、之に關して危

外に労働場所  
に依る除

獨立労働  
者の包括

險を防ぐ可き方法を講ず可き由もないからと云ふのが、其の理由である。併し近時に至つては、かゝる自家労働者をも除外しない立法例が少なくなつた。例へばブルガリヤ、丁抹、和蘭、新西蘭、葡萄牙、露西亞、セルブ、クロアチア、スロヴェン王國等である。

總べて斯くの如く、一方には雇傭労働者に就ても、現今尙ほ多く除外例を造らんとするものあると同時に、他方には又災害保険を獨立労働者にも及ぼし、自ら労働に従事する者、少數なる労働者を雇いて働かせ乍ら自らも労働する者の如きは、負傷に因つて陥る困難は被傭労働者と異なる所はないと云ふ見地から、此等をも保險範圍内に包括せんとする氣運が開けて來た。そして或種の獨立労働者にも強制保險を適用せんとする國々としては、丁抹、獨逸、伊太利、諾威等の如きを見ることが出来るが、他の例としては任意保險の道を與へて居る。埃太利、ブルガリヤ、洪牙利、和蘭、瑞典、チエッコ、スロヴァキヤ等之である。

要するに漸次斯くの如くにして、除外例は減少し、労働災害保險の労働



者に對する普遍化を見る傾向あることを知り得る次第である。

一九二

#### 第四節 救濟程度と保險費用

災害保險  
給付

災害に對して民法上の損害賠償を行ふと云ふ觀念から、社會保險を制定する觀念に變化するに至つたと云ふ事實は、負傷に伴ふ經濟上の損害に關して之を云へば、雇主の側も勞働者の側も共に多少づゝ其の法律上の權利を捨て、雙方から歩み寄つたものと見ることが出来る。即ち社會保險に於ては、産業上の危険なるものを認むること既述の通りだが、之を認めると云ふことは、雇主の責任に屬せざる災害に對しても、保險金が拂はれることとなるのだから、若し賠償問題としてあつたならば、雇主の支拂はなくてもよいものを、保險金としては支給することになる。其の代り又勞働者の受くる保險金は、損害賠償として受領するを得可き額よりも少く、其の少きだけは勞働者は權利を讓ることになるわけである。

されば即ち此の説明に依つて明かなやうに、災害保險制の下に於ける保

負傷に依  
る金銭上  
の損害

險給付は、負傷事實に依つて現實に生じたる金銭上の損害の全部に及ばず、たゞその一部分をのみ支給するものなるを知ることが出来る。

負傷に依つて勞働者が被る金銭上の損害といへば、其の負傷が全然彼の勞働能力を失はしめた場合には、其の賃金全額に相當する譯であり、又勞働能力の一部分を失つた場合には、負傷しなかつたであらうならば彼の得たであらうと思はれる所の賃金収入と、負傷後彼の受くる賃金との差額、換言すれば負傷に依りて生じたる賃金収入の減少額に相當する筈である。けれども負傷後に於て勞働者が何程の賃金を受く可きか、又負傷しなかつたであらうならば何程を得けたる可きか等のことは、事が將來や假定に屬する限り、固より正確に之を知り得可きものでない。従つて保險の實際に於ては、之を見定むるに就いては、負傷の當時若くは其前引續き何年間かに、當該勞働者の現實に得たる勞賃収入を標準として、之を推定的に算定する外はない。

賃金収入  
との割合

然かも負傷當時の賃金収入と云ふのも、其實際の収入を其儘に取つて計



算するのではない。大抵の國に在つては基本賃金の最高及び最低限度を定めてかゝるのである。そして實際の収入が其の最高限度を超加した場合には、其の超加額だけは全然之を無視するか、又は其の一部分例へば三分の一とか四分の一とかを計算中に入れるかにするのが例である。前者の方法を取るものは埃太利、白耳義、伯刺西爾、ブルガリヤ、加奈陀諸州(クエベック州を除く)チリ、玖馬、チエツコ、スロヴァキヤ、丁抹、洪牙利、印度、伊太利、ラトヴィヤ、和蘭、諾威、秘露、ルーマニヤ、セルブ、クロイト、スロイウン王國、西班牙(非筋肉労働者に限る)、瑞典、瑞西、ウルグエイの諸國である。後者に據れるものは芬蘭、佛蘭西、獨逸、希臘、ルクセンブルグ、ポーランド(獨逸の前領土)、葡萄牙、クエベックである。

然るに或少數の國々に於ては、基本賃金に關し限定が設けられてない。其例はボルビヤ、エクアドール、エストニヤ、グアテマラ、日本、リテニア、巴奈馬、ポーランド(埃太利及び露西亞の前領土)、露西亞、サルヴァドルに於て之を見る。

保険金は一定額の一時金として支拂はれる場合には、負傷者の年齢や其の將來働き得可き年數やに就いては、何等の顧慮が拂はれない。従つて其の支給額と實際の損害との不一致は益々多大となる。そして負傷により労働全能力の失はれた場合に、年金として支給せられるものに在つては、其の金額は基本賃金の五割乃至十割なるを例とし、國々により其の率の定め方が異つて居る。一時金として支拂はれるものに在つては、基本賃金の六個月分の支給せられるものから、十年分の支給せられるものに至るまで、國々により頗る趣を異にする。六個月分の例は獨り我が日本あるのみ。多くは二個年分又は三個年分である、丁抹は十個年分を支給する。

負傷により死亡したる場合に、其の遺族に支拂はるゝ場合にも、其の金額はやはり負傷者の賃金を基礎とするのだが、其の一部分の支給せらるゝもあり、又其の幾倍額かの支拂はるゝもあり、又一時金制のもあり、年金制のもある。其の率は國々によりかなり相違して居る。其間には何等定つた主義による標準はないやうである。



負傷者の遺族の範囲を定めること、又其の何れの者に何程の支給を爲すかを定めることに關しても、一貫せる主義はない。そして死亡者の年齢等に關しても限定なきを例とするが、たゞ大多數の國々に於ては、扶助料の支給を受く可き資格に何等かの條件を附し、生活の道の無いことや、身體の不具若くは老衰等の理由により、自ら働いて生きて行くことの出来ない事情あることを必要として居る。

遺族の中に在つて寡婦のみは、死亡したる夫に經濟上從屬せしことを立證するを須たずして、扶助料を受ける權利が認められる。併し之は總べての國に於てさうなつて居る譯ではない。

遺兒に對する給與は、死亡者に對する經濟的從屬關係が立證せられるか、年齢から見ても其の從屬の推定せらるゝ場合に限り爲さるゝを例とする。兄弟、姉妹、孫等に對する給付は、彼等が經濟的に從屬せることの立證せらるゝ場合に限り爲される。

以上示す所に依つて見れば、負傷の場合に爲さるゝ給付は、負傷者の所

得とか負傷に依つて其の失はるゝ程度とかに比例を保つことになつて居ない。此の比例は企業家に對する保険料負擔を輕からしむる目的を以て、基本賃金額や給付額に關して、最高限度が設けられると云ふ事實に依つて破られる次第である。そして給付は負傷者が死亡したる場合にも、負傷者の所得の大小等を顧慮するよりは、寧ろ遺族たる人々の生活維持の爲めに必要とせらるゝ額を見、之を標準として決定せらるゝを例とするのである。

右示す所の如くなるが故に、災害保険に關し常に問題となることは、負傷に對する救濟の行はるゝものとして、扱て然らば其の救濟の程度如何と云ふことである。若し救濟が負傷に依つて失はれたる利益の全價値に相等す可きものなりとせば、労働者が負傷に依つて受けたるあらゆる損害が評價されて、之に相當する賠償が支拂はれなければならぬ。けれども其の損害の中には身體や精神の被る苦痛もあり、顔の美を失ひ體軀が不具畸形となる等のこともあつて、其等の損害は到底之を評價し得べき性質のものでなく、然かも亦元來労働災害救濟の程度は、たゞ負傷に依つて生ずる労働



者の經濟上の苦痛を救済すると云ふことだけを目的とするものなのだから、賠償はたゞ之にのみ對して行はる可きものである。

然るに實際に於ては、其の救済は労働者の受くる經濟上の損失の全額に對しても行はるゝことなく、それよりも少額なるを常とする。尤も労働者側に於ては、其の額が賃金の全額たらんことを要求し、其の爲めに運動をも行ふのであるが、其の要求通り全額制となすに於ては、負傷者は却つて負傷したるをよいことにして、其後は働けば働かれるに拘らず、全く働かないで救済金で衣食するやうになるを避け難いから、之はどうしても賃金全額よりは割引して支給せらる可きものと、一般に考へられて居るのである。之を實例に徴すれば、賃金額の五割乃至六割と云ふのが、大多數の國の採れる制であるが、獨逸は六割六分三分の二制を採り、七割制を採れる國もあり(和蘭、又終に八割まで支給する例も瑞西に依つて開かれ、之が先づ最高限度と見られて居る。而して大體の傾向を云へば、諸國に於ける其の給付割合は漸次増加せらるゝ風がある。而して此の問題に就いて併せ考

醫療給付

ふ可きことは、給付金は其の額に關して無制限なる可きものではなく、其の最少限度と最大限度との定めらるゝを例とすることである。然し其の限度に至つては固より國々に於て異つて居る。

然るに負傷に對する經濟的救済以外に於ても、又直接に醫療の供與の行はれて居る例も少くなく、之を行ふ國々では之は必要で又有效なことだと信ぜられて居る。蓋し直接の醫療給付を有せば、負傷其物に對する手當は有効に且つ迅速に行はれる見込があり、醫師に對する監督も行はれ易い。それに又金錢の給付を受けた分では、負傷労働者は一家の衣食の必要のため追はれて、負傷に對する手當の方は之を等閑にする恐があるから、金錢の支給と併せて醫療の直接給付を爲せば、最も有効に負傷其物と因て生ずる經濟上の困難とに對する救済が行はれ得るとせられるのである。

次に攷ふ可きことは、輕微なる負傷に對する救済を、如何にす可きかと云ふ問題であつて、多くの國々に在つては輕微なるものは之を救済の範圍より除外し、之に對しては何等のことも爲さざる有様であるが、例へ輕微

輕微なる負傷の場合



の負傷と雖も之に對して全く救済の施設なきに於ては、勞働者は困難に陥る場合が少くない。そこで獨逸其他の數國に於ては、負傷保險と疾病保險とを併せ用ひ、例へば獨逸の例の如く負傷後十三週間迄は疾病保險の方から之が救済を爲すこととし、豫後の経過十三週間以上に及ぶ重傷に對して甫めて負傷保險の方から保險金の支給を爲すことにして居る。而して此の猶豫期の長短は國に依つて相違して居るが、兎も角一定の猶豫期間を定めて、其間は疾病保險の方の問題と爲すことは、方法としては面白い方法であつて、之は後に述べ可き保險料を何人が負擔するかの問題と併せて攷ふるに於て、益々其の意義深きを見ることが出来る。

次に論ず可きは負傷に對する給付金の支給せらるゝ場合には、其は年金的に支給せらる可きか、將又一時金的に支給せらる可きか、兩者何れを可とするやと云ふ問題であるが、之は兩者各々利害兩方面を有するを知らねばならぬ。即ち一時金制にすれば相當纏つた金が負傷者の手に入るが爲めに、彼は此を以つて小規模の手工業や小賣業の如き業務を開始するを得て、

か一年金制か  
か一時金制か

生活の安定を計るを得るの利便があり、又或は之を有利の事業に投じて、其の利益配當を得ることも出来る。然るに又翻つて之を攷ふれば、事業界に關する知識に乏しく又其道に何等の經驗を有せざる勞働者にして、能く此の途に依つて成功し得ることは困難で、動もすれば折角の給付金を元も子もなく失つてしまふ恐が少くない。されば一時金制を採つて居る國も少くはないけれども、やはり年金制たるを以て、負傷に依る生活困難等の救済を爲すには、より多く適當せるものと見るのが普通である。尙又制度として年金制を採るものに在つても、當事者の意思によつて之を資本額に還算して一時金と爲すことを許す可きや否やの問題も、之に關聯して考へられることだが、其の弊害は前の一般の場合と同様なるが上に、此の場合には又勞働者が一時金の欲しさ、又年金としては少額なれども之を資本額に還算すれば大分多額になるやうに見ゆる所から、其の還算率が少々高くても勞働者は之に安んずることになり、結局利廻りにしてみれば損をすることゝなる場合が少くないのである。されば是亦一般的には年金制を持



續せしむるを以て、よく労働者の保護の目的に叶ふものと考へらる可きである。

然しある種の輕微なる負傷に對する些少の給付金に至つては、其が年金なる場合には、其の額あまり少額なるが爲めに、殆ど多く生活上の足しにならぬことになる。斯んな場合には年金を資本化して、一時金に換算して授受するを得ることにするが便利である。されば大抵の實例に於ても、少額年金は、之を一時金に代ゆるを得るものとし、其額につき最高幾千の年金迄は之を一時金と爲すを得ると云ふ風に、制限を定めたものもある。

次に重大なる負傷に對する救済の場合に於て、負傷者が死亡したときには、其の救済金は遺族に與へらる可きものたるや勿論だが、其の場合にも一時金制よりも年金制を可とするは前に述べた理由に照して明かなる所で、然かも此の場合には前の場合よりも更に一層、一時金制よりも年金制を可とする理由が強い。然し寡婦に對する年金は其の再婚に因つて止めらるゝは勿論の義で、其の折には一定額の一時金を支給して打切るを例とする。

そして遺兒に對する救済年金は、兒童が一定年齢に達し獨立し得る迄を限とす可きは言を俟たぬが、其の年齢を何程に定む可きかに就いては、定つた標準はない。従つて國々により或は十五歳とするもあれば、十六歳とするもあり、又十八歳とするものもある。たゞ注意す可きことは、此の年齢をあまりに低くするに於ては、遺兒をして止むを得ず早くから賃傭労働に就かしむることとなり、弊害を生ずる恐あることである。そして此の年齢の限定は、一方工場法に於ける労働禁止の制限と、相呼應す可きものたるを忘れてはならぬ。

最後に今一度立歸つて一言す可きは、負傷に對する救済制の定めらるゝに際し、其の負擔を何人に負はしむ可きかと云ふ問題である。即ち例へば災害保険の制定せらるゝ場合には、其の保険掛金は雇主と労働者と國家とで分擔すること、普通に労働保険に關して通則と考へらる所の如くす可きか、それとも雇主のみの負擔とす可きか、或は又雇主の負擔を以て本幹と爲し、之に國家が補助を與ふることゝ爲す可きかと云ふことである。即ち



労働保険中疾病、痠疾、老衰、失業等に對する保険に在つては、負擔は労働者も一部分之を荷ふを以て原則とするのであるから、災害保険に於ても此の原則はやはり適用せらる可きかと云ふに、災害保険に關してのみは労働者に其の負擔を課せないのが、理に叶ふものとせなければならぬ。其の理由は、本節上半に之を述べた所に照し致ふれば明かなる所で、労働者は負傷による身神の苦痛を嘗むるを餘儀なくされて居るに加へて、元來負傷に對する救済の問題と施設とは、雇主の責任に關する問題よりして發達せることに照し見ても明かなるが如く、生産の行はるゝに就いて生ずる經濟上の犠牲を賠償する性質のものであり、其の犠牲は生産上の費用 (Cost of Production) と考へらる可きもので、結局其の産業自身が之を負擔す可きものであるから、労働者は救済施設上に於ける費用は、之を負擔しないのを以て正當とするのである。此の點に就いては此上更に多くを論示する必要はあるまい。

災害保険に於ける費用負擔に關する一般論は大體上の如きものであるが

進んで此の費用負擔に關する諸國の立法例を觀察する。

労働災害保険に在つては、負傷に對する賠償金と保険管理に要する費用とは、共に雇主に之を負擔せしむる原則が認められて居るが、雇主が其の責任を果すに就いて如何に之を爲す可きかに關しては、國々の立法例は一様でない。大體之を二派に分つことが出来る。其の一派は雇主をして各個別に其責を負はしむるものであつて、之は大抵労働災害保険が任意保険とせられて居る所で認められるが、強制保険の下に於ても之を見ることが出来る。他の一派は産業をして一體として共同的に責任を負はしむるもので、之は主として強制保険の行はれる所に於て認められる。

此の原則に従つて試に諸國の實狀を見れば、次の如く之を三つに分類することが出来る。

(一)任意保険制を以てする賠償法

此の分類に屬するものは亞爾然丁、濠太刺利(二州)、白耳義、ポリビヤ、伯刺西爾、加奈陀(三州)、エクスアドール、佛蘭西、グレートブリテン、印度、



日本、リテニアニヤ、ニュファウンドランド、新西蘭、巴奈馬、秘露、サルヴァドール、南亞弗利加、西班牙、合衆國諸州の大部分、ウルグエイ等である。

(二) 個別的責任主義を基礎とする強制災害保険制

之に屬する例としては濠太刺利(南濠太刺利、西濠太刺利、ヴィクトリヤ)、チイリ、キュバ、丁抹、芬蘭、伊太利、和蘭、葡萄牙、合衆國(三州)等を挙げうる。

(三) 共同責任主義を基礎とする強制災害保険制

此の制度を採れるものは濠太刺利(クエーンズランド)、埃太利、ブルガリヤ、加奈陀(六州)チエッコ、スロヴァキヤ、エストニヤ、獨逸、洪牙利、伊太利(農業傷害)、日本、ラトヴィヤ、ルクセンブルグ、ポーランド、ルーマニヤ、瑞典、瑞西の諸國である。

茲に注意を要することは、總べて職業上の危険に関する原則は、それが職業上より生ずるものなる限りは、傷害なると疾病なるとを問はず、共に之

を包括す可きものであるが、實際上に於ては、立法は職業上の災害に基く負傷と、職業に依つて生ぜる疾病との間に區別を立て、居ることである。そして傾向としては前者より漸次及ぼして後者を包容するに至るのだが、それはたゞ徐々にしか進まない有様である。従つて現在の實狀に於ては、職業上の疾病に伴ふ費用は雇主に於て之を負擔することなく、主として労働者自身に依つて負擔せられて居ると見なければならぬ。

其故尙ほ現今の立法に於ては、既に述べたやうに舊い思想や慣例などが未だ大分残つて居つて、原則に對して種々の除外例を認めることを見通してはならぬ。負傷が労働者自身の過失によつて生じた場合とか、國家が保険費用の一部分を負擔する法律上の定めになつて居る場合とかに例外が認められる。そして又負傷後一定期間までは、保険金は疾病保險の方から支給せられ、一定期間後に至つて初めて災害保險の方から支拂れるやうな規定を設けた所もある。(獨逸、丁抹に於ては當初の十三週間、埃太利、チエッコ、スロヴァキア及びポーランドでは當初の四週間)



併し立法の如何に拘らず労働上の負傷に對しては、職業上の危険に關する根本原則を認めざるものは無い。従つて保険は任意制であらうとも、強制保険制であらうとも、賠償と保険との費用は之を雇主の負擔たらしむことは、一般的に實行せられて居るのである。

Rubinow, op. cit, pp. 100—133

R. M. Woodbury, Social Insurance, An economic Analysis, pp. 38—73

Borgh, a. a. O. 358—364

Problems of Social Insurance.

### 第五節 労働災害保険の組織

労働上に於ける負傷に對する救済の問題は、當初損害賠償に關する法律的觀念より漸次發展して終に社會的救済施設に關する問題となつたものなることは、前節に之を明かにした通りである。然るに現今に至るも尙ほ社會的施設として災害保険を制定する迄に進んだ國は文明國の全部には及び

保険制なき困難

得ないで、たゞ法律上労働者の負傷に對する雇主の賠償責任を規定するに止めて居る國も少くない。

けれどもどうせ雇主に於て労働者の負傷による困難を救済せなければならぬものとすれば、保険が制定せられて雇主は之に加入することに依つてその義務を果すを得ることとなるのが、雇主に取つても大いなる利便と謂はねばならぬ。若し保険の制定なくして雇主は銘々自己の責任に於て自己の力を以て労働負傷の救済を行はなければならぬとすれば、場合に依ては雇主は企業家として之が爲めに多大なる損失負擔に任せなければならぬことになり、少しく大袈裟なる爆發事件などあつた場合の如きに於ては、企業は頗る業務困難に陥ることあるをも避け難いのである。

然るに又翻て之を労働者の側から見れば、雇主の間に災害救済の爲めに保険の制定せられたると否とは決して無關係の問題たるを得ない。彼等も亦保険の制定せらるゝことを以て、たゞ單に法律上雇主の賠償責任の定められたるに優ること多きを思はざるを得ない。即ち保険の制あると否とは



雇主がその賠償義務を果す上に多大の關係を有し、保險制あれば労働者は雇主の賠償力に就いて安神して居れるけれども、若し其制なきに於ては、雇主が果してその義務を遂行するに足るだけの誠意と經濟上の實力とを有するや否やに就いて不安を感じざるを得ない譯である。それも負傷事件が少しづつ、合間々々に生ずる場合には大した不安もないけれども、爆發事件のやうな大事故の生ずる場合にもあり得ることなのだから、労働者はどうしても多少の不安を感じざるを免れ難い。而して此の不安を取除かん爲には國家が常に雇主の賠償能力に就いて監視し、又場合に依ては佛白等にその實例を見たやうに賠償義務を負つて居る雇主より租税を徵收し之をその賠償義務履行の基金に充て、以てその義務履行を保障する方法もあるけれども、それが能く終に現時の時勢に適應して十分有效なる働を爲し得ざることとは此等の國々の失敗が之を實證する所であつて、やはりそれは保險制の定められるに若くはなく、その保險は國家の直接に之を經營するものであらうと將又國家の監督の下に在る相互保險組合や保險會社をして之を行はしめる

ものであらうと、兎も角有力なる保險制を定め之に依つて雇主の救済義務が、雇主側に於ける比較的少き負擔を以て然かも十分有効に果されることとなるを必要とするのである。

それに又保險が制定せられその組織に於ける働に依て負傷に對する救済が行はれることになれば、其の救済は負傷労働者とその雇主との間の人的交渉を抜きにして、制度の働に依り事務的に行はれるが爲めに、賠償事件に關聯して負傷労働者とその雇主との間の感情を悪くしたり、兩者間の敵對的關係を造つたり、それが爲めに負傷労働者が失業者となつたりするやうな恐がないから、その點からしても大いに労働者に取つては好ましきものと謂はねばならぬ。前に述べたやうに、雇主の賠償義務は法律上明定されてあつても、負傷の際に於ける労働者の要求が訴訟に依て貫徹されねばならぬ分では、此所に述ぶる幾多の好ましからざる副作用が其間から生じ、労働者は之を恐れ之を厭ふ所からその要求を擲ち救済の實を見るを得ざることになる。此の欠點を除き救済をして之を爲すものからも之を受くるも



のからも不快な思なからしめ、又個人的恩義と云ふ要素の入り来る餘地なからしめることは、實に保険の特徴とする所で、その歓迎せらるゝ理由は此所にも存することを知らなければならぬ。

されば労働負傷に對する救済の爲めにする施設としては、保険制は雇主側から見ても労働者側から見ても、洵に適當なものと謂はなければならぬ次第であつて、今や多くの進歩せる國々に在つては強制的なる國家的保険制として之を制定するに至つた。けれども労働の負傷に對する保険制そのものゝ發達の有様を伺へば、それは元來は私的なる普通の保険制より出て來たもので、當初の保険は固より現時のものとはその意味を異にして居る。即ち最初に労働者の負傷事故に對して保険の行はれたのは英國であるが、それはたゞ普通の保險會社が主として生命保險として労働者個人々々を保險したのに過ぎなかつた。然かも保險會社に於ては労働者の負傷の危険率が高いものだから、之を保險するを好まなかつた。然るに此の個別的なる保險からして労働者を集合的に保險する方法が表はれることとなり、諸國

に於て随分廣く行はれた。それは工場に於ける労働者の全部又は多數をば一纏めにして保險するのであつて、その中には負傷の危険に曝されたることの大なるものもあれば、小なるものもあり、此等を一括して保險するのだから、危険はそれが爲めに大いに輕減せられ、保險會社はよく營利業務として之を行ふを得るのであつた。そしてその保険の掛金は労働者が負擔するのだつたけれども、中には雇主が進んでその全部又は一部を支給するものも少からず、雇主は一面には恩情的の意味からも之を行つたけれども、一面には又利害を打算して之を爲すを有利と考へて敢て之を行ふ次第であつた。けれどもこの方法が未だ以て労働負傷救済の問題を解決するに足らざるは甚だ賭易い所で、雇主として進んで掛金負擔をするやうな者は少數たるに過ぎざるに加へて、その保険は元來營利的なるが爲めに負傷事故に對する保険金の支拂額少く、保險としては雇主に取つても労働者に取つても太だ都合宜からざるものであつた。此の集合的なる労働保險の方法と相並んで然かもそれとは全然異なる主旨の下に行はれることとなつたのは、



やはり英國に於て主として之を見た所の雇主の賠償責任に對する保險(Employer's liability insurance)である。之は雇主が法律上負擔する勞働負傷賠償の責任に對して保險の行はるゝものであつて、負傷事故の生じたる場合に愈、雇主が其の賠償を行はねばならぬことが法的に確定すれば、雇主は保險會社より賠償金を保險金として受取るを得る仕組である。そして此の保險は同じ保險會社によつて勞働者に對する集合保險と相並んで行はれることもあり又別々に行はれることもあるが、兎に角私の保險會社が之を行ふものである。されば此の制度が出來上つても勞働者は格別之が爲めに救済に對する直接の利益を得るわけではなく、從て社會的施設として勞働負傷救済上の積極的效果がその間から生れ出るに定まれるものではない。それに又保險はその費用が多くかゝつて雇主も少からず之を不便とした。

そこで諸國に於ては何とかして今少しく費用のかゝらないで然かも有效な制度を造り出さんことの爲めに、國家も雇主側も共に努力する處があつた。そして國家は主として勞働者の集合保險制を獎勵したのである。斯く

て伊太利に在つては十個の貯蓄銀行に依り勞働者負傷保險が造られるに至り、國家の監督の下に業を行つて大いに經費を節約するを得ることとなつた(一八八三年)。そして又雇主の責任保險の方に在つては雇主間に相互保險を造ることも行はるゝに至つた。けれどもまだ強制保險の制定せられる迄には至らなかつたのである。

然るに其の内事情の變化は、前節に之を明かにしたやうに、負傷に對し從來は法律上の賠償をすると云ふ觀念の強かつたのを變じて、負傷に對する單純なる救済を行ふと云ふことにしてしまつた。そしてこの觀念の變化は實に保險組織の上にも大いなる影響を及ぼし、此の觀念が一と度確立せられると共に、國家が強制保險として勞働負傷保險を制定することに就いては最早多くの疑問も反對も起つて來なかつたのである。斯くてとうとう國家的なる勞働負傷強制保險の誕生を見るに至つた。

勞働災害保險制が生れたのは斯くの如くにしてかなり長き年月に渉る時代的努力の結果であるが、併し災害保險制を制定するに就いて、その組織



を如何にするかの問題はまだ今日に至るも十分統一的に解決せられた譯ではない。即ち其の組織は國々に依つて多少づゝ面目を異にしてゐるのである。或國は災害保険をば強制保険となし其の強制は之を雇主に課し雇主は必らず之に加入する義務あるものとしてゐるのに、或他の國に於ては保険に加入すると否とは雇主の自由と爲し任意保険の制を採つてゐる。而して又同じく強制保険の制を立てゝゐる國々の中に於ても、或國では國家自ら獨占的に其の保険を經營するか(那諾)、然らざれば國家の管理の下に雇主相互組合をして之を經營せしめて居るに反して(獨、埃、諾、ルクセンブルグ)、他の國々は國家の經營する保険と私立保険會社及び雇主の相互組合と併存せしめてゐるか(伊、和)、然らざればたゞ私立會社及び雇主相互組合のみに業を行はしめてゐる(フィンランド)。次に任意保険制を採つて居る國々の中に於ても亦私立保険會社及び雇主相互組合と國營保険と併存してゐるものもあれば(瑞典、佛)、たゞ私立保険會社又は雇主相互組合のみをして保険を爲さしめてゐる所もある(白、丁、英、吉利及其植民地、西)。而して此等種々なる

組織方法は國々に於ける沿革上の理由からして自らに相分れたるものであつて、之を統一することは固より容易でないが、然し労働災害保険を任意保険制と爲すことは時勢の要求が漸次之を不満足とするに至りつゝあるから、保険を強制的のものとして之に適する何れかの組織方法を探るに至るは、現時及び今後に於ける大體の傾向と謂はねばならぬ。けれども忘るべからざることとは労働災害保険は之を強制保険と爲すと雖も、保険を強制すると云ふ意味は必ずしも同時に其の組織に就いて一定の組織を採ることを強制すると云ふ意味ではなく、保険の強制と組織の強制とは別々の問題たることである。されば之を實例に就いて見るも、保険は之を強制的のものとして乍ら、其の保険の組織に就いては之を強制せず、上に示したやうに國營保険と私營保険と併存せしめたり又は私營保険をして其業を爲さしめたりする國々がある。(伊、和、フィンランド)

然るに保険組織を強制する國々に在つては、労働災害保険はたゞ國家自身の獨占的に經營する所によるか然らざれば國家の管理の下に雇主相互組



合をして之を爲さしむるものとし、私營の保險會社は之に與るを得ざるものとするのである。而して國家自身災害保險を獨占經營する所に在つては（那諾）其の施設は全國統一的に之を行ふこと勿論であるが、雇主の相互保險組合をして之を爲さしむる所に在つては、其の組織は之を地域的區別に依つて爲さしむるものと（塊）、産業的區別に依つて爲さしむるものと（獨）がある。併し其等の區別は嚴格には立て難く、産業的區別に沿ふを本則とする所に於ても或種の産業（例へば鋼鐵業、纖維業、建築業等）に於ては地方的組織が認められ、又地方的區別に沿ふを原則とする所に於ても或種の産業例へば鐵道業、鑛山業に對しては特別に産業別組織が認められて居る。而して兩者の利害に至つては各一長一短がある。即ち産業的區別に沿ふものは危険の程度が略ぼ相似たるが故に雇主の結合による負擔の公平を期し得られるが、其代りには又遠隔の地方に於ける災害事件を取扱ふことに伴ふ不便あるを免れない。併し要するに何れにしても其の組織を強制的のものとして居る所では、雇主は兎も角も法的に與へられたる組織に加入することを餘儀なく

せられ、加入に就いて自由選擇の餘地を有せざるは言を俟たざる所である。而して産業的區別による組合組織を以て勞働災害保險を行ふものとしは獨逸が最も著名なる例を爲して居るが、舊埃洪國及びルクセンブルクも其例に屬する。

組織その  
別の種

然るに今保險の強制及び任意と云ふことや、保險組織の強制と否と云ふことやを抜きにして、ただ保險組織そのものを見れば、そは三種を出でざるを知る事が出来る。即ち私營保險會社組織と雇主相互保險組合組織と法定保險基金組織と之である。

（一）私營保險會社 勞働災害保險の領域内に於て私營保險會社は、強制保險の採用せられたる所では、保險に加入することは強制的でも何れの組織による保險に加入するかは自由選擇に委かされてある制度の下に行はるゝと同時に、任意保險制の下に於ても行はれる。そして私營保險は大抵株式會社組織によるは言を俟たない。そして私營保險會社は商法一般の規定の適用を受くるは勿論のこと、場合に依ては勞働災害保險の爲めに特に設



けられたる法規の適用を受くる。

或國々に於ては勞働災害保險を行ふ私營會社は、保險せられたる雇主に對して義務者たる地位に立ち、然かも雇主は災害に遭へる勞働者に對して義務者たる地位に立つことになつて居る。其例は之を英國法の下に見ることが出来る。然るに他の任意保險の國、例へば佛、白などに於ては、被害者は完全に雇主を代位する主義を採つて居るから、其制度の下では被保險者は雇主ではなくて勞働者である。從て雇主は直接の賠償責任を負はないのである。任意保險制の國々に於ては保險は定率保險料制として行はるゝのが多い。即ち大英國、愛蘭自由國、保險獨占制を採つて居ない所の英國領の國々、中央及南亞米利加の國々、白耳義、佛蘭西及び西班牙に其例を見る。そして保險は強制だが加入には任意選擇の許された國々例へば伊太利、和蘭、フィンランド、丁抹、葡萄牙、智利、玖馬などに於ても定率保險制はやはり災害保險中重要な地位を占めて居る。

定率保險料制を採る點に於ては國營保險も私營保險も其軌を一にする次

國營保險  
私營保險

第で、兩者共に保險金額に對して其の掛金を一定し、加入者はつまり一定額づつの掛金をさへ爲せば、それで以て契約したる保險金を買切るやうなもので、保險事故が発生すれば保險金を受領することが出来る。されば國家や保險會社は豫め大數觀察の結果に照して保險事故の發生する危険の程度を見定め、之に依て保險金を支拂ふ損失を豫定し、其の豫定額を償ふに足るべき保險掛金を一定率に造り上げて、之を加入者より支拂はしめるのである。而して其の經營全體より觀て豫定損失額が加入者の掛金總額に依て償ひ得られざるほど多大なる場合には、國家や保險會社は自ら其の損失を負擔するのだが、私立保險會社は元來營利會社たるが爲めに、此の損失の萬々生ずることなきやう然かも常に相當の利得を見積つて掛金率を定めるものである。然るに國家の方は利得を眼中に置かず保險上の損失だけを見、たゞ收支相償つて經營の立行く程度に於て掛金を定める。從て掛金はどうしても國營保險に於ける方が私立保險會社の保險に於けるよりも低安なるを得べき筈で、此點が兩者の相違する所である。



(二)相互保險組合 災害保險に於ける相互保險組合はやはり私營保險會社と同様に任意保險制を採れる國々及び保險は強制にして加入には任意選擇を許す國々に於て存在する。其の組織は國々により種々になつて居るが、共通の特色と見るべきものが二つある。一は其組織が相互主義に依ることであつて、災害に會ふ勞働者に對して賠償を爲すべき任意の地位にある雇主が集つて自ら被保險者となつて其保險を行ふべき組合を組織するものなれば、彼等は同時に保險者にして被保險者である。従て保險に伴ふ營利の餘地は存しない。第二の共通性は雇主相互保險組合には其責任の有限なるものと無限なるものとあるといふ點である。無限責任のものは謂ふ迄もなく組合員が其全財産を以て保險の責に任ずるのである。

雇主相互保險組合は私的保險會社と同一の法規の適用の下にあるを以て例とするが、非營利的のものである所から、保障的供託金は全然之を必要としないものもあり、又私營會社に比し少額に定められたものもある。雇主が相互保險組合に加入することにより彼等が勞働者の災害に對して

負ふ直接の義務が免除せられると否とは、國々の規定により一様でない。多數の國々では直接義務を免れることはないが、又或國々では相互保險組合が全く其地位に代りて責任を負ふことになつて居る。

前にも之を示したやうに雇主相互保險組合は任意保險制の國々に於ては常に私營保險會社と競争の地位に立つことになる。そして任意保險制の國々例へば佛蘭西、アルゼンチン、白耳義、西班牙などでは、雇主相互保險組合には有限責任のものと無限責任のものとあり、保險強制にして然かも任意選擇の許されたる國々例へば伊太利、和蘭、フィンランド、丁抹、瑞西、智利、玖馬などに於ては、雇主相互保險組合は國家から特に獎勵せられて居る。

雇主の相互保險組合に在つては、國營保險や會社保險に於けるが如く、掛金を一定することなく、組合が支拂ひたる保險金の多少に依て掛金は多くも少くもなり、組合員はつまり保險金としての損失と經營上の費用とを各自に割當て、分擔する仕組である。掛金の一定せないことは組合員に取



つては不便なるに相違ないけれども、その代り組合員は實際必要なる所のもの以上を負擔することなく、相互主義の本旨に従つて労働災害に對する救済費用を雇主が分擔する次第だから、制度としては頗る合理的のものと謂ふことが出来る。そして組合としては保険金の支拂が何程の額に上らうとも、損失を被る氣遣はなく、其點は國營保險や保險會社に比し經營が容易である。然し又相互保險組合に在つては、労働災害による保険金負擔の額の容易に定め難きものあり、負傷の経過の如何に依つては随分永い年月の間一人の負傷者に對して救済を行はねばならず、其の費用の容易に定め難い場合が少くない。殊に其の救済が一時金としては行はれず年金的なる場合に於て然りとす。

(三)法定保險基金組織 法律に依て保險基金の制定せられる所に於ては其組織は實に區々であつて、私的保險組織の場合に於けるよりも更に複雑である。

任意保險の國々にあつては法定保險基金は私的保險組織と競争の地位に

立つ國定基金組織として表はれる。即ち佛蘭西、ペルー、ウルグエー、新知蘭等に其例を見る。然るに強制保險の國々に在つては、保險組織の自由選擇の許されたと否とに拘らず、法定基金を制定することは必要欠ぐべからざる所であるが、其組成方法並びに之が管理方法は國々により決して一様でない。其主なる形式は強制的雇主相互組合、獨立なる公共施設、國定保險基金これである。

強制的雇主相互組合は同一地方若くは全國內の同一様産業に従事する雇主間に組織されるものであるが、保險強制にして任意選擇の許されたる國々に於ては之を見ること稀である。併し獨逸のやうに保險強制的にして自由選擇の許されざる所に於ては強制的雇主相互組合は公權力が自ら其危險を保險する場合を除き保險上獨占の地位を占める。而かも其等の組合は組合員の無限責任制を採ること、其管理に關しては十分なる獨立の認められたること、に於て特色を有する。

法定保險基金が獨立公共組織として又は國定基金として組成せらるゝ場



合には、それは大抵多數職業に跨り組織せられる。而して此の兩者間の區別は後者に於ては公權力に依て任命されたる官吏が其管理の任に當るに反して、前者に在つてはその程度こそ異れ自治的管理の許されたる點に存する。

異種職業間に跨り、一定地域若くは全國に對して保險上の獨占權を有し、之に屬する雇主をして共同責任の地位に立たしむる所の獨立公共施設は左の國々に於ける保險の唯一の形式である。Austria, Poland, Czechoslovakia, Hungary, the Serb-Croat-Slovene Kingdom, Estonia, Lithuania, Roumania, Switzerland.

最後に國定保險基金制は其行はれる國々に於てそが保險上獨占的地位を占むるや否やにより、少からず其地位を異にする。雇主が國定保險基金と他の保險との間に加入の自由選擇を爲し得る所では、言ふ迄もなく國定基金は他の保險者と競争の地位に立つ。然るに國定保險基金は屢々一定の特權を附與せられるが、其場合にはそれは災害上のあらゆる危険を保險すべき義務を有し、危険の選擇を爲すを許されない。即ち例へば伊太利、和蘭、

瑞典などの如き保險強制にして然かも自由選擇の許されたる國々に於ては、大抵斯かる實状を見るのである。之に反して一定地域若くは全國に對して保險上の獨占を有し其管理は官吏の手に依て行はれる所では、國定保險基金の占むる地位は大に趣を異にする。此制度の下に於ては保險せらるゝ人々は保險の管理上に就いては何等直接の勢力を有しない。かゝる獨占國營保險は伊太利(農業災害保險)、那諾、ブルガリヤ、加奈陀の多數プロヴインス、露西亞に於ける保險形式である。

要するに右三種の保險組織はその利害長短について見れば夫々優劣があり輕卒に論定し難い。併し實際に於ては國家が自ら勞働災害保險を經營する國々は歐洲に於ても餘り澤山ではない。特に國家が獨占的に之を經營するのは少い。他は強制保險の下に於て私立保險會社及び雇主相互保險組合と併存するか(伊、和)、然らざれば任意保險として之等と併存する有様である。而して雇主相互保險組合の制を有するものに於ても亦強制的に其の制度を採るべきものとせられたると、任意的に其の制度の認められたるもの



どの二種あること上掲の如し。強制保険制の定められて居ない國に於ては相互組合は勿論任意的組合であるが、強制保険制の下に於ても亦保險組織が任意的のものとして残されたる所に在つてはやはり任意的相互保險組合を見る事が出来る。そして強制的相互保險組合のみの認められたる國に於ては制度は最も簡明である。然らば次に之等三種の保險制の併存する所に在つては、何れの保險が最も大いなる働を爲しつゝあり又現時に於ける一般の傾向は何れの種類の保險制の發達を促しつゝあるかと尋ねるに、從來の實狀に於てはやはり私の保險會社が最も多くの被保險者を有し、保險的救済の大部分は其手を通じて行はれる有様であつた。けれども近時一般の傾向としては國營保險及び雇主相互保險組合の發達著しく、此等は漸次私立保險會社の領分を侵略しつゝあるを見る。

仍て尙ほ少しく此等三種の保險組織の利害長短に就いて攷ふるに、此の問題は之を雇主の側より見たる場合と、労働者の側より見たる場合とに分ち考へられるのは言を俟たぬ。そこで先づ雇主側の利害よりして國營保險

雇主の側  
より見た  
る利害

制に就いて見れば、國營保險制は其の經營上の經費がとかく多くかゝり、官營なるものに一般的に付き物たる能率の低きこと、費用の多くかゝること、の弊害を免れぬ。然るに一方にはたとへ經營費には多くを要するとも、國營保險の下に於ては雇主は其の負擔すべき災害救済の費用の一部分特に其の保險經營の費用の全部又は一部分は之を國庫の負擔に移すを得るの利便ありとせられる。即ち諸國の實例に就いて見るも明かなる如く、國營保險に在つては其の經營費に對しては國庫より基金利子を以て補助をするか然らざれば年々の經費に於て其の全部又は一部分を國庫が負擔するかにして居るのが少くない。所が國庫が災害保險に對して斯かる給與を爲すことに對しては種々の議論が行はれて居ることを忘れてはならぬ。或論者は労働災害保險の如きは社會生活上に必要な制度であつて其の都合よく行はれることは現時の社會生活をして全般的に安定せるものたらしむるに貢獻する性質のものなれば、國庫は他の色々の社會事業に對して經費の全部負擔や一部補助を爲して居ると同様に、此の保險經費の一部を負擔するのは



當然のこととて何の不可なる所もないと考へて居る。然るに又或論者は、已に災害保険の費用が生産に伴ふ當然の生産費と見らるべきものならば、國庫は之に對して斯かる補助を爲すべき性質のものではないと考へて居る。然し私の見るところでは前にも之を述べたやうに、勞働負傷の救済と云ふことが社會上の必要として行はるゝ性質のものであつて、雇主の責任より生ずる賠償的性質のものでないと云ふ原則が確立せられたる今日に於ては、國庫が都合によつて其の保険經費の全部又は一部分を負擔するは格別不都合なき次第と謂はねばならぬ。昔日の如く勞働者が負傷したる場合に之に對して給與の行はれるは、其の負傷に對して雇主に責任があり其の責任より生ずる法律上の義務として雇主が之を賠償すべきものとせらるゝならば、國庫が之に對して補助を爲すは不當のことと謂ふべきであらう。けれども已に其の法律義務たる性質が觀念上失はれてしまつて、社會生活上の平安の爲めにする性質が認められ、然かも其の救済の費用は生産に伴ふ費用と見られて、之を社會一般が負擔すべきものとせらるゝからには、其の負擔

勞働者側  
より見た  
る利害

の一部分を先づ以て國庫が負ふと云ふことは何等不可なき次第である。併し乍らさればとて之を國庫が負擔せなければならぬ筈はないのだから、制度は之を負擔するやうにしても負擔せないやうにしても何れでも可なる譯で、從て此點に就いては多く議論すべき所はない次第である。

次に三種の保険組織の利害に就いて勞働者側より見たる所を攷へて見るに、勞働者より之を云へば、一般的の議論として、負傷救済に對する決定權をば救済金支出に關して利害關係を有する者の手中に置くが最も不可なりとせらるゝは瞭かなる所である。此の見地よりすれば私營保險は最も好ましからざるものと謂ふの外はなく、元來營利の目的を以て存在する會社が保險を行ふものたる限り、なるべく保險金支拂を少額にして會社の營業利益を大にせんとするは免れ難き所で、之れ勞働者に取つては最も不都合と感ぜらるゝは言を俟たざる所に屬する。されば其の反對に勞働者から云へば國家が官營として災害保險を經營するを以て最も歓迎す可きものと見ることになり、官營なれば保險金支拂に關して營利上の打算の加はる恐は



なく、最も公平に事務的に其の支給の行はるべきを信ずることが出来る。然るに又少しく立入つて之を攷ふれば、たとへ國營保險が行はるゝにしても、労働者は成るべく保險金支拂の額の大なることを希望するは言ふ迄もなきことなれば、其事の爲めにやはり國家の決定に對して不満を懐くを免れ難く、其事引いては國家に對する労働者の感情を一般的に疎隔せしむるに至り、甚だ面白からざる結果を生ずる恐あり、爲めに引いて又他の方面に於ける國家の社會的事業をも阻害するに至ると爲して、國營制を好ましからずとする考も出て來るのである。

茲に於てか結局はやはり獨逸などに之を行ふが如く災害保險は之を雇主の相互保險組合をして行はしむるを以て最も無難と見ざるべからざることになる。即ち相互組合によれば組合員は組合本來の精神たる相互扶助の献身的態度を以て其の事務をも行ふこととなり従て其の經費も低安なるを得る。けれども組合制としてはやはり雇主側が保險金支拂に關する決定權を有するわけで、其の點に於て労働者が不満足を感ずるを避け難ければ、之

に對しては國家が十分なる監督を爲すは勿論のこと、又労働者中の代表者を以て其の決定に参加するを得せしめねばならぬとせられる。されば獨逸の如きに在つては保險金の支拂や其額等に關して爭議の生じた場合には之を仲裁々判に附すべきものとし、其の仲裁々判には雇主側も労働者側も共に同數の仲裁委員を出すを得るものとして居る。然るに瑞西の如きに在つては此點に更に重きを置き、保險制は之を國營と組合組織との中間のものとして爲し、其の管理に關しては労働者側と雇主側とより共に同數の管理委員（各十六名）を出さしめ、國家よりも十八名の委員を出し、總數五十名の管理委員會を組織することにした。

併し乍ら之を要するに労働者の利害引いては社會一般の立場より云へば労働災害に關してはただ十分有效なる救済が組織的に行はるゝことを以て最大重要點と爲す次第であつて、それが必ずしも保險制でなくてはならぬ理由もなく、能く國家的保障の下に救済が迅速に有效に然かも事務的に行はれ得る有効の施設あらば、何も必ずしも保險制を固執する理由はない。た



だ現今の所では保険制を以て實行し得べき最好の施設と見ざるべからず、之よりも優れたるものゝ未だ考案されざるが爲めに、暫く保険制に據る迄のことである。けれども保険制たるからにはそれは強制保険たるを以て可とすることは前に屢々之を述べた通りであるから、保険制の下に於て最も重要なる問題はそれが強制的なるや任意的なるやの點である。此點に比較すれば其の保険の組織を官營にするか相互組合にするか私營會社を以て行はしむるかはその第二次的のことたるに過ぎぬ。其の優劣は比較上の問題であつて、何れの組織によるにしても、強制的なる労働負傷保険の實踐さへ十分に擧がればそれでよい。ただ併し其の實踐を擧ぐるに就き國營制や相互組合制を可とする場合多きことだけを知るを得ば事足りりとする。

註|| 獨逸に於ける災害保険に依て保險されたる者の數は一九二〇年に於て約二千萬人であつた。

Borght, a. a. O. S. 352-358

Rubinow, op. cit. p. 134-154

Seager, op. cit. p. 65-83

Manes, Versicherungswesen, 3. Aufl. Leipz u. Berlin 1922, II. Bd. S. 86-104  
General Problems of Social Insurance.



## 第七章 労働疾病保険

## 第一節 疾病の社會性

其の經濟的  
結果の疾病

労働者に取つては労働を不可能ならしむるか若くは之を妨ぐる事故は、何事によらず其の經濟上に大いなる打撃を與ふるものたるを免れ難いのであつて、それが負傷の爲めであらうと、疾病の爲めであらうと、之を經濟上の打撃と云ふ點から見れば、何の異なる所もない。そして或意味に於ては負傷も一種の疾病と謂ひ得らるゝが如く、疾病の爲めに労働者が一時的に又は比較的長く其の労働を妨げられ、爲めに生活上に苦痛を感ぜざるを得ざる場合はかなり頻繁であつて、之を一生涯から見れば病氣の爲めに被る經濟的損失は蓋し些少なからざるものがある。それに又之を労働者一人々々に就いて観ないで全般的に労働者階級に涉つて見れば、疾病の爲めに労働の妨げらるゝ所は洵に多大なりとしなければならぬ次第で、とにかく一大社會的事實たるを否定することが出来ぬ。そして疾病の爲めに生ずる經濟的

損害と苦痛とは所得の少き者に於けるほど大であり、同時に又財産所得に依らず勤勞所得に依て生活する者に於て多大なるは言を俟たざる所で、つまり些少なる勤勞所得に依て衣食する労働者の間に於て其の苦痛最も多大なりとせなければならぬ。されば之を事實に徴するも、現在世に存在する貧困の原因として最も大いなるものは疾病である。疾病は實に人をして身神の苦痛を感ぜしむることの最も多大なるばかりでなく、多くの人々に對して最も多く生活上の困難を齎らし、貧民を造り出す力の最も大なるものと見なければならぬ。

されば疾病は之を豫防し又療治することに關して大いなる社會的努力が拂はれなければならぬが、然かもそれは常に醫療施藥の技術的方面に關したることばかりではなく、社會的施設として文化的に之が防止を爲し、又は其より生ずる經濟的困難の輕減排除の行はれなければならぬ理由が多い。そして元來疾病なるものは個人々々に於ける個々の事象たるには相違ないけれども、然し現時の如き緊密なる社會生活の行はるゝ状態の下に於ては、

社會性  
の疾病



疾病はただに個人的事象たるに止らないで、漸次大いに社會性を帯びて來るのである。

或種の病例へば廣く傳染病とか流行病とか云はるゝものに至つては、人々が群衆生活を爲し社會を形造つて居るが爲めに發生したり蔓延したりするものであつて、病氣それ自身の性質から謂へばロビンソン・クルソーも之に罹るものがあらうけれども、然もそは社會と云ふ群居の生活の行はるゝ所なればこそ病として段々蔓延したり猖獗を極めたりするものと謂はねばならぬ。又或種の病に至つては、それは所謂傳染病でも流行病でもなくとも、人々が之に罹るは其の個人生活よりしてではなく、社會的に活動するが爲めなる場合が少くない。

特に又病の多少輕重は現今の都會と田舎とに於て少からず異つて居るのであつて、之は人の生活状態が群居的であると分散的になるとより生ずるに外ならず、此の事實が事實として存在することは、現今疾病に社會性あることを明瞭に示すものと謂はねばならぬ。

斯るが故に現時に在つては病を豫防し其の損害を少からしむるが爲めには、個人々々が攝生をし衛生に心掛けることを必要とすると同時に、社會的に此點に關する注意が拂はれ、所謂個人衛生と併せて社會衛生を進め、一般的に社會の衛生状態を高さ標準に置くことが、甚だ重要なるに至つた。之れ實に病の社會性の増加より生ずる事柄であつて、病に社會性なくば、社會衛生の概念も問題も起り得ない。

更に之を攷ふれば、疾病は元之れ何れの人をも恐れず又嫌はざるものであるから、如何なる階級如何なる職業の人と雖も、苟も人たる限りは、身體の強弱による罹病危険の大小の差こそあれ、人々の屬する階級や職業の異なるに依て、罹病率の上に相違のあるべき筈はない。然るに之を實際に徴し見れば、人々は階級の異なるにより其の生活の状態を異にし、又職業の異なるに依り其の住ふ外圍の事情を異にするが爲めに、人々が病に侵さるゝことの多少や其の病の輕重の如きも、階級の異なるにより又職業の異なるに依て大いに異なる有様を呈して居る。即ち之を生活の状態より云へば病に犯さ



るゝことの危険を少からしめんが爲めには、常に十分なる營養を取り適當の運動を爲し、衛生的なる衣服を纏ひ清潔なる家屋に住し、適當の休養を取り安靜の精神を持する等、種々の條件を必要とする次第だが、或階級特に労働者の階級に屬する人々の如きは、斯かる衛生上の條件を充さんにも、其の生活の實際が之を許さざるものが多く、爲めに罹病の率は高からざるを得ず、又病に罹つてからも無理をしたり醫療を怠つたりせざるを得ざる生活上の實狀あるが爲めに、其の病をして比較的重病たるに至らしむる場合が少くない。之は實に人々の屬する階級の異り職業の異るより生ずる現象である。即ち之れ決して病と云ふものと人と云ふ生物との相對關係より生ずる自然的な現象たるばかりでなく、實に階級だとか職業だとか云ふやうな社會的な關係が之れに加はつて生じ來る現象である。従て其の現象には自然性と併せて多くの社會性の含まれたるを如何ともし難い。そして労働者階級と其の職業とが、其の所屬階級の一般生活状態と職業本來の性質との爲めに、病に罹る危険に曝されたることの多大なるは、此の關係より

觀て最も注意すべき所と謂はねばならぬ。即ち労働者と病との間に社會的關係の多分に介在すること、社會保險に就て研究を試むる場合には、最も注意を要する所と謂はねばならぬ。

所が更に之を疾病と職業との關係に就いて見れば、兩者の間には甚だ密接なる關係の存するを否定することが出來ない。即ち先づ或種の職業に至つては、之に携はつて労働を爲す者は、種々の有毒物を取扱はねばならず、其の職業は産業としての性質上斯かる有毒物を材料として用ひざるを得ざるもので、其の爲めに當該職業に特有なる種々の疾病を労働者の間に見ることとなる。又或種の産業に至つては取扱ふ材料が有毒物であつても無くても、其の生産の行はるゝ技術上の經過に於て有毒物の發生を避け難く、爲めに又労働者は其の健康を害せざるを得ざることとなる。即ち多くの金屬工業の如きは其の取扱ふ材料の有毒なるもの多く、又多くの化學工業は其の生産技術上有毒瓦斯其他の有毒物の發生を見る。而して此の有毒物を材料として取扱ふことや有毒物の發生を見ることや、事が元來生産の技



術上から出で来るもので、其の事實は之を如何ともし難く、又之が身體に害毒を及ぼすことも或程度までは技術的に防ぎ得られるけれども、其の技術的防止の及び得ざる所に至つては如何ともするに由なく、労働者が身神を以て其の犠牲となる外はない。然かも近時産業の發達は漸次斯かる有毒物取扱及び有毒物發生工業を多からしめ、労働者が其の職業上より病に犯さるゝ危険は頗る大ならしめられつゝある。

又ある種の職業に至つては、右の如く有毒物を取扱ふと云ふのではないが、やはり其の性質上労働者の身體に有害なるものが少くない。例へば労働の場所が光線を避けねばならぬ場所であつたり、濕氣の多くなければならぬ場所であつたり、温度の高い場所であつたり、塵芥の飛散充滿する場所であつたり、風雨寒暑に露される場所であつたりする爲めにそれが少からず労働者の健康を害するものであつて、其種の職業は、其が健康に有害なる程度に至つては各々差異こそあれ、其の數は洵に多數である。少しく極端に言へば、殆んどあらゆる鑛山業や製造工業や建築業や

交通業や又多くの商業や農業やは、皆な健康の爲めには有害なる労働を必要とするものと謂はねばならぬ。そして其れが爲めに労働者の多くが肺病、リユーマチス其他の病に侵さるゝこととなり、身體の苦痛と併せて生活上の困難を嘗めざるを得ざることは、普通に之を認めることの出来る事實である。

而して職業がそれ自身として労働者の健康に有害なるものなりとも、労働者がその爲めに病に罹ると否と其の重きと輕きと等に至つては、元より之れ労働者各自の身體の強弱に由ることたると同時に、労働者の年齢と性にと依つて少からざる相違あるを免れぬ。從來諸國に於ける經驗の示す所によれば、男子労働者の方が女子労働者よりも病に罹る場合は多く、其代り病に罹つてからは女子の方が比較的長引き、労働を休む日數の如きは女子労働者の方が長い實狀を呈して居る。然るに年齢の區別から觀れば、四十才以前と四十才以後と云ふ風に、所謂少壯年時代とや、老境に傾き又既に老人となつたものにと依て、病に罹る率にも多少の相違あり、殊に病に

性と年齢  
と疾病



罹つた爲めに業を休まねばならぬ日數に至つては、老年になるほど多くなるを見るのである。

註|| 一人が一年中に病に罹る日數 (Manes, 2. Bd. S. 77)

| 年齢 | 罹病日數   |
|----|--------|
| 一六 | 五、六八一  |
| 二〇 | 五、八七五  |
| 三〇 | 五、三三五  |
| 四〇 | 七、一七四  |
| 五〇 | 八、八八五  |
| 六〇 | 一七、一一四 |
| 七〇 | 三三、二〇四 |
| 八〇 | 六八、七六四 |

右の事實は人の生理上の理由から生ずることと如何ともし難いが、併し今其の生理的なる理由をなるべく抜きにし、出來得る限り職業の相違と云

職業の相違と罹病率

ふことだけを孤立せしめて、以て労働者が職業の異なるに依り病に犯さるゝ場合の多少を見、又其爲めに休業せざるを得ざる日數の多少を見れば、明確に疾病と職業との関係を知ることが出来る。之を明かにせんが爲めに出來得る限りの完全なる方法を以て統計的に示されたる諸國の實情は、十分正確と云ふことは出來ぬであらうけれども、やゝ正確に労働の種類と疾病との間に密接の關係あることを證據立てゝ居る。試にルビノアの引用せる所に従つて、獨逸のライプツヒヒ疾病金庫組合の調査せる所を示して見れば、三十五才以上四十四才以下の年齢階級に在る者の一年間百人中に於ける罹病者の歩合と、各人が一年内に病に罹る平均日數とは實に左表に示すが如きものである。調査は一八七七年より一九〇五年に至る二十八八年間に渉る材料に依て造られたものである。

(一) 男子

| 職業別 | 百人一年間の罹病件數 | 一人一年間の罹病日數 |
|-----|------------|------------|
| 石工業 | 五八・二       | 一七・五       |



|          |      |      |
|----------|------|------|
| セメント及石灰業 | 六五・八 | 一三・六 |
| 建築業      | 五一・七 | 一一・七 |
| 金屬工業     | 四九・六 | 一一・一 |
| 印刷及出版業   | 三二・四 | 一一・一 |
| 硝子及陶磁器製造 | 四四・五 | 一〇・八 |
| 製紙業      | 三九・四 | 一〇・九 |
| 化學工業     | 四九・四 | 一〇・七 |
| 革皮及同様製品  | 三七・七 | 一〇・七 |
| 農業及森林業   | 四六・九 | 一〇・二 |
| 交通業      | 四四・八 | 九・八  |
| 飲食品業     | 四三・四 | 九・六  |
| 木材製造     | 三八・八 | 九・二  |
| 油脂製造     | 四一・五 | 九・一  |
| 瓦斯工業     | 五九・九 | 九・〇  |

|          |      |      |
|----------|------|------|
| 纖維工業     | 四〇・五 | 八・九  |
| 旅館及料理屋業  | 三二・五 | 八・九  |
| 裁縫及洗濯業   | 三二・二 | 八・六  |
| 樂器及學用品製造 | 三一・七 | 八・一  |
| 獸皮業      | 三六・〇 | 七・七  |
| 機關工及火夫   | 三五・三 | 七・四  |
| 事務員      | 二一・六 | 五・八  |
| (一)女子    |      |      |
| 纖維工業     | 六九・九 | 一九・三 |
| 製紙業      | 五五・二 | 一六・三 |
| 印刷及出版業   | 五〇・四 | 一五・八 |
| 農業及森林業   | 六〇・八 | 一四・二 |
| 裁縫及洗濯業   | 四一・〇 | 一二・四 |
| 旅館及料理屋業  | 四〇・九 | 一二・二 |



右はただ獨逸に於ける實狀の一端を示すに過ぎぬから、他の國々に於ては自ら罹病率の大小の異なるものあるべきと同時に、時代に依ても亦幾分か變化の生ずべきことは之を認めなければならぬ。尙又普通の大産業のみに關する比較を爲す場合と、特殊の産業をも入れて比較する場合とでは、罹病率に相違を生ずるを避け難く、特殊の小産業にして頗る健康に有害なるものあることを忘れてはならぬ。

次に疾病の分類に至つては如何やうにも之を造るを得べく疾病の種類は實に數百の多きに及ぶであらう。(獨逸ライプツヒ疾病金庫組合は之を分つて三百三十四種として居る)然し何れの病たるを問はず、輕重ともにそれが労働者に對して身神の苦痛と併せて經濟上の損害を齎し、労働者は病中勞賃を得る機會を失ふと同時に其の療養醫藥に出費を要し、其の爲めに被る苦痛と困難とに於ては、負傷したる場合と異なる所がない。然かも疾病は輕微なるものに至つては何でもないほどのことで、或種の輕微なる慢性的な

## 疾病の分類

疾病の如きは、それが餘り普通で又日常のものなるが爲めに、殆んど病的視されないで生理的視さるゝほどである。けれども大多數の場合に於て人が死亡する際には其前に病の状態に在るを例とするのだから、之を一般的に觀れば、所謂重病といふべき疾病の歩合は比較的多大なるを免れ難く、百中一二は死に終るを見る次第である。而して労働者の家庭に於て其の主人が死亡すれば勿論のこと、ただ病に犯されて休業するだけでも、其の一家生活の被る苦痛は多大ならざるを得ない。然るにも拘らず疾病は負傷に比して驚心駭目のことならず、人生普通のこと、考へらるゝ習性あるに加へて、負傷の如く労働そのものとの關係従つて又雇主との關係が著明ならざるために、從來諸國に於て之に對する社會的施設は比較的等閑に附せられ、負傷の方面に對する問題が喧しきに至つても、尙ほ此の方面には指を染むることなき状態が暫く諸國の間に存在したのである。

併しそれはただ社會的施設として、經濟生活に照し攷へて、病に對する救済の攷慮が拂はるゝ所なかりしと云ふだけのことで、換言すれば病の經

## 疾病救助



濟的意義特に近代經濟生活上に於ける其の社會的なる經濟的意義が、夙に考慮さるゝに至らなかつたと云ふだけのことである。病そのものに對しては昔時よりして大いなる注意が拂はれ、所謂老病死の大事實に就いては、昔から人は頭を悩ました。從て病に對する救療は古くから社會的に行はれ、昔時特に我國の如きに在つては、救病と云ふことは政治の一要務とすら考へられて居たのである。古くは聖德太子の施藥施療政治の如き、下つては奈良朝平安朝及び其後に於ける此の方面の施設の如き、宗教の力により人道的同情心が社會生活上の一大要素を爲して居ただけ、熱心に行はれたものであつた。然し此等は何れも病そのものに對する救濟であつて、現時の意味に於ける經濟的のものではなかつた。固より現時に於ても經濟的救濟は寧ろ末であつて、根本はやはり病そのものを治療し、希くは人生より病と云ふ現象を亡ぼし、不病の状態を造り出すに向つて努力せんことは問題の根本であるけれども、そして其の方面の努力は醫術や衛生の進歩に依つて着々効果を示しつゝあるけれども、暫く社會生活上の根本必要とか人とし

ての生存上に於ける希望とか云ふことを離れて、今ただ吾々の研究に取つて必要な點を云へば、それは疾病そのものに對する救濟の問題ではなく其の齎す經濟的損害に對する救濟の問題である。

此の問題に關しても、昔から問題が全然等閑に附せられたわけではなく、病に對する救濟の施設の爲さるゝと併せて、之より生ずる貧困の救濟も行はれた。そしてそれは當初は専ら慈善的に又救恤的に行はれ、進んでは中世組合組織の發達と共に、自治組合としての救濟設備も造られたのであるが、それ等はやはり個々のもので、一般的社會施設として社會生活上の一規律を爲す迄には進み得なかつた。又特に労働者の爲めにせられたものでもなかつた。然るに近時に於ける社會生活特に産業生活の發達は、終に労働者の疾病に對しても亦、労働災害に對すると同様の意味の社會的救濟施設を必要とするに至り、それが終に組織としては労働疾病保險として、社會保險の一重要部門を形造ることゝなつたのである。

現行はれて居る所の労働者疾病保險は、其組織の上より之を見れば、



労働災害保険に於けると同様に、やはり三種の異なる組織のものが併存して居る。即ち私營保険と友愛組合組織による保険と法定保険基金とこれである。任意保険制の下に於ては私營保険と組合保険とが主に行はれ、法定基金による保険はあまり重要な地位を占めて居ない。併し強制保険の行はるゝ國に於ては右に掲ぐる三種の保険夫々の占むる地位は、保険が強制保険とせられる以前に於ける其國々の社會状態に従ひ、少からず相違するのである。

強制保険の採用せられたる國々に於ては、多數の労働者は既に私營保険か組合保険かに依て保険せられて居たのであるから、強制保険の任務とする所は、それ等の被保険者に對して強制保険法を適用すること、未だ保険せられて居ない人々を保険に加入せしむること、に存した。そして此等の私營保険や組合保険の爲す所は、強制保険の効果を舉ぐるに十分であつて、新たなる強制保険施設をする必要を見ないほどであつた。

然るに強制保険の採用せられたる際私營保険や組合保険の發達未だ十分

ならずして、強制保険の任務をただ之等に委かしてばかりは置けないやうな實状のある國々では、二重の働を必要とした。一は從來の此等の保険施設を更に大いに擴充して其任務を十分に果さしめること、今一つは新に公權力に依り法定保険基金を設けて、未だ保険せられて居ない人々を之に吸収して、保険をして十分社會保険たる實を備へしめることであつた。

強制保険制を近時新たに制定した所では、此方面に於ける私的保険が從來殆んど見るに足るべき發達を遂げて居なくて、國家は全く新たに保険施設をせなければならぬ實状に在つたのである。

## 第二節 労働者疾病共済組合

労働疾病保険制が社會保険の一として制定せらるゝに至つたのは、労働災害保険と相前後してのことであるが、前節に之を明かにしたやうに、疾病が齎す労働者の生活上の困難に至つては、其の以前からして夙に何等かの施設を必要とするものがあつた。即ち昔時人々の生活がまだ現時の如く



個人主義的ならず、家族制度其他による團體主義的生活が行はれて居て、人々は自己の生存に對して今日の如き意味に於ける完全なる責任を負はず生存は團體的に保障せられたる時代に於てすら、既に疾病に對する救済の施設を必要とする種類の多くの人々が存在したのだから、其の社會生活の状態が漸次變化して、現代の個人主義組織が出来上り、殊には現代の經濟組織が漸次完成されて産業の發達に伴ひ労働者の階級化を生じ、労働者は只管賃金所得に依頼して生存せざる可らざるに至つてからは、疾病の場合に於ける労働者の困難は愈々以て何等かの道に依る救済を必要とすることになり、然かもそれが昔時の如く貧民に於ける問題ではなくて普通の労働者に於ける問題となり、又それが個々の労働者の問題たるに止らないで、一般的に労働者階級の日常の境涯に關する問題たるに至つた。

茲に於てか英國其他の産業國に在つては、夙に労働者の間に自發的な救済組合が組織せられ、然かもそれは當初は慈善的なものだつたのが、漸次變化して保險的性質を有するものとなり、それに加入することも漸次義務的

になつて來ると同時に、其の掛金も規則的に行はるゝやうになり、其代り疾病の場合に於ける救済金も事務的に支給せられ、要するに貧苦に對する隨時の慈善的給與ではなくて、組織としての保險的救済機關たる性質を有するに至つた。固より其の保險としての組織も働も不完成なるを免れなかつたけれども、不完全ながらも兎も角、現今の社會保險としての疾病保險の基礎たるに足るだけの發達は、十九世紀の中葉以後に於ては諸國に之を見ることゝなつた。即ち英國に於ては Friendly societies と呼ばれ佛蘭西にては Sociétés de secours mutuels と稱せられ獨逸にては Krankenkassen として知られたるもの之であつて、伊太利、丁抹等に於ても之を見るを得た。

そして其の組合の數と其の包容する組合員の數とは國々に依つて差違あるは勿論だが、然し追々に多數の組合と組合員とを見るに至り、國定保險の行はるゝ以前に英國の如きに於ては組合員の數は人口の一割三步にも及び、佛蘭西にても一割に當り、白耳義の如きに於ても人口の五歩を包容する有様を呈するに至つた。



此等の自治的なる救済組合は固より單に疾病に對する救済機關たるばかりではなく、組合員の死亡の際に於ける葬式料の支給、老年に對する養老的救助、寡婦や孤兒に對する救助、結婚及び出産手當、破船の場合に對する救助、火災に依り道具の焼失したる場合に對する救助等の事が廣く行はるゝものとなつて居た。然し其の主なる働はやはり疾病に對する救助を行ふことであつて、彼の労働組合(Trade union)が主として失業に對する救済を行ふに心を用ひたると稍々趣を異にする所がある。尤も労働組合と雖どもただ主として失業に對する救済を行ふを任としたと云ふだけであつて、疾病其他に對する救助をも行ふたことは言を俟たざる所である。英國流の労働組合即ち本來の Trade union は決して雇主に對する敵對團體としての性質をのみ有するものではなく、實に労働者の自助の精神に依り相互救助を任務とし、一面に於ては教育團體たり一面に於ては救助團體たり然かも併せて場合に依ては闘争團體としても働き、兎に角一般的に労働者の境遇を改善し其の労働條件と労働状態とを生活状態とを良好ならしむることを以て目的とするものである。されば労働者の自治的なる救助機關としては Trade unions と Friendly societies とは輔車の關係に立つものである。

けれども疾病救助組合はそが國々の間に存在するが爲めに其の組織機能に至つては固より一様なるを得ざると同時に、同じ國內に在つても、元來が任意的なる團體として自然に發達したもので、其の組織職能等に関し豫め據るべき法規の與へられたる譯ではなく、規律はたとへ行はれても、それは組合が出来上つて既に相當發達してからのことであるから、各組合の働に至つては、甚だ一様なるを得ざるものがある。然し大體に於ては疾病に對しては、一面直接なる醫療施薬が實物に依て與へらるゝと共に、他面に於て疾病中の手當として金錢が支給せらるゝこと普通に行はるゝ所で、然かも其の支給せらるゝ金錢は之を受くる労働者の賃金とは直接に關聯せしめないのが普通で、賃金の何割と云ふ風に定めるのは極めて稀である。若し其の支給額に一定の準據ありとせば、それは謂はゞ生活必要費とでも謂ふべきものであつて、國々に依り大體それだけは無ければ病中生活の出來難



かるべしと思はるゝ所を標準として大體の支給額を定むると云ふに過ぎぬ。従て其額は國々に依て少からず相違すること勿論である。そして金錢の支給は最長何週間迄之を與へると云ふ風に其の最長限度を定むると同時に、又一人の組合員に對しては一年中に何程の額まで支給すると云ふ風に其の最高合計金額を定めるのが例で、其の定め方即ち支給期間の長短と最高合計金額の多少とは國々に依つて相違するが、ともかく此の兩様の限度を定むること普通に行はるゝ所である。蓋し之れ組合基金の枯渴を防ぎ、一人の組合員を十分に救はんがために他の組合員を救ふ能はざるに至ることのないやうにせん爲めに外ならぬ。

労働者の相互救助組合は一工場に於て之に所屬する労働者のみに依て組織せらるゝものもあるが、又同一地方に於ける同種類の工場に雇はれたる者の間に造らるゝものもある。然し最も普通なるは同一職業に従事する者の組合として組織せらるゝものである。即ち然かするに於ては、職業の同一なるが爲めに其の組合員の疾病に罹る率も大抵似て居り、負擔の公平を

組合組織  
方法組合員の  
数

## 經費負擔

期し得られると同時に、其の經營が比較的容易に行はれ得るからである。而して場合に依ては職業の區別を問はず同一地方に在る者が一組合を組織することもあるが、それには地方を同じくすることより來る經營上の便宜はあるけれども、本來保險の組織としては不適當なるを免れ難い。

組合員の員數に至つては固より千差萬別で少しも標準とする所がない。けれども組合員の餘り少數な組合は保險組合として十分なる効果を發揮するに難く、組合の資力に對して、救済の爲めに要する資金大に過ぐるを免れ難いから、兎角經營困難に陥らざるを得ない。茲に於てか小組合は多數結合して聯合會として業務を經營する外はないこととなる。然るに大組合に至つては、随分尨大なものもあるが、餘り又尨大になると、組合としての相互扶助的な性質を失ひ、名は組合であつても、實は相互保險會社たるに過ぎざることとなる恐がある。

次に保險組合は組合員の疾病に對する救助の費用其他業務經營に要する一切の經費を組合員に割當て取立て、以て其の財務經營を行ふものもある



が、又一定額の費用をば週掛又は月掛の方法に依て組合員より徴收して行くものもある。定額掛金制は其額が一定せることより生ずる多くの利便を有するけれども、然し組合員が疾病に罹る危険は先づ男女の性の區別に依つて少からず相違すると同時に年齢の相違に依つても異らざるを得ず、特に多種職業の者が集つて一組合を造つて居るやうな場合には職業の區別に依つても相違を生ぜざるを得ず、従て組合員の間における負擔の公平が、此道に依つては期し得られない不便あるを免れぬのである。従つて組合としては同一職業を以て組合組織の道筋と爲し、年齢に應じて掛金の差率を設くることを必要とするのだが、當初年齢の相違に依る危険率の大小に關する正確の智識の有されなかつた時代には、一率制に據る外はなかつたのである。

兎に角其の組織の實狀に於ては、疾病救助組合は國々に依り大いに其趣を異にして居るが、併し一般的に之を觀て、此種の私的なる疾病救助機關は、労働者の困難を軽減する上に少からざる貢獻を爲せるものなることは

救済組合  
の功績

之を認めなければならぬ。而してそはただに疾病の際に於ける労働者の經濟上の困難を救ふに就いて功績あるばかりでなく、平素労働者の精神上にも最も好ましき影響を與へ、彼等の品性の向上に資する所あり、彼等の間に相互扶助の精神を養ひ又貯蓄の意義を理解せしむるにも少からず賦與する所があつた。されば此種の機關は其のよく労働者の間に普及發達せんことは、最も喜ぶべく又望ましき所とせなければならぬ。然るに唯だ一つ問題は、其が効果あるものたるに相違ないにしても、其道に依てよく十分に疾病に關する労働者救済の効果が擧げらるゝを得るか、即ち現時の社會生活が之を必要とする程度にまで十分に其の効果を發揮し得るかの問題である。言ふ迄もなく現今疾病に關する労働者扶助の問題は労働者階級全般に涉つての問題である。然るに上に示す所の自助的なる救済組合の實狀に就いて見れば、之に加入せる労働者の數は何れの國に於ても比較的少數なるを以て實狀とし、英國の如く其の最もよく發達せる所に在つても、疾病救助を必要とする労働者の約半數だけしか之に依て包容されて居なかつた狀



態である。更には又かゝる救済組合に加入する労働者は之に加入する意志があると同時に其の實力あるを必要とする次第だから、労働者中に在つても比較的好的境遇に居る労働者が之に加入することゝなり。賃金の少い者は之に加入するを得ないのに、疾病の際最も切に救助を必要とするは斯かる下級の労働者たること固よりである。然るに又労働者は一と度救済組合に加入して數ヶ月乃至數年も掛金を拂込んでも、元來が任意組合なる爲めに途中脱退するものが少くなく、特に掛金を忘つた爲めに脱退せざるを得ざるに至る者頗る多數で、彼等は平素困難の中から掛金をして置き乍ら、いざ救済が必要だと云ふ場合には掛金が出来なかつた爲めに其の權利を失ふ不幸に陥らざるを得ないことゝなる。

然るに又之を救済組合自體の經營の上から見れば、其經營は中々容易ならざるを免れ難く、其の困難は一般的に組合事業に於て之を見るが如く、其の管理者に適當の人を得難き事に存する。即ち組合事業に在つては其の管理者たる者は献身的に其任に當る者たるを必要とし、誠實にして然かも

經營の才能ある者を安き報酬にて管理者として有することが組合事業の能く成功し得る道とする。けれども斯かる人を得んことは容易のことでない。然るに若し其の經營の任に當る者にして不誠實の者ならんか、組合事業は常に其の業務成績の擧らざるばかりではなく、會計上の紊亂を來して終に瓦解するに至るを免れ難く、從來其の實例は諸國に頻發せる所で、之が爲めに労働者が救済組合其他一般的に組合事業に對して頭から不信任の態度を取り、事業一般の發達を阻礙したる所一通りでない。此點は實に從來救済組合の大いに不便とする所だつたのである。

それに又救済組合に在つては、組合員の掛金を年齢に應じて定むるを合理的とすること前に一言した通りだが、此を都合よく定めんことは保險技術上相當に進んだ智識を必要とする。然るに労働者の救済組合に於ては此の智識の十分ならざるが爲めに多くの困難を感じた。そこで止むを得ず一率制を取るものも少くないのだが、一率制だとすれば年若き労働者とやゝ年老ひたる者とが同一組合を造る場合に、前者が之を不利とするを避け難



く、従つて勢ひ凡そ年齢の一定した者の間に組合を組織することゝもなるが、それにしても亦經營上の困難を免れぬ。即ちやゝ老年の者ばかりで組合を造れば、救済資金に多くを要する爲めに組合員の掛金負擔が重くて組合員は之に堪へ難きを覚え、又やゝ年若き者ばかりで組合を造れば當初經費の少い爲めに之を基準として掛金等を定めて置くと、其内段々年數の經つに連れて組合員が年を取り組合の經費が多く入用になつて、組合の經營困難を見ることゝなる。されば此點も亦發達せざる保險制度としての勞働者救済組合に附着せる經營上の困難事情と見なければならぬのである。尤も此の困難は組合設立の當初より見越し得らるゝ所だから、組合は組合員の年の若い最初の内に比較的高い掛金を取立て、之より生ずる餘剰を積立て、置いて、組合が段々年を積み組合員も段々老年となる後の頃には比較的安い掛金を取る趣旨で以て豫め之に適する一率の掛金を計算して定めることが出来る筈である。けれども此の計算を正確に行はんことはやはり又中々困難な業で、此道に依て十分よく上述の經營上の困難を免れ得る望は

經營負擔  
の不合理  
性

實際には少いのである。

總て上に示す所の種々の困難は大抵皆な保險的團體としての組合事業に伴ふ技術的の困難であるが、茲に尙ほ一言附加せなければならぬのは、此等の困難以外に此種の自助的な救済組合に伴ふ不合理の存することである。それは即ち此種の自助組合に於ては其の性質上組合員の疾病救済に關する經費負擔が悉く組合員たる勞働者の肩の上に落つる次第だが、元來疾病は前に之を明かにしたやうに總て勞働者自身の責任としてそれより生ずる經濟上の負擔を悉く勞働者に於て荷ふべき筈のものでなく、疾病の原因より之を見ても其の負擔の一部分が社會的に荷はるべき筈のものなることより生ずる不合理である。尤も其の意味に於ては自治的救済組合制の下に於ても、組合員以外の者に依つて其の負擔の一部分が荷はれることは實地に行はるゝ次第で、諸國に其の例を見るのだけでも、然し其道は組合本來の性質には十分適合せず、又社會的施設として之を見るに於ては寧ろ甚だ好ましからざるものとせなければならぬ。然らば其の組合員以外による負擔は如



何にして行はるゝかといへば、一は雇主が救済組合に對して、寄附をする道であつて、寄附をするかせないか、又其額幾干と云ふ點に至つては固より雇主の自由意思によるのである。他は組合員中に名譽組合員又は賛助員と云ふ可き者が混つて居て、此等は組合より救済を受けることなしに、ただ組合に對して一定の寄附的掛金をのみする人々である。而して此の賛助員制は諸國に廣く行はるゝ所だが、そがやゝ慈善的意味を持つたもので、從て制度として甚だ面白からざることは申す迄もない。

要するに労働者の自助團體たる疾病救助組合は、上に示すが如き種々の困難と欠點とを持て居るが、それにも拘らず、實際上の必要は諸國に於て段々此種の組合の發達を見るに至らしめた。そこで少しく此等の組合に對して國家の採つて來た態度に就いて考へて見るに、當初は何れの國に在つても、政府は労働者の間に組合團結の行はれるを好まず、獨り疾病救助組合のみならず、何れの労働者團結に對しても之を不都合視する態度を採り從て其の發達を抑壓せんとした。けれども段々時勢が進むに從つて事情も

變化し又斯かる組合の必要とせらるゝ實狀も國家の態度には會釋なく進み進んだものだから、國家に於ても漸次其の態度を變ずるの止むなきに至り、追々に組合を認め之を監督し統制する態度を取るに至つた。斯くて英佛等に於ては労働者共済組合を規律すべき種々の法規の制定を見るに至つた。そして其の監督は共済組合を保險團體と觀る立場よりして主として組合員の利益を護り、組合の名に於て組合員を喰物にするが如き不都合の組合なからしむることを期し、組合に對して組合員を保護することに存した。然るにそれと同時に又組合を飽迄共済組合と觀る立場よりしては、統制は組合自身に對して其の堅實なる發達を爲し得べきやう之を助成することを以て目的とした。然し此の國家の干涉的態度に對しては、本來組合は自發的自助的のものなれば、政府が餘り立入りたる干涉を爲すべきものにあらずとの意見より之を好まず又之に反對するものもあつて、一般的に政府が餘り立入つた干涉を爲すことは、却つて組合の發達を阻礙するものと信ぜられた。そこで實際に於ては政府の監督はただ組合をして其の定款を提出せ



しむると同時に、年々會計報告を公示せしむることや、又場合に依ては官吏をして帳簿の檢閲を爲さしむること位の程度に止めることとなり、又組合の發達の爲めには、其れに對する課税を免除し手数料を免除し又は郵便無料の特典を與へる程度のことを爲すに止めることとなつた。そして又國家は組合中より公認されたる組合と然らざる組合とを區別し、公認されたるものに對しては、其の監督をも比較的嚴重にすると同時に、之に對しては比較的多くの特典を與ふることになつた。(英國では斯く公認されたるものを *Registered societies* 又は *Approved societies* と稱し、佛蘭西でも之を *Sociétés approuvées* と呼んで居る。)

## 補助金制

然るに其後又段々時情の進むに従つて、國家よりする保護は財政的に傾いて行き、補助金交付の制度の發達を見るに至つた。即ち國家が法規を設けて勞働者共済組合を監督統制するに至つてから、組合の財政状態は一般的に漸次堅實なものとはなつて來たけれども、格別それが爲めに組合の資力が大いに強くなつて組合員に對し十分なる疾病救済を爲し得るに至つた

と云ふのでもなかつたから、國家は終に積極的に組合に對して補助金を交付して直接に其の財政を助ける手段を取るに至つたのである。而して此の補助金制の行はれたのは瑞典(一八九一)丁抹(一八九二)白耳義(一九〇四)佛蘭西(二一九〇)及び瑞西(一九一二)であるが、其の補助金交付は一面に於て組合に對する監督を嚴正にすること、相並んで行はれ、然かもそは公認されたる組合に限り行はれるのである。

けれども當初政府よりする補助金は、其額至つて少く、之に依て直接に大いに組合の資力を増すには足らなかつたのであつて、其の目的はただ組合經費の一部分を補助し特には之に依て組合の設立と發達とを奨勵すると云ふ教育的の意義が強かつた次第である。それと同時に又補助金は之を受くる組合に對する國家の監督を嚴重に行ふを得ることを以て、其の有力なる理由となすものであつて、丁抹、瑞典及び瑞西に於て特に此の監督制を嚴にし以て組合の健全なる發達を圖らしめんとした。就中瑞西に於ては補助金の額を組合員に對して組合より支拂ふ救済金の額に適合せしむる制を



採り、以て組合の救済機關としての働を十分ならしむるを期すると同時に、其の補助金を受くる組合に對しては種々のやゝ立入りたる干渉を試むることとした。

國家態度  
の變化

斯くの如くにして當初労働者の共済組合に對して抑壓的態度を持って居た國家が、組合を認めて之を監督し統制せんとする態度に移り、更には之に補助金を與へて之を奨励し其の發達を助成せんとするに至つたことは、時勢の必要上已むを得なかつた所だといへ、確かに大いなる進歩と謂はねばならぬ。特に國家の態度が斯く變化したことは、一面に於ては労働者の疾病に對する救助はただ之れ労働者の間に於ける私の事柄ではなく、問題は社會的意義を持つた問題で、救済は社會的事業として行はるべき性質のものなることが、公認されたことを意味する次第で、其の意義が廣く認めらるゝに至つた點は、此の救済の施設が社會制度として發達する上に大いなる貢獻を爲し得たものと謂ふべきである。けれども國家が補助金を支給するだけのことでは、組合は多少發達は遂げうるにしても未だ以て十分に

組合制度  
の不十分

其の包容する組合員の員數を増し其の施設としての效果の及ぶ範圍を存分に擴張するを得ないと同時に、其の行ふ救済も亦十分有效なるを得ず、つまり制度としての組織と機能とに於て、労働者の大部分を包容し之に對して十分有效なる疾病救助の功を奏する迄には進み得ない。然かも尙ほ共済組合は其が自助的なる點に於て精神的に非常に優秀なるものを持つて居るけれども、然し制度としては其の救助負擔を大部分労働者自身が荷ひ、國家はただ其の一部分の經費を補ふと云ふだけでは、労働者の疾病が産業に原因して起る場合の少からざる事情より之を觀て、其の負擔の或重要部分は産業一般が之を荷ふべき筈のものとする本來の性質に十分叶ひ得ざる憾がある。固より疾病の爲めの救済費は災害の場合に於けるが如く産業が全部之を負擔すべきものではなく、労働者自身も其の一部分の負擔に任ずべき筈のものだけれども、補助金制を以てしては其の分擔の實を擧ぐるに足らざるものあり、やはり労働者が其の大部分を負擔する實狀となり、制度として十分合理的なるを得ない。



茲に於てか問題は終に進んで、社會的保險制を疾病方面にも見ざるべからざることとなる。然かもそはやはり強制的社會保險たるに於て甫めてよく合理的に然かも十分に其の救済施設としての目的を果し得ることになるのである。

### 第三節 強制労働疾病保險

前節に之を明かにしたやうに、疾病に對する救済機關は労働者の間に自助組合として見るに足るべき發達を遂げ、諸國に在つては之が保護獎勵に就き種々施設せらるゝ所あり、終に之に對して補助金を給付する迄に至つたのである。けれども元來斯かる自發的なる組合組織を以てしては疾病に對する救済の效果は廣く労働者一般に及ぶことが出來ないで、特に其の救済を必要とすることの最も切實なる部類の労働者に却つて其の效果の及び難い欠點があり、更には又其の救済に要する費用は全部之を労働者に於て負擔せざるべからざるか多少國家より補助が支給せられ又雇主方面よりの

自助組合  
の不十分

労働疾病  
保險の制  
定

好意的支出あるにしても、負擔の大部分は労働者の肩上に落つることゝなるを免れ難く、此事労働者に取つては少からざる經濟上の負擔たらざるを得ざる欠點がある。

茲に於てか段々事情の發展するに連れて、斯かる自助的なる組合機關を以て満足する能はず、やはり組織的なる保險制を布くの必要と利便とが感ぜらるゝに至り、然かもそれは任意的なものであつてはやはり十分の效果を擧げ難いから、強制保險として國家の管理の下に行ふの風が開けることゝなつた。そして此の方面に於ても前に一言したやうに獨乙は諸國に先驅けして國家的強制保險制を第一番に實行し(一八八三年)、直接獨乙の勢力下に在る埃太利(一八八八年)洪牙利(一八九一年)等が之に倣ひ、更には那諾(一九〇九年)セルヴィア(一九一〇年)大英國(一九一一年)露西亞及ルーマニア(一九一二年)にも擴がつて行つた。けれども他の諸國に在つては、強制國家保險制に對しては中々強硬なる反對意見行はれ、自助組合に對する補助金制度を以て依然として押通して行かんとしつゝあるものも少くないのである。そし



て又疾病保険の方は災害保険に比較すれば、そこに労働者自身の間における自助的救済と云ふことに大いに意味の尊重すべきものもある次第だから、之を強制保険とするにしても、やはり其の組織に於ては之を強制的のものと爲さず、在來自然的に發達したる自助組合をなるべく其儘に存続せしめ、之を統一して、國家が其の管理上の指導権だけを握るを以て可なりとする風が強く、諸國の實狀に於て明かに之を窺ひ知ることが出来る。即ち災害の方に在つては前に之を詳細論示したやうに、元來其の發達が雇主の賠償責任の問題から出て居り、従つて其間に雇主と労働者との階級的の對立が多少ともに包含さるゝ次第だから、其の發達して保険制となつた後に於ても、之に關する組織や働に就いて國家がやゝ劃一的に之を制統する必要も比較的大だけれども、疾病の方に在つては、元來が相互的な共済を主眼として發達したものであるから、國家が徒らに劃一制を強いて、爲めに却つて在來發達せる組合を破壊し、其の美しい精神と相當に有効なる機能とを亡ぼしてしまふ愚を演ずる必要はない譯である。そして此の事情は獨英其他の

國々に於ても大體似たものだった。

種々の點に於て獨逸の勞働疾病保險は他國の模範たる地位に居るものなれば、以下其の大體の構成と職能とに就いて窺つて見る。

獨逸に在つては國家的なる強制保険制の定めらるゝ以前に、種々の名稱と組織との下に於ける勞働疾病共済組合が存在して居る。そして國家的保險の制定せらるゝに當つては此等の既存の組合を其儘に利用した次第であつて、彼の勞働災害保險制が主として雇主の相互保險組合を基礎として出來上つて居るが如く、疾病保險の方は、労働者の自助的共済組合を基礎と爲し、兩者は其點に於て頗る面白き對照を爲して居る。

元來獨逸の労働者共済組合には種々のものがあり(一)地方疾病金庫組合  
Ortskrankenkassen (二)業體疾病金庫組合 Betriebskrankenkassen (三)地方團體疾病  
保險 Gemeinde-Krankenversicherung (四)建築業疾病金庫組合 Baukrankenkassen (五)  
鑛山業者疾病基金組合 Knappschaftskassen (六)手工業組合疾病金庫 Innungskrank-  
enkenkassen (七)救助金庫組合 Hilfskassen 等は其の主なるものである。就中特



に前三者は殘餘のものに比して重要なる地位を占め、又其中でも地方疾病金庫組合は最も重要なるものであつて、獨逸の國家的強制保險制の建設に就いては此者が最も有力なる基礎を有して居る。即ち獨逸の國家保險制は國家的のものなりとはいへ、國家自身が之を直營するはたゞ養老保險のみであつて、他は大抵在來の私的の設備を其儘に利用するのだから、勞働者疾病保險に在つても、在來勞働者の自助組合として最も大いなる働を爲して居る所のものが、國家保險となつて後も、依然として最も大いなる働を爲す次第である。

仍て少しく右に掲げたる各種の組合に就いて見るに、先づ地方疾病金庫組合は、業務の區別には抗泥せず一地方に在る勞働者が一の疾病救助組合を組成するものであつて、前節に述べたやうに、此種の共濟組合は元來同一職業の者を以て組織するを便利とする點も多けれども、同時に又一地方の者が集つて組合を作り色々の職業の者が之に加入するを厭はぬことにすれば、組合員の數を多くし組合として強大なるものを造り得る點に於て

亦少からざる利便がある。そこで實際に於ては此種の地方的組合が最も著大なる發達を遂げた次第である。次に業體、疾病、金庫組合は保險組合の性質から云へば最も自然的なもので、同一の企業に雇はれたる者の間に之を造るのだから、病に罹る危険率も同職と云ふ點からして略ぼ相似て居り、従つて勞働者の負擔も公平なるを得、又五十人以上と云ふやうに小人數で之を組織する便宜もある。然しそが小規模なることの爲めに經費負擔の比較的多大なるを免れ難きは勿論である。次に地方團體の疾病保險は謂はば國家的疾病保險の前身とも見るべきもので、普通の共濟的組合組織とやゝ其趣を異にし、共濟會は其存するが儘に之を存在せしめ、之に加入せざる勞働者をばなるべく職業又は産業の區別に沿ふて收容し、之に保險的救助を與へんとするものである。然しそがたゞ一地方團體を區域として地方團體の手に依て組織經營さるるが爲めに、國營保險の如く大にして有效なる働を爲し得ざることとは言を俟ぬた。然しともかく以上の三種は疾病救濟施設としては尊重するに足る働を爲し得た。



然るに一九一一年に於て國家的保險が制定せらるゝと共に從來唯一の公營保險たりし地方團體疾病保險は廢止せられ、其代りに新たに又農業勞働者を中心としそれに又種々なる都市業務に従事する勞働者を危括す可き、Landkrankenkassenなるものが設けられた。されば其後に於ては前掲の地方疾病金庫組合と業體疾病金庫組合とが獨逸に於ける勞働疾病保險の大部分の働を爲すことになつたのである。

此の三種のものに比較すれば他の疾病組合は何れも小規模で又其働も些少で國家保險制中僅かなる部分の働を爲すに過ぎぬ。即ち先づ建築業、疾病金庫組合は建築が一時的に多人數の勞働者の共同作業に依て行はれるものであり、然かも其の罹病率が比較的大なるが爲めに、業體疾病金庫組合に對する一特殊組合として存在するに過ぎぬ。次に鑛山業、疾病金庫組合は獨逸に於ける疾病共濟組合としては最も早く發達せるもので、然かもそれは單純なる疾病救濟組合たるに止らず、同時に廢疾養老保險の機能をも併せ有する。而して其の組織は業體組合として一の大鑛山に従業する勞働者のみ

を以て造らるゝこともあれば、又多數鑛山の勞働者の間に共同的に造らるゝこともある。次に手工業組合、疾病金庫に至つてはただ獨逸に残存する手工業組合の救濟基金として、やはり國家的保險制の下に於ても之を亡ぼすことなくして存続せしめらるゝに過ぎぬ。最後に所謂救助金庫組合は英國の友愛組合 (Friendly societies) に似たものであつて、其の組織は勞働者のみに限られたわけでない。そして此の組合は自治組合としては著しき發達を遂げたものである。

獨逸以外に在つては埃、太利の保險組織は殆んど全く獨逸の状態に似て居る。そして強制國家保險法は他の組合に屬して居ない勞働者に對しては地方疾病金庫組合 *Bezirkskrankenkassen* を組織して之に加入することを強制するに至つた。又那諾に在つては強制保險法は各地方自治體内に於て地方疾病救濟組合を組織するを要することゝし、たゞ他の有效なる救濟組合に屬する者はそれでよいとせられた。次に又一九一一年に制定せられたる大英國の國家疾病保險法も大體に於ては上に示す所のもの等と多く異なる所はな

獨逸以外  
の國々



いが、然し英國に於ては在來同國に於て最もよく發達し多數の組合員を有し又其の財政状態も經營振も堅實であつた所の友愛組合を以て、新國家保險の基礎と爲すこととした。而してそは英國の實狀より見れば何の不思議もないことで、斯くするに於てこそ甫めてよく十分に新國家保險の効果を發揮するを得たのである。然るに又同國に於ては他の諸國に之を見るを得ざる一の特色が存するのであつて、それは在來友愛組合に於ては所謂危険の選擇を爲すを得るものとなつて居たのを、其儘に認容し、或種の危険に對しては保險を拒むを得るものとしてゐる。此事は大陸諸國に在つては國家保險に於ては勿論のこと、かの自助組合に補助金を交付するを以て制とする國々に在つても、見るを得ざることなるが爲めに、種々の議論の之に對して行はるゝを免れ難いが、然し英國の實狀よりすれば、友愛組合をして從來其の有したる選擇權を拋棄又は制限せしむることは決して容易のことではあり得ない。尙又英國の保險制に在つては、大陸の如く國家保險制の下に於て地方的なる疾病組合を組織せしめ、之を以て國家保險の基礎と

爲すことは行はれなかつた。そして法律は組合員五千人を以て一組合の最少員數と爲し、之より少數なる組合員を有する組合は合して以て所定員數を得ることとなすべきものとせられた。従て國家保險制の下に認めらるべき組合としては、貧弱なる組合は到底成立ち行き得ないものと見なければならぬ。

要するに友愛組合が保險を行ふに當つて占むべき地位は、それが私營保險と競争する地位に在るか公的保險基金と競争すべき地位に在るかに依りて著しく相違せざるを得ない。私營保險に對しては友愛組合は多くの特權を有する事が出来るが、之に反して地方的なる若くは全國的なる公的保險基金の制定されたる所に於ては、之と競争者たる地位にある友愛組合は大分不利益な立場に立つを免れ難い。獨逸、埃太利、ツエッコスコヴァキアなどの中央歐羅巴の國々に於ては、強制保險制採用の當時既に多數の組合員を有したる組合のみ強制保險を行ふを許された。新組合の認定は爲されないのである。併し那諾及葡萄牙などの様に保險は強制的にして被保險人は



保険せらるべき組織に關して或限定されたる選擇をしか爲すを許されない所に於ては、新組合の認定は依然行はれるが、其認定の條件はかなり嚴重である。

法定基金制

併し乍ら之を一般的に見れば強制疾病保険の行はれて居る國々に於ては、保険の組織は、法定基金制を採るものが大多數である。そしてかゝる法定基金は或は地域を基礎として作られることもあり、職業を基礎として作られることもあり、又兩者を共に基礎として作られることもある。地域的保険基金制はポーランド、ロシヤ等に採用せられ、其制度に於ては當該區域内に職業を有し又は居住する者を包容するのである。實際之等の國に於ては保険の獨占が行はれて居る。又基金は地域制になつて居り乍ら法的獨占のないものもある。獨逸、埃太利、ツェッコスロヴァキア等に其例を見るのであつて、前に之を明かにしたやうに、相互組合に依て行はれる保険は之と相並んで地域的基金の制定せらるゝによつて維持せられるものがある。そして其地域基金は友愛組合や職業組合の之を享受し得ない特權を有し、

其等の組合に屬せないで然かも保険に加入することを強制せらるゝ人々は地域基金に屬すべきものとせられる。那諾及ポーランドに於ても地域基金は唯一の保険組織ではない。

次に職業を基礎とする保険基金は強制保険が或種の職業に従事する労働者に對してのみ限り行はれる國々に於ては唯一の又は主要なる保険制となつて居る。ルーマニア、ラトヴィアに其例を見る。然るに同時に地域的基金制の存する所では職業的基金制はあまり重要な地位を占めて居ない。獨逸、埃太利、那諾、ツェッコスロヴァキア等の實狀に鑑むべきである。

たゞ運輸業や鑛山業の如く特に罹病の危険の大なるものに就いては、特殊な職業的基金制が設けられる。

疾病保険の組織を論ずるに當つて、次に問題となることは、保険の行はるゝ範圍換言すれば強制國家保険は如何なる種類の人々を保險するかと云ふことである。之は理屈の上から謂へば、苟くも労働に従事する者であつて、保險せらるゝを必要とする生活状態に在る者は悉く包容せらるべき

保險の範圍



ものと謂はねばならぬ。然るに實際に於ては左様に廣汎なる範圍には及んで居ない。即ち例へば獨逸の如きに在つては一九一一年の國家保險の制定せらるゝ以前に於ては工業と交通業と建築業とを以て保險の行はるゝ範圍と爲し、航海業と農業と家庭労働の如きは其中に包含されて居なかつた。而して其の理由とする所は、農業労働者の保險を強制すれば雇主は其の負擔に堪へ得ざるものと見られ、又航海業や家庭労働やに對しては、別の途による救済の方法が備はつて居ると考へられたのである。従つて疾病保險の被保險人は災害保險の被保險人よりも遙かに少なかつた。(後者は二千七百萬人で總人口の四割五分に及んで居るのに前者は僅かに千二三百萬人即ち總人口の二割にしか及ばなかつた。)然るに一九一一年に於ける保險法改正により農業労働者、家庭労働者、教師其他或種の雇傭労働者及び給料取にも保險制が擴張せられることとなつた。之が爲め被保險人員は數百萬の増加を見たのである。即ち一九二〇年に於ては約一萬八千の疾病保險組合に於て被保險人一千四百萬人を算するに至つた。(Manes, 2. Bd. S. 76) 獨逸以外

の諸國に在つても、やゝ古く保險制の設けられた所に在つては、其の保險範圍は割合に狭くせられて居たが、比較的新しく保險の制定を見たる國例へば那諾や英國の如きに在つては、被保險者の範圍は大いに廣くせられ、那諾の保險はあらゆる産業の労働者及び下級給料取を包含し農業労働者や家庭労働者をも勿論除外して居らぬ。英國の保險は陸海軍に服役する者、教師、手数料に依て働く代理者 (Agents working on commission) 其他少數の種類の者を除く以外あらゆる被傭者を包含することにして居る。

英國の國營健康保險に在つては加入者は十六歳以上七十歳以下なることを要する。そして加入者は英國人たると他國人たるとを問はないが、外國人は國家よりの補給を受くことが出来ない。

試みにこの保險範圍に關して一般的觀察を試みやうならば、強制的疾病保險の制度を有する國々に於ては其の被保險者の範圍を定むるに就いては大體左の三様の區別に従つて居る。

一、所得少く經濟的に貧弱なる人々を被保險者とするもの

三様の區別



二、經濟的に從屬の地位にある總べての人々を被保險者とし少額所得の獨立労働者に對する任意保險を以て補助制度と爲すもの

三、經濟的に從屬の地位にある労働者中の特殊部類の人々を被保險者と爲し、少所得の獨立労働者に對する強制的なる若くは任意的なる保險を以て補助制度と爲すもの

疾病保險を完全なる社會保險とし社會のあらゆる人々を被保險者とする制度を採れる國は殆んど無い。たゞ獨り斯かる制度を採れるものとして掲ぐべきは葡萄牙である。此國に在ては習慣に依て認められ法律の之を正しとするものである限り如何なる職業に従事する者なるを問はず又性の區別をも顧ることなく、あらゆる人々は強制疾病保險に加入せしめられる。たと十五歳未満七十五歳以上の者と其年收が一定額(九百 esudos)を越ゆる者は除外せられる。葡萄牙以外の諸國に於ては疾病保險は賃傭労働者保險とせられ、あらゆる賃傭労働者を包括するか、さなくば一定部類の賃傭労働者を以て被保險者とする事になつて居る。

一八九二年四月十日の獨逸法を先驅とし Austria, Bulgaria, Czechoslovakia, Great Britain, Norway, Poland, Russia, Serb-Croat-Slovene Kingdom の諸國は、勞務契約に依り經濟的に他人に從屬し生活の資料を其労働に仰ぐ所の總べての賃傭労働者に對して強制疾病保險を布くことにした。併し此等の國々に於ても被保險者に關しては一定の除外例を設くるを常とし、法律上の見地から賃傭労働者と認められない者、一定年齢を超へたる者、若くは労働不能となりたる者、雇主と親族關係に在る者等は之を除外するのが多い。

尙ほ社會保險は經濟的に貧弱なる者に對する施設なりとの見地からして労働者の所得額を基礎として區別を立つるものがある。此の觀點よりすれば現存の諸國法制は之を二大別するを得る。一は所得額の多きものと少きものとの間に何等の區別を立てない制度であつて Austria, Bulgaria, Czechoslovakia, Russia, Serb-Croat-Slovene Kingdom 等は之を採用した。他は一定金額以上の所得ある非筋肉労働者を主とする一定部類の労働者を強制疾病保險より除外するものであつて Germany, Great Britain, Norway, Poland 等は之に屬する

所得額による區別に



ものである。

註||英國にては當初年收  $\pounds 100$  を以て限界と爲し其の以下の者は之を強制加入せしめ其の以上のものは任意加入を許すこととした。獨逸では當初年收二千五百馬克以下の者が強制加入せしめられることにせられた。

前者に在つては、労働者所得額に關して區別を設けることは非筋肉労働者に就いては兎角いゝ加減な區別となり易く、従つて此の區別を設けることに依て、經濟的に同一様なる境遇に在る者に對して別異な取扱をするこゝとなる恐があるから、寧ろかゝる區別を立てないに若かずとの見地を取る。後者に在つては、所得額の大なる労働者特に非筋肉労働者は疾病に伴ふ經濟上の困難などは自ら之を救ふべき手段を講じることの出来る境遇に居る者なのだから、此等を迄一樣に包括するのは社會保險としての疾病保險の主旨とする所でないとする見地を取る次第である。

被保險者たるべき者の經濟上の境遇を顧慮する見地は、更に又獨立労働

狭き範圍  
限定

者ではあるけれども其の境遇は被備労働者に比して劣るとも優ることなかるべき種類のものに、強制保險を擴張することに依て其の見地よりする叙上の立場を緩和することが出来る。其例としては Germany, Serb-Croat-Slovene Kingdom を見る。即ち其例は稀少だが、然し Austria や Russia などの強制疾病保險は少所得の獨立労働者に對しては其任意加入を許す道を開いた。併し其の任意加入に關する條件に至つては國により頗る趣を一にしない。

或國々に至つては以上述ぶる所の何れの制度よりも更に制限せられたる制度を用ひて居る。即ち其の制度の下に於ては疾病保險の適用を受くべき者は單獨に勞務契約に依て勤務に従事するを以て足れりとせず、法律により強制保險の適用を受くるものと特定せられたる種類の業務に従事することを要する。就中工場たる性質を有する工業的企業に適用せらるべき制限的賃備労働者保險制を樹立したる國々は Hungary, Luxemburg, Roumania であつた。鑛業と採石場とに適用するものは Hungary, Luxemburg, Roumania で建築業に適用するものは Greece, Hungary, Luxemburg である。尙この最後の三



國は商業と交通業とに適用した。農業と家庭のサーヴィスは、大抵除外せられたが、其の理由は主として疾病保険の發達上の理由に存する。そして之を概観すれば、制限的なる賃傭労働者強制疾病保険制を採用せるものは既に友愛組合(Friendly societies)が其基礎を造つて置いた方面の業務に先づ之を適用し、又立法者の眼から見て眞に其必要ありと考へられる方面に適用するのが例である。又保険に伴ふ財政上の負擔を軽くせんとする希望や企業側の反對やに依り適用範圍が制限せられ、或種の業務を除外することになつた例も少くない。併し現状に於ては制限的なる賃傭労働者保険制を採用して居る國々の數は寧ろ少數である。其理由は、多くの國々に於ては新たな産業に關して適當なる適用上の制限を爲し區別を立てることが益困難になる所から、一般的賃傭労働者保険制を用ひることの優れるを信ずる風あるによるのである。

次に致ふべきは保険料の負擔の問題である。然るに疾病保険其他癘疾、老衰、死亡保険などに於ては、災害保険に於けると異り、産業上の危険と

いふ觀念が直接に關係しない所から、其費用負擔に關する理論は十分なる發達を遂げて居ない。従て國々に依て趣を異にして居るが、何れの所にも共通なる點は、掛金の一部分を雇主に於て負擔すると云ふことである。之は理論より見て、労働者の疾病に罹るは一つには其の職業の性質より來るものなるが爲めに、雇主は企業家として其の救濟費の一部を負擔するを正當とすると云ふことから來て居るし、又一つにはたゞ單純に之に依て労働者の負擔を軽減する便宜上の制度でもあり、更に又一つには雇主すら其の負擔の一部に任ずることになれば、保険に加入するを欲せざる労働者に加入を強制する上に有力なる理由が出來る點もある。

次に國家其他の公權力團體が費用を分擔する制度も開けて來たが、其の分擔を正當附ける理由としては社會の相互扶助といふ觀念を以てせられる。即ち労働者は其の貯蓄能力の乏しい所から、之を補助しなければ保険の普及は計り難く、特に強制保険を行ふに就いては、國家が其の費用の一部分を負擔するにあらざれば、強制加入を勵行して社會保険をして眞實に社會的



なる制度と爲すことが出来難いのである。

仍て諸國の實例に就いて見るに、國家より補助を爲す任意保険の制度が當初の形式として最も早く發達し、此の制度としての疾病保険は Belgium, Denmark, France, Sweden, Switzerland 等に之を見ることが出来る。そして國家の補助は丁抹に於ては被保険人の掛金の約半額に當り、瑞典に於ては約四分一に相當する。

癩疾及老衰保険に於ては、任意保険の存する所では國家は更に立入つた態度を取り、拉典民族の國々にては國家は特別なる保険基金を設けた。Belgium, France, Italy, Portugal, Spain 及多數の瑞西のカントンに之を見た。併し此等の任意制國の成績はあまり思はしくなかつたものだから曾て任意保険制を採用したのも強制保険に移らんとする傾向が生じた。そして費用に關しては雇主にも其一部分の負擔に任せしむるやうになりつゝある。

#### 分擔制

今疾病保険について見れば(一)費用を被保険者と公共基金とにて分擔するもの (Portugal, Roumania) (二)労働者と雇主とで分擔するもの (Austria, Czechoslov-

akia, Germany, Hungary, Latvia, Luxemburg, Poland, Serb-Croat-Slovene Kingdom) (三)被保険者と雇主と國家とで分擔するもの (Russia) 等の區別がある。

以上の區別の中に在つて葡萄牙の國家的疾病保険制は費用を一部分は被保険者の拂込金により一部分は保険加入の義務なき人々即ち一定額以上の所得ある者の拂込金及租税に依て賄ふことにした。Roumania に於ては費用は主として労働者自身をして負擔せしめるが、國家は病院を建設すべき土地を給與し又一定の歳入を生ずべき財源を支給することにした。

英國の健康保険法は癩疾保険を包括しそれは主として國家からの補給に依て賄はれる。那諾にては費用は労働者と國家と地方自治體と雇主とに依て分擔される。併し雇主の負擔は主として労働の爲めの負傷を賠償する目的の方に用ひられるのである。

費用を労働者と雇主とに於て分擔する制度の國々では其の分擔歩合は一様でない。労働者の負擔歩合は四〇%から六六 $\frac{2}{3}$ %に及び、雇主の負擔は三三 $\frac{1}{3}$ 乃至六〇%になつて居る。最も普通なる制度は兩者が均等に負



擔する制度である。即ち Czechoslovakia, Hungary, Latvia, Serb-Croat-Slovene Kingdom などに之を見る。

國家が直接には何等費用の分擔をしない所でも、疾病保險の發達を獎勵する意味に於ては種々の方法により給付を爲すのが例で、例へば(一)病院建設の爲めに一定金額を支給するもの(Czechoslovakia)(二)被保險者が兵役服務中其の掛金の全部又は一部分を支給するもの (Czechoslovakia, Serb-Croat-Slovene Kingdom)(三)保險の管理費其他を支給するもの(Poland, Serb-Croat-Slovene Kingdom)などの方法が取られる。

すべて斯くの如く比較的古い方の保險制に在つては雇主と労働者との共同負擔を以て本則としてゐるが、其後國家保險に對する任意加入を獎勵することの生める經驗は終に此種の保險に對しても國家が其の經費の一部分を負擔するを可とするに至り、新しく制定せられたる那諾及び英吉利の國家保險は之を實行することゝなつた。即ち那諾に在つては労働者六、雇主一、地方自治體一、國家二の割合で以て保險料を負擔することゝした。又

英吉利に在つては當初掛金は男子労働者に就いては労働者四片、雇主三片、國家二片の割合とし、女子労働者に就いては労働者三片、雇主三片、國家二片とした。されば英吉利に在つては國家は女子労働者に就いては保險料の四分の一を補助することになる。従つて獨逸との比較に於て労働者の負擔が獨逸では六割六歩六厘強であるのに英吉利では男子四割四分五厘女子三割七歩五厘に當るに過ぎぬ。

而して労働者の支拂ふ保險料の實額を何程と定むるかに就いてはやはり又國々により其の採れる所に相違がある。獨逸其の他の國々に在つては、そは主として保險組合各自の働に委かすことゝ爲し、法律はたゞ労働者の負擔額に關する最高制限を定め勞賃の一定歩合以上に上るを得ざるを以て原則となし、又一定歩合以上に及ぶ場合に對しては制限を設けることにして居る。即ち獨逸に在つては掛金は經費負擔主義によるのであつて、労働者及び雇主は其の所屬疾病組合の必要としただけの經費を三分二と三分一との割合で分擔するのである。其の掛金は労働者に在つては基本賃金の百



分の幾個と云ふ風にして定めるのである。然るに英吉利に在つては労働者の掛金は法律を以て其の額を一定した(當初男子労働者四片女子労働者三片)けれども此の定額制は一樣に之を行ふに於ては賃金所得少き労働者に對し重き負擔を課することゝなるが故に、一定額以下の所得の者に對しては階級を設けて各々割引を爲し、一定額以下の者は掛金負擔を免除することにした。而して此等の割引及び免除より生ずる欠陥は雇主と國家とに於て共同して之を補充するものとし、各場合に對して其の補充負擔歩合が定められたのである。

保険料の掛金は先づ雇主に於て自己負擔の分と労働者負擔の分とを併せて納付し、然る後雇主は労働者に支拂ふ報酬中より労働者負擔部分だけを限り差引回收すべきものとする。保険料納付の方法は郵便局より各労働者に就きカードを得て之れに切手を貼付するのである。

保険料の納付は一週間毎の計算になつて居るけれども、其の納期は必ずしも毎週たることを要せず、賃金支拂期日毎に之を納付するのである。

保険料は一日賃金  $1s. 6d.$  を超過せざる者に對しては次の如き率が定められた。

- 一日の賃金  $1s. 6d.$  を超へざる者
  - 雇主負擔、一週間、男子労働者の爲めに 6d.
  - 女子労働者の爲めに 5d.
  - 議會が備へたる國庫金中より 1d.
- 一日の賃金  $1s. 6d.$  を超へ然かも  $2s.$  を超へざる者
  - 雇主負擔、一週間、男子労働者の爲めに 5d.
  - 女子労働者の爲めに 4d.
  - 労働者負擔 1d.
  - 議會が備へたる國庫金中より 1d.
- 一日の賃金  $2s.$  を超へ然かも  $2s. 6d.$  を超へざる者
  - 雇主負擔、一週間、男子労働者の爲めに 4d.
  - 女子労働者の爲めに 3d.



保險給付金

次に問題となる重要な事項は、労働者が疾病に罹りたる場合に之に支拂はるゝ保險金のことであるが、此の保險金額を定むるに就いては、二つの原則が攷へられる。一は保險金はたゞ労働者をして病中其の生活を維持せしむることを以て目的とし所謂生活の最低必要費若くは之に近きものを支給すべしと爲すもので、他は労働者をして病中と雖も平常通りの生活を爲すを得せしむるに足るだけのものを支給すべしと爲すものである。此の二原則は疾病保險が疾病と云ふ事實より生ずる労働者の經濟上の損害を救済すると云ふ意味から云へば、何れを可なりともし難く何れにも理由のあることである。従て平素割合に輕き掛金負擔を以て然かも病中平素の生活を維持するに足るだけのものが保險金として支給し得られるならば、それによつて越したことはないが、その程度の支給を爲すが爲めには平素労働者其他のものゝ掛金を高くするを餘儀なくされ、その方に於て多少ともに労働者の苦痛を見、又雇主の負擔を過重ならしめ、又國家の經費を多大ならしむる

やうならば、やはり保險金としてはたゞ生存を維持するに必要なだけの支給を爲すに止むる外はない。諸國の實狀に於ては國家的強制保險は生活必要費を支給するに止むる見地を取つて居る。

斯くて之を實狀に就いて見れば、現今疾病保險に於て支給さるべき保險金の額を定むるには二様の制度が行はれて居る。一は罹病労働者の所得の如何を顧る所なく、其の最低生活費に適應する意味に於て均一なる支給をなすものであり、二は罹病者の賃金所得額に應じて支給額を定むるものである。

均一支給をなす實例は少いが、英吉利と愛蘭とは其制を採つた。尤も男女により額を異にして居る。(男子一週間 15s. 女子一週間 12s.)

給付額を罹病者の所得に應ぜしむる制度を採るものに在つては、其額は之を所得額の或部分に等しからしむることとする。従つて其給付は疾病に依り罹病者の失ふ所の一部分をしか償はぬことになるわけである。其の場合に標準とせらるゝ賃金は實際罹病者の之を得つゝあつた賃金であること

保險金額の決定方法



もあれば、又基礎賃金として一定部類の賃金階級に於ける平均額を以て標準と爲すこともある。實際賃金を標準と爲す例は Latvia 及び獨逸に之を見る。他の多くの國々は幾つかの賃金階級を定めて居る。例へば Portugal に於ては三、Roumania, Norway 及び Bulgaria に於ては五、Austria にては九、Czechoslovakia に於ては一〇、Poland にては十四、Serb-Croat-Sloven Kingdom にては十七階級を定めたるが如し。そして其の定められたる基礎賃金に對して其幾割が保険金として給付せらるゝかは國々により規定一樣ならず、又同一制度の下に於ても場合により多少異なるを見る。大抵五〇%乃至八〇%の間に在る。同一制度の下に於て場合により異なる割合を以て支給額の定められるのは大抵は病氣の繼續期間によるのであつて、例へば Hungary の如きでは初め四週間迄は基本賃金の六割を支給し五週目からは七割五分と定めた。尙又被保險者が家庭的係累を有すると否とにより其割合を異にする制度もあり、例へば家庭の父たる者に對して基本賃金の五割が支給せられる場合には、係累の無い者に對しては三割五分しか支給しないと云ふ風

にせられるのである。更には又給付額は基本賃金額の高きものに對しては果進的に少き割合を以て計算する制がある。例へば Austria にては初めの七階級に對しては其八割を以て支給額とし、第八階級に對しては七割四分、第九階級に對しては六割六分三分二を以て之を算定することにした。

次に考ふべきは保險金給付期間のことだが、疾病保險はたゞ一時的なる疾病に對して之を保險するに止めると云ふ方針を取るのが普通である。英國を除くの外は皆そうなつて居る。即ち保險金は一定率を以て何週間か支拂はるのであるが、其の支拂はるゝ最長期間を法律を以て限定し、その以上に及ばないこととするのであつて、其の意味は労働者の共済組合に於て之を見たるが如く、一人の労働者を完全に救助せんが爲めに多數の労働者に救済の及び難きこととなるを防がんが爲めである。疾病保險の立場よりするも、固より、長引く病氣例へば肺病とかリウマチスの如きに對して保險する必要が無いと見るわけではないが、その救済に關しては又私の任意保險なり或は癡疾保險なりの備を爲すべきものとし、疾病保險として



は、比較的早く治癒する病氣に對する保險をのみ行ふを以て満足すべきものと見るのである。而して右の如き意味合から、保險金の支拂はるゝ最長期間を定めるに就いては、獨逸に於ては二十六週間を下るべからず然かも五十二週間を超ゆべからずと定めた。埃、太利及洪、牙利に在つては二十週間以上たるべきものとし最長一年に及ぶを得とせられたが、實際に於ては二十週間以上を以て最長限度と爲すものはなかつた。那諾に在つては一率に其の最長期間は二十六週間と限定し、其の限度までは保險金を支拂ふべきものとした。然るに英、吉利に在つては此の最長期間に關しては何等の制限なく、従つて如何に長引く病氣でも之を保險し又如何に長くても保險金を支拂ふものとせられた。併し乍ら英國の國家保險は謂はば疾病保險と癱疾保險との合成物と見る方が適當であつて、此の兩者に對しては支給せらるゝ保險金を異にし、又其の名稱を異にする。そして疾病に對する保險金の支給は二十六週間迄しか行はれず、其の期間内の給與金を疾病給與金 Sick benefit と稱し、其以後支給せらるゝ所のものは之を癱疾給與金 Disablement

benefit と稱するのである。(疾病給與金の額は當初男子勞働者に對しては一週間十志、女子勞働者に對しては七志六片とし、癱疾給與金は男女共に一週間五志とした。二十一歳以下にして未婚の者に對しては彼が家族を扶助する地位に在らざる限り疾病癱疾給與金共に割引して支拂はるゝものとする)。

斯く英吉利の如く疾病保險と他の保險とを併合して一の保險と爲すことや、又獨逸其他の如く疾病保險と災害保險とは制度としては別々のものであり乍ら、兩者の働きを表はすに就いては之を合同して働かしめ、前に述べたやうに、負傷の場合當初何週間かは保險金を疾病保險の方から出し、其の後に及んで初めて災害保險の方から之を支給することやは、多く行はるゝ所である。然るに此の後者の例の如きに關しては、疾病保險は其の保險料を勞働者が最も多く負擔するものであるのに、今負傷の如き雇主が之を賠償すると云ふことを以て元來の主旨と爲して居たやうなものに對して、當初何週間でもともかく其方から保險金を支出するのは不都合だと非難す



る議論がある。即ち斯かることが行はれるに於ては、雇主は當然に負擔すべき所を免れて労働者に其の一部分を負擔せしむることとなり、頗る狡猾なる遣方と謂はねばならぬとするのである。此の非難は理屈の上からは洵に至當な非難と謂はねばならぬが、之に對しかゝる制度を辯護するものは、輕微なる負傷の如きに對しては實は保險金よりも直接の醫療が必要であるのに、疾病保險の方には其の設備が出来て居るのだから、之を負傷に對して利用するは冗費を除く所以で、兩制度併用の主旨とする所は専ら此の冗費を省くことに存し、決して保險の費用を雇主より労働者に轉嫁せんが爲めにそんな目的で以て行はれて居るのではないと辯明するのである。然るに此の點に關しても英國の制度は大陸の制度と大いに趣を異にし、英國に在つては疾病保險が出来たからとて、少しも雇主の災害賠償義務を輕減する所はなかつた。そうではなくて英國では却つて、労働者にして災害賠償金を得た者は疾病保險金を受取るを得ざるものとして居る。然し大陸制と英國制との相違する理由は格別深い理論からではない。たゞ英國に在つて

は、雇主の災害賠償制の方が疾病保險制よりも十五年も早くから行はれて居たからのごとに過ぎぬ。

次に保險金に關聯して攷へねばならぬことは、保險金以外に於ける醫療及び藥品の實地給與に關することである。獨逸を始め多くの國々に在つては、疾病労働者に對しては保險の方より随分寛大に醫療施薬を行ふことになつて居り、内科及び外科其他の醫療と併せて二十六週間迄は無料施薬を爲し、其他眼鏡や繻帶類をも給與し、又病院を設けて患者を之に收容することも行はれ、藥湯電氣治療等の設備に至る迄保險組合に於て之を爲すものが少くない。埃國、洪國、那諾、英吉利等に於ても事情は大抵同様である。英國では之を Medical benefit と稱する。然らば何が故に諸國はただ保險金のみを給與して實際の醫療のことは之を疾病労働者の自由に任さないかと云ふに、それには色々の理由がある。即ち先づ一つには、疾病に對する保險的救済は、疾病より生ずる労働者の生活上の困難を輕減するを以て直接の目的と爲すとはいへ、その一面には病そのものを救治することを以て



本來の目的と爲すは、前にも之を明かにした通りであり、然かするには、保険組織の働として直接にその醫療施薬をも併せて行ふを合理的と爲すこと、第二にはたゞ保険金を與へて罹病者をして任意に醫療を受けしむる分では醫師が果して誠實に又有効に治療を施してゐるかどうかを、保険組合の方から監督し難く、爲めに醫療をして充分有效なるを得せしめざる恐がある。然るに今之を直接に保険組合の方から與へることになれば、其の監督も比較的よく行届いて行はれ醫師をして労働者の無智に乗せしめないやうにすることが出来る。第三には保険金だけを與へると之を病の爲めには用ひないで、生活上の他の必要の爲めに用ひ、疾病保険としての効果を失ふに至らしめる恐あること。第四には保険組合から醫療施薬の實地給與を爲すことにすれば、醫師に對する報酬等に關して醫師側の要求を切下げることとも出来、一般的に治療費用を節約するを得て保険經費をして比較的安なるを得せしむる。第五には又此道に依て一般公衆衛生状態を改善するに貢献するを得、やゝ其の標準を高からしむるを得る働を爲すことが出来

ると云ふのが、其の理由の主なるものである。そして總べて此等の實地給與を爲すに就いては、保険組合と醫師會とが對立し、兩者の間に集合的な談合を遂げ契約を取結ぶを以て双方に取つて便宜とする。

然るに茲に此の實地的なる醫療給與に關して問題となることは、所謂醫師の選擇に關する問題であつて、獨逸の如きに在つては此の問題は實地問題としてかなり面倒な紛議を生じたのである。即ち保険組合が醫師を利用するに就いては、一二の醫師を自己組合の所屬として雇傭するか、然らざれば一定數の醫師と組合との間に契約を爲し、患者をして其の一定數の中より自己の好む所の醫師を選び之に就いて治療を受けしむることにするか、然らざれば醫師の選擇は全然之を患者たる労働者の自由に一任するかの方法がある。然るに此の選擇の範圍を如何なる程度迄許すかに就いて、從來保険組合と醫師側との間に少からざる紛争を見るに至つたのである。醫師側に在つては自由選擇制を主張する者多く、其の理由とする所は(一)元來醫療と云ふものは患者が醫師を信任すると否とに依りて少からず効果を異に



するを免れざるものなれば、治療を有效ならしめんが爲めには患者に自由選擇を爲すを得せしめなければならぬ。(二)組合が或定まれる少數の醫師を雇傭したり又は之れと特別の契約を結んだりする分では、選ばれたる醫師は保險醫として之を獨占することになり、元來社會的なるべき制度に獨占の弊害を生ぜしめる恐がある。(三)組合が比較的安き治療費を申出で之で納得する醫師との間に契約を結び之を抱へ醫師とするに於ては、治療はとも十分有效なるを得難く、醫療の如きは本來は安價薄效の性質を有するものであると云ふことに存する。而して之等の理由により自由選擇制を主張する者の多數は、醫師の中に在つては比較的少壯者なること實狀の示す所であるが、其の然る所以は容易に理解することが出来る。

然るに保險組合の側に在つては從來此の自由選擇制に對しては寧ろ反對の態度を取り、雇主連中も亦之に加擔した。其の反對する理由は、(一)自由選擇を許すに於ては、醫師に對して組合が之を監督し其他保險監理を行ふに就いて其の統制行はれ難く、其點が先づ以て甚だ不都合ならざるを得な

し。(二)自由選擇によれば有效なる治療が行はれ得るやう唱へらるゝけれども必ずしもさうでない。自由選擇にすれば勞働者は元來十分に醫師の手腕人物を見別ける明がないから、兎角人氣取りの上手な醫師にのみ客足が向いて却つて治療の成績は舉らないことにもなり得る。(三)それに又自由選擇制の下に於ては患者は兎角名醫にばかり治療を受けたがる所から、自ら保險組合の経費が多くかゝることになり、又場所の關係からも醫師を迎へる費用に多くを要することとなるを免れぬと云ふに存する。

此の兩様の主張には各々理屈があるけれども、實際の大勢は漸次自由選擇制に傾くやうになつた。尤も自由選擇と云ふ中にも又色々の程度と方法とがあり、全く無制限なる自由選擇と組織的自由選擇とも云ふべきものと制限的自由選擇との區別が考へられる。組織的自由選擇と云ふのは、保險組合と醫師團體との間に豫め協約を爲し、醫師の仲間からして任意に保險醫を選出せしめ、組合は患者をして其の選定されたる醫師の中に就き選擇して治療を受けしむる制度である。制限的選擇制とは保險醫たるべき少數



の醫師を指定し其間に就き患者の選擇を許す制度である。此等の諸種の制度の中では、自由選擇制としては勿論無制限なる自由選擇制が最も簡單明瞭でよいのだけれども、それに至る道筋としては、先づ制限的選擇制や組織的自由選擇制を行ふこととなり、多くの組合は之を實行しつゝある。而して兩者の中に在つては、組織的自由選擇制は醫師側に保險醫選出の自由を與へるだけ其側に取つて都合よいもので、例へば醫師會の如きが其の選定を爲すものとすれば、比較的便宜に制度の實行を見ることが出来る次第である。

醫師に對する報酬

次に問題となることは醫師の診療に對する報酬の問題である。此の問題に關しては從來とかく保險組合と醫師の團體との間に紛争を見、醫師側は國家保險制の行はるゝが爲めに診察治療料が引下げらるゝ恐ありとして之を防がんが爲めに種々の要求を爲し又方法を講ずるに怠らなかつたのである。而して醫師側に於ては被保險勞働者に對して診察を爲し治療を行ひたる場合には一回毎に報酬の計算せられんことを要求し、たとへ國家保險の

下にある診療と雖も定められたる診療料の最低率だけは支拂はれることを要求せんとし、獨逸の如きに在つては各聯邦に於て定められたる治療費の率を以て標準と爲し其の認めたる最低率だけは支拂を受けざる可らずと主張するを常とした。(實際に於ては此の公定率の凡そ六割二分に相當する位の報酬となつて居たやうである)然るに保險組合の側に在つては此種の一回毎の計算による報酬制を不合理と爲し、大多數の組合は組合員一人に就き一人當何程と計算して組合員數だけ之を取纏めて其額を報酬として支給することにしてゐる。組合の採る此の方法は計算上頗る簡單便宜なるのみならず、組合側の見る所を以てすれば頗る合理的にして正當の報酬方法なりとせられる。其の理由は、從來醫師は病の際にのみ之を治療するものなるが如く考へられたる爲めに一回の治療に對し何程と云ふ風に報酬の事が考へられたけれども此考が抑も舊式な考に過ぎない。病は之を治療するよりも寧ろ之を豫防すべきものであつて醫師の眞實の任務とする所は病を治療することに存するよりも寧ろ人々を常に健康状態に在らしめ病に罹らせな



いやうにすることに存せなければならぬ。されば組合としての醫師に對する要求として十分なことを云へば各組合員の健康診断を毎日でもして貰いたいほどのことであつて、醫師と人との關係を醫師と患者とのみ見るが誤りで常に醫師と健康人と云ふ關係として見なければならぬのだから、從つて醫師に對する報酬の如きも組合員が何人居る故其一人に就き報酬何程と見て其合計額を以て報酬の全額と爲すが至當なりとすることに存する。

斯かる見地よりして多數の組合は其の見て正當とする所に從つて醫師に對する報酬を支拂ふこととして居るが、今醫師自由選擇制の採られたる場合には、組合の方では其の組合員の數に應じて合計的に計算して一纏に之を醫師の團體に支拂ひ、團體の方に於て其の團體内の各保險醫の行ひたる被保險人に對する施療の回数其の難易其の費用等を見定めて然るべく之を當該醫師間に分配することとして居るのである。ライプツヒ市等に於ける實例は之である。然し乍ら普通の施療以外特別なるものに對しては特別の報酬の支拂はれること勿論である。而して伯林市の如きに在つては醫師

側に於て來診往診手術等に關し其の報酬割合を一定し、例へば來診を一單位とすれば往診は二單位、手術は其の種類難易に應じて二乃至十單位と云ふ風に定めて居るのである。

要するに此の醫師の報酬問題に關しては、醫師側に在つては成るべく組合の壓迫と醫師相互間に於ける競争の爲めに診療費の標準の低下さるゝことなきやうにと努め、保險組合側及び國家に在つては近時一般に診療費騰貴の傾向あるに鑑み成るべく之を調節するに心がけ、一方は醫業を以て營業と考へ他方はやゝ之を社會公共の爲めにすべき勤務視せんとし、其の根本の考の相違より常に兩者間に一種の暗闘の行はれ來りたるを否み難きものがあつた。そして國家の側に在つては飽迄醫術の公共的性質を信じ又其の意味を確實にせんが爲めには、國家の保險の如きに關しては報酬に就いて醫師側と折合が出来ぬとならば、國家は病院を設立し之に國家の採用せる専屬の醫員を置き保險と民間醫との關係を絶たんとする態度をも採り得る次第であつて、現に英國の如きに在つては多少其の氣風の窺はるゝもの



なきにあらざる状況である。惟ふに之は醫療と云ふものと之を行ふ人の社會に於ける立場と其の受くべき報酬とに關する一般の問題と關聯して研究上興味ある所とせなければならぬ。

然し此種の議論は茲に餘り立入つてするわけに參らぬから、たゞそれだけのことにして置くが、要するに現今勞働疾病保險に於ては保險金と併せて直接なる醫療施薬を行ふを例とすることだけは、普通の状態と見て差支ない。然らば又更に立歸つて保險金の方を觀、其の額について攷ふるに、獨逸の疾病保險其他大陸諸國の保險に在つては、保險金の額は之を勞賃額に對する一定歩合と定めたのである。即ち獨逸に在つては勞働者が疾病の爲め勞働不能の状態に陥れば其の基本勞賃の半額とし、罹病後四日目より支給するを原則とする。詳言すれば、保險組合は其の保險する勞働者の階級の平均賃金を見、又は被保險者の實際の賃金収入額を見、之を標準として其の半額を保險金とするのだから、各組合毎に其額を異にするが、組合々々は夫々其の支拂ふ保險金額を一定して居る譯である。然し此の半額標

## 保險金額

準は決して斷定的のものではないから、之より以上の歩合による保險金を定むることは一向に差支なく、現に此の標準以上の歩合に據て居る組合も少くない。然るに獨逸の此の五割標準制に對しては從來兎角非難の聲ある次第で、其の餘りに低きこと特に其歩合が災害保險の場合に於けるよりも低きに居ることは災害保險の正常的標準は六割六分六厘と云ふことになつて居る不合理なりとせられ、兩保險とも共に勞働者の經濟上の困難を救ふを以て目的と爲すものたる限り、兩者間に保險金歩合の差別を認むべき理由は無いと論ぜられるのである。此の獨逸制其他大陸諸國に於ける歩合制に對して英國の疾病保險は此點に於ても別個の道を行くこととし、保險金は勞働者の所得や其の保險掛金とは關係なきものとし、各勞働者に對して定まれる均一額を支給することにした。即ち當初男子勞働者に對しては十志女子勞働者に對しては七志六片とし二十六週間以後は五志を支給するものとしたのである。此額は之を獨逸に於ける勞働者の受くべき最高保險金よりもあまり少からざる額であつて、其の比較上より考ふるも獨逸の保險



金が賃金所得の少き者に對して不足であると云ふ非難が益々理由あることゝせられる次第である。然し何れにしても從來の保険金は前述の如くたゞ労働者を以て病中其の生存を維持せしむるに足るだけの費用たるを以て満足せんとする方針を取つて來たから、其額が決して労働者の生活に取つて十分のものたり得ざることとは言を俟たぬ。

#### 出産保険

總べて上に掲ぐる所は普通の労働疾病保険に關してのことであるが、之に關聯して尙ほ一通り攷察して置くことの必要なるものは、出産保険の問題である。労働を爲す婦人が出産に依て労働を妨げられ爲めに其間所得の道を失つて生活上の困難に遭遇するの事實は、疾病に罹る場合に於けると殆んど異なる所なき所なれば、出産に對して救助的支給を爲すの道は夙に労働者の共済組合制の下に於ても行はれて居た。そして國家的なる強制保険の制定せらるゝに至つてやはり之を疾病保険の一機能として其中に含有せしむることゝなつた。固より出産の事實は之を疾病と見るべきものではなく、そはたゞ生理的の現象たるに外ならぬけれども、其の現象の爲めに生

ずる労働婦人の經濟上の困難に至つては疾病の場合に於けると異なるなきものなれば、換言すれば經濟的困難の原因としては普通の疾病と分娩とは其間に區別を設くる必要なきものなれば、分娩の場合に對する救助の道は之を疾病保険の一機能と爲すに於て格別の不都合を見ないのである。現今工場法の規定により又國際協約に依つて女子の産前産後に於ける労働は一定期間之を禁止すべきものとなつて居るが、たゞ其の労働禁止のみ行はれて、其の期間に於ける賃金に代るべき救助の道が備はらざるに於ては、女子労働者は爲めに大いなる生活困難に陥り場合に依つては甚だしき貧窮に迫らるゝを免れ難いであらう。従つて其の労働禁止は勵行され難く、普通の下層労働者の間に之を見るが如く分娩の前日まで労働に従事し、分娩後僅か一週間も経過せざるに早くも又労働に歸り、爲めに母體の健康を害し特には生兒の發育を妨げ又其の死亡率を高からしむることゝならざるを得ない。茲に於てか産前産後の労働禁止と其の期間に於ける保險的救助制とは必ず併行せなければならぬ。



出産に對する保險は既婚の女子勞働者に對して行はるべきものなるは論なき所なれども、然かし同時に又未婚の女子たりとも苟も分娩する限りは之を保險せないと云ふ理由はなく、此等をも亦保險の範圍内に包容すべきである。本來から云へば未婚女子にして分娩すべき筈はなかるべきだけでも、それは道德上の問題であつて事實上の問題としては未婚女子と雖も分娩することの否定すべからざる事實ある限り、社會道德を勵行する機關としての保險たらず勞働者の經濟上の困難を軽減救助するを目的とする保險たるからには、保險が未婚女子を排斥すべき理由はないのである。然かも世の實狀に於ては、未婚の女子にして分娩するが如き者は分娩と云ふ事實に依て經濟上の困難に陥ることは既婚の女子よりも甚しかるべきを容易に想像し得られる。従て之に對して保險的救助の道なきに於ては、此種の女子は終に甚だしき貧窮に陥るか、然らざれば賣淫を餘儀なくせらるゝに至るを避け難い。されば保險制に在つては出産の合法的なるや否やは之を問題とすることなく、唯だ社會的救助施設としての性質上總べて女子勞働

者に對して保險を行ふこととするのである。

分娩保險は固より之を獨立の保險と爲すを得べきものであつて、之を疾病保險中に包含せしむるは唯之れ便宜より來るに過ぎぬ。けれども諸國は大抵其の便法を採つて居り、之を獨立の保險となしたるは獨り伊太利を以て先驅とした。即ち同國に在つてはまだ一般的なる疾病強制保險制は國家的に設立せられざるに先立ち、一九一〇年七月一日の法律を以て強制的出産保險を制定した。即ち年齢十五歳以上五十歳以下の女子にして工場に勞働する者は、既婚者たると未婚者たるとを問はず、總べて強制的に保險に加入すべきものとし、掛金は勞働者本人と雇主と半分宛とし、其の掛金額をば女子勞働者の年齢の異なるに依つて多少區別したのである。そして保險金の支拂に際しては國家は之に補給を爲し、保險金額の四分一を補給することとした。

伊太利以外の諸國にして疾病保險制を有するものに在つては、法律は女子勞働者に對しては出産救助金を給與すべきことを強制して居る。即ち獨



逸に在つては當初分娩に必要なる醫療以外に六週間の普通の疾病保険金を支給すべきものとし、其額は當該女子労働者が其間既に労働に歸り従ふと否とを問はず之を支給すべきものとした。が一九二一年又之を改めて次の如く定めた。女子が分娩前一ケ年内に於て少くとも六ヶ月間引續き保険せられたる者なるに於ては、其が必要なる限り醫療の直接給付を受くるのみならず、分娩費として一定額の一時金支給を受け、又十週間迄は疾病保険金に當る額を毎日支給するものとし、然かも其額は法律の定むる一定金額を下ることなきものとする。尙又新生児が哺乳する間は、分娩後十二週間迄疾病保険金の半額に當る額を毎日支給され、其額も亦法の定むる額以下には下ることなきものとする。若し産婦が出産の爲めに死亡し、又は産時保険給付を受けつゝある期間内に死亡したる際は、其の殘餘の日子に對する出産保険金及び哺乳保険金は新生児に給付せられるのである。而して保険組合は必要ある場合には右の出産保険金支給期間は之を十三週間迄、哺乳保険金支給期間は之を二十六週間迄延長するを得、又保険金をも一定

限度まで増加するを得る。洪牙利及び那諾はやはり當初獨逸の例に倣つたが、埃太利は其の額を四週間分と定めたのである。然るに英國に在つては、四週間分の普通の疾病保険金以外に一率に一定金額(當初三十志)を支給するものとしたが、(Maternity benefits と稱する)、其代り醫藥の實地給與をせないから、事實に於ては此の金額は醫療其他の手當の爲めに用ひらるべきものとなるのである。

次に女子自身労働者ならずして労働者の妻たるものゝ分娩に對しては從來保険制は殆んど之を顧慮することなく、他の多くの事情同様に斯かる労働者家庭内の出來事に對しては救濟の手を及ぼさざるを例とした。然し家内に於ける出産の事實が労働者の生活に少からざる影響を及ぼすことは疑なき所で、何等かの施設の之に對して爲さるべきは出産の事實の普通頻繁の事件たることより之を致へても、當然のことと見ねばならぬ。然し此點に關しては英國の疾病保険が諸國に卒先して其定を爲した。即ち同國に在つては、労働者が保険に加入せるものたる限り、其妻の出産に際してもや



はり女子労働者の出産の場合に於けると同一額(當初三十志)を支給するものとしたのである。然るに獨逸の保険法も亦戦後の改正により、出産保険金、哺乳保険金等は、やはり之を被保険労働者の妻や被保険者と同一家庭に住ふ其の娘、繼娘、養女等にも一定の條件の下に之を與ふるを得るものとした。又此の保険金は被保険者の死亡後九ヶ月以内に妻が分娩したる場合には給付せられるものとした。

尙ほ最後に一言附記すべきは、葬式料支給に關することである。此は謂はば疾病保険に附屬せるものであつて制度として多く見るに足るほどのものはないが、とにかく附従として行はれて居る。即ち獨逸に在つては法律は疾病金庫組合に對して被保険者死亡の場合には最少二十日分最高四十分の賃金に相當する額と云ふ限界の間に於て各々然るべき支給額を定むべきものとし、尙又疾病保険組合は被保険者の妻又は子女の死亡したる場合にも、前者に對しては被保険者死亡の場合の支給金額の四分三迄、後者に對しては其の半額まで支給するを得るものとした。奧太利及び洪牙利に於

葬式料支給の問題

ても此制に做つたが、那諾に在つては二十五日分の賃金に相當する額とし同時に其の最高金額(五十クラウン)を定めた。英國に在つては法律は何等葬式料支給に關する定をしなかつた。然し疾病保険を行ふ多くの友愛組合の中には葬式料支給を行つて居るものが少くなす。

Dr. van der Borcht, Grundzüge der Sozialpolitik, Leipzig 1904. S. 338-348

A.S. Cumyngs Carr, W.H. Stuart Garnett and J. H. Taylor, National Insurance, London 1912.

J.G. Gibbon, Medical Benefit in Germany and Denmark, London & N.Y. 1913

Dr. F. A. Hoffmann, Die Reichsversicherungsordnung nach der Vorlesung über sociale Medizin für Juristen und Ärzte, Leipzig 1921. S. 8-25

Alf. Manes, Versicherungswesen, 3. Aufl. II. Bd. S. 76-80

I.M. Rubinow, Social Insurance, N. Y. 1913, p. 248-270



## 第八章 養老及癱疾保險

## 第一節 現時の産業組織と老衰者

近代に於ける衛生と醫療との進歩は人を長壽ならしむることに於て大いなる光明を人生に齎した。而して社會一般の文化が長壽なる人々の働に依て其の發達を助けられつゝある所の些少ならざるは否定すべからざる事實である。然るに翻つて又社會の一方面を見れば、餘りに長壽なるが爲めに個人として自己の生存を支ふるに足るだけの働を爲すを得ざるに至り、職業なく所得なく希望なくして悲惨の餘生を送るを餘儀なくせられつゝある者が實に夥しき數に達して、然かも段々社會の進歩と共に其の増加を示しつつあるを見通すことが出来ない。そして其の事實が勤勞所得に依て生きる無産者階級の間の特有なる現象たることは、最も注意を要する所とせなければならぬ。

先に之を明かにしたるが如く現今の時代は個人主義を基礎とする社會生

個人主義  
と老人の  
困難

活の行はるゝ時代であつて、各人は自己の人格の獨立と自由とを享受するを得ることを以て社會生活の基調と爲すと同時に、各人は又自己の生存を維持し自己の人格を發展することに就いては各自に於て其の責任を負ふものとなつて居る。之が爲めに未だ幼少で自ら働き得ないものは父母の扶養に依て生存する外はないけれども、已に成人したる以上は自己の腕に依て自立の謀を爲すは實に之れ人生に於ける第一義務とせられるのである。此の個人主義の大原則は、文明を進め經濟の發展を促すに就いては洵に多大なる貢獻を爲し、之に依つて一般的に文明生活の進歩を見たることの多大なる、實に驚嘆に値するほどのものがある。十八世紀の後半以後に於ける世界一般の文化の急速なる發展は、此の人的なる個人主義思想に負ふ所頗る多大なりとせなければならぬ。此の大原則の下に在つては、自ら働き得る間に十分なる働を爲し遂げて、其の働の結果が經濟的に蓄積されて財産を形造り、其財産の資本としての働に依つて老後に利子所得により生活を維持し得るものは格別困難はないけれども、働き盛に於ける働もたゞ其



日々々を送るを得るに過ぎないで、餘裕が蓄積されて財産となるほど豊かなる所得を得ない者は、老後自ら働いて自ら支へ得るだけの力の衰え失せたるものは、茲に全く生活の道を失つて大いなる困難に陥るを免るゝことが出来ない。然るに之を現今に於ける經濟界の實狀に察すれば、屢々之を論示したやうに、労働者たる者の大多數は斯かる貯蓄を爲し得べき餘裕なきもので、彼等の勞賃所得は老後の爲めに備を爲さんには餘りに少く、場合に依ては其日々々の生活すら十分人間らしくは營み得ないほどの有様である。即ち彼等が老後生活困難に陥らざるを得ざること、洵に餘儀なき次第なるが如くに現時の經濟組織は出來上つて居る。

此の事情は労働者に就いては負傷や疾病の場合に於けると相似たるものであるけれども、然かも老衰と云ふ事實は負傷の如く個人々々としては稀に起る現象でなく、又疾病の如く一時的の性質のものでなく、各人ともに必ず之れに遭遇せなければならぬ運命であり、又其の運命はかなり長年月に涉つて繼續し、衛生醫療の進歩と共に益々其の期間の延長せらるゝ有様に

にある。されば此の老衰と云ふ事實は之を労働者の生存上より云へば、負傷よりも疾病よりも更に的確にして更に苦痛多き生存上の大事實と見なければならぬ。

尤も老衰と云ふ現象は現代に於て始めて表はれたものではなく、苟くも人たる者にして昔より老衰せざるはないのだけれども、然しそが人々の生存上の困難として、然かもそがたゞ個別的のことならず、一の大いなる社會的現象として表はれ來るに至つたのは、實に現代個人主義が人々の生活實際の上に徹底的に其の効果を及ぼし、産業の組織が現代の組織として完成さるゝに至つてから以後のことである。即ち昔時に在つては人々の生存は大抵團體主義的であつて、彼の家族制度の如きが人々の生存を規範し、人々は今日の如き意味に於て各自自己の責任として生存上の重荷を負ふことがなかつた。家族制度は實に一の小なる共產團體であつて、そは團體として一生存單位を形造り、之に屬する各人は其の團體と云ふ大いなる人格の中に自己を没入し、團體の爲めに働き團體の爲めに生きてたのである。從



て家族團體は一家として財産を所有し又經濟を營み、其の所屬各人に對しては各々其の生存を之に依て保證したもので、各人は家族團體の爲めにこそ働かねばならぬけれども、自己の爲めに働く必要はなく、其代り自己の生存に關する心配は無く、家族團體が共同生活體として各員の生活を爲し遂げ得せしめた。斯かる生存状態の下に於ては老衰者と雖も、其の一家が財産を所有し一家の人々が相扶けて働き、自己は其の家の一員たるが爲めに、たとへ自己一個としては最早勞働を爲し得ざるに至つても、其の運命は一家と共に在り一家の人々の爲し得るだけの生活は之を爲し得た。然かも又元來家族制度なるものは家長制 (Patriarchy) と相伴ふもので、家族制度と普通に呼ばるゝ所のものは家長的大家族制度を意味するに外ならぬ次第だから、其の制度の下に於ては、老人は、家長たるものは勿論のこと、家長たらざる者と雖も、家長制の精神と共通なる尊親族尊重の思想の爲めに、一家の若年の人々の尊敬を受け、老衰の爲め經濟的の働が止まりたればとて虐待せらるゝことはなかつた。一般に孝道は家族制度に固有なる道德で

あつて、その孝道は長者尊敬の道德なのだから、家族制度の下に於ては老人は寧ろ大いに幅が利いたのである。

然るに此の家族制度なるものは、現代の個人主義的社會生活の出來上る勢に連れて漸次に崩壞の氣運に向ひ、歐米諸國に在つては最早大抵瓦解してしまひ、我國の如きに在つても今正に急速に瓦解しつゝある。之が爲めに各人は其の團體主義的なる生存の保證を失つて、各自自力に依つて立つこととなり、國家と云ふ社會團體はあり乍ら、そは各人の生存の經濟的保證を爲す迄にはまだ發達せないで、其の意味に於ては個人主義を基礎とする社會團結たるに過ぎぬ。茲に於てか現今自己獨立の生存を營むに足るだけの力を有せないものは、一般的に頗る生活の困難を嘗めなければならなくなつたのだが、其中に在つて老衰者は、彼等が無産階級に屬し勤勞に依つて生活しなければならぬものである限り、一般的の運命として生存の壓迫を被らざるを得ざることとなつたのである。

それに又昔時に在つては經濟一般の状態として、生産上に重きを爲すも



のは資本よりも労働だつた爲めに、労働上に於ける技倆と云ふことは頗る尊重に値するものであつた。然るに老人は大抵永年の労働の結果、技術優れ経験に富みたるものなるが故に、彼等は其點からして尊敬せられ、よし自らは労働に任ずる能はざる年齢に達するとも、或は監督者として或は助言者として働を爲すことが出来た。然るに現代の資本主義經濟が發達し機械の驚くべき進歩が行はれて、生産上昔日のやうな手工的技倆を必要とする所漸次少きに至つてからは、老人は其の技倆に依て人の尊敬を受けることが出来なくなり、然かも機械は所謂日進月歩なるが爲めに、老人は何時も時勢後れたらざるを得ず、又經濟界の一般の様子も年々に變化し進歩するが爲めに、老人の有する経験は物の用を爲さず、其の意味からも常に時勢後れとなつて、たゞに壯年者の尊敬を受け得ざるのみならず、老朽者として排斥せられ淘汰せられ、終には生存の綱をすら失ふに至ることとなつたのである。而して孝道と云ふが如き老人尊敬の道德が家族制度と共に亡んでしまふことは言を俟たざる所である。

斯くて今や労働者其他一般的に勤勞に依つて生活する無産階級に於ける老衰者の境遇は、擧つて甚だ哀れなるものとなり、社會的現象としての老衰者の生存問題が大いなる意義を有するに至つた。即ち昔時は個々の場合として老人が慈善的救助を受くるやうな必要に陥つたものはあつたけれども、社會一般の現象として老衰者の生存問題は成立し得なかつたのに、現今に在つては其が個々の場合たらず社會生存上の一般的現象として、大いなる問題が這間に横はることとなつた。

現今老衰者に關する問題が斯く重大なる問題となるに至つたに就いては、尙ほ次の事情を致へて置く必要がある。即ち先づ第一には、現今老人の數が段々多くなり又老年の時期が段々長くなるのは、衛生保健の道の進歩したのと醫療施藥の益々有效となつたのみに因る次第で此事特に富裕者階級に於て然る所だけれども、普通の労働者階級に於ても多少程度の差こそあれ事情は大體同様なることである。其の事實は之を諸國の保健統計に照し見れば明かなる所だが、茲に一々之を數字の上にまで表はして示す必要



はあるまい。然るに或人々は、現今一般人の生命は之を諸國に於ける年齢の平均延長に就いて見れば頗る短いものであつて三十歳乃至三十五歳位が平均壽命として表はされて居る所から考へれば、老衰して働けなくなり爲めに大いなる生活上の困難に陥る人々の數は割合に少いもので、さほど大きな社會的問題と見るには足りないだらうと信ぜんとして居る。けれども此の統計上に表はれたる平均壽命なるものは、老衰者の數の多少を云ふに就いては大いなる發言權を有するに足るものでない。なぜなれば、統計に示さるゝ所の人の平均壽命が比較的短いのは、主として年少者特に兒童の間に死亡率の高位が爲めに生ずる數字上の結果たるに外ならないからである。されば同じ統計でも之を各年齢階級に分ちて示したる人口數に就いて見れば、假りに六十歳又は六十五歳以上を以て老人と見るとせば、其の年齢階級に屬する者の随分多數なるを知ることが出来る。然かも茲に注意すべきことは、保健醫療の進歩の結果老境に入つてから以後随分長き年月の間生存する人々の數の漸次増加することである。

經濟的  
意味に於ける  
老朽

次に致ふべき事柄は、現時の經濟に在つては労働者階級は専ら雇傭労働に従事するものであるのに、其の雇傭労働組織の下に於ては、雇主の定めたる一定標準の生産能率に充たざる労働しか爲し得ざるに至りたる老人は、そがまだ生理的に見ても老人と云ふに足らず、其の労働は決して不能になつたと云ふのではなく、まだ相當によい労働効果を擧げて居るものでも、悉く老朽者として淘汰せらるゝことである。昔時の手工業者や農業者は、たとへ老年に達しても一日にどれだけの生産能率を擧げなければ労働者として働くことが出来ぬと云ふ事情はなかつた爲めに、たゞ其力に應じたるだけの仕事を爲しつゝ以て労働を續けて行くことが出来た。然るに現時の鑛山や工場やの労働に在つては、労働者は平均的に一日最底何程の労働効果は之を示すべきものとせられ、其れが雇傭の條件となつて居る爲めに、其の標準を下る者は解雇されて全然労働上の職を得ざることゝなるを餘儀なくせられるのである。されば現今の老衰と云ふ意味は、労働者に在つては生理的の老衰の意味と經濟的の老衰の意味と二た通りあつて、然かも勞



労働者の實生活上に意義を有するのは其の經濟的なる老衰である。そして生理的の老衰だと或年齢以後徐々にやつて來るのだが、經濟的の老衰は急に表はれ、生産能率の一定標準を以て老衰者と然らざるものとが區別せらるゝこと、労働者に取つては甚だ重要な關係を有するものと謂はねばならぬ。老朽淘汰の問題と労働能率の問題とは常に關聯したるものであつて、之に依つて老衰と云ふ事實は概念的に決定せられる。

次に攷ふべきことは現時の鑛山業や交通業や工場工業やの如きに在つては、其の事業が大資本を以て大規模に大いなる設備を以て行はれ、特に機械其他の設備を短年月の間に早く原價償却せんとするが爲めに、仕事の速度は年々早くなり、彼の科學的經營法などと云ふ仕組の下に機械と労働者との有する生産力を出來得る限り早く用ひ盡さんとするのが一般の狀態である。之が爲めに労働者は其の労働より生ずる疲勞と仕事に對する注意の多大なるを要する等の事情の爲めに、早く老朽の域に入り、藝術や科學の仕事に従事する人々や事業の經營を爲す人々やでは、まだ働盛りと云ふ年

齡例へば五十歳又は四十五歳位で、既に早く老朽者となるを見るに至つた。此事は上に述べた二つの事情と相關聯して労働者にして老朽者たる者の數と其の老人としての生存期間とを長からしめ、經濟的に見たる老年労働者の問題をして社會的に愈々意義の輕からざるものたるに至らしめつゝある。要するに總べて此等の事情は労働者の生存に關して老衰と云ふ事實より生ずる諸々の關係を研究し之に對する救濟の施設を攷ふるに就いて、先づ以て注意の必要ある所である。

然るに老衰の爲めに生活の困難に陥る者は獨り労働者階級ばかりではない。多少の資産を有し獨立の事業を營んで居た中産階級の人々と雖ども、事業に於ける其の失敗の爲めに一撃の下に老朽貧困者となる例は決して稀ならざる次第である。此等の人々の事業家としての獨立の地位は現時の資本主義經濟の下に於ては頗る薄弱なるものなること、資本的企業に於ける大資本と大事業との優越を知り其の競争力の強大なるが爲めに生ずる自由競争場裡に於ける企業集中の傾向を知る者の誰しも之を認むる所である。



されば中産階級に屬する手工業者や中小商人の如きが一朝事業に失敗して労働者とならざる可らざるに、老朽の爲めに労働者としての職を得る能はず、化して終に貧困者となるは多く之を見る現象である。現時の如き事業界の浮沈興廢常なき状態の下に於て、企業一般が頗る投機的性質を帯べる時代に在つては、資産必ずしも恃むに足らず、まして小資産の恃むに足らざるは、激流に漂ふ者が藁の一束の恃むに足らざるにも譬へつべきである。されば老朽による生活難の問題は決して獨り労働者階級に於ける問題たるに止らず、中産階級に於ける問題としてもかなり重大なる意義を有する。況や近時發生せる所謂新中等階級なるものに至つては、其大部分は給料取階級たるに外ならぬのだから、其の老朽と云ふ事實に對する運命は労働者に於けると殆んど多く異なる所がない。然かも元來智識階級と呼べるゝ部類の人々は筋肉労働者として潰しの利かぬ人々が大多數なるに加へて給料取としての運命は洵に危殆なるものであるから、老朽の場合に於ける生存上の保證に至つては、大多數者にとつては自ら貯蓄に依て豫め之を備へ置くに

難く、老境に入つて二進も三進も行き兼ねるに至ること、労働者と何の變りもないのである。

總べて斯くの如くなるが故に、現今實際に於て何等かの社會的救助を要する状態に在る老衰者の數は、人の想像するよりも多數なるが例であつて、その狀況は養老保険制や養老年金制の如き施設の實施せられたる以後に於て甫めて明確に世の耳目に示さるゝこととなる。即ち之を英國の例に照し見るも、一九〇八年に養老年金制が布かるゝこととなつて、其の最初の一年に於て年金救助を受くべき資格ある状態に在つた者は其數六十六萬七千人で、人口一千人中九人に及び、之れに救貧院に收容されたる者四十一萬四千人を合算すれば、七十歳以上の年齢に在る者の中八割六分は救助を必要とする状態に在ると云ふことになつたのである。然し斯かる状態は決して獨り英國ばかりではない。儉約と貯蓄とを以て聞へたる佛蘭西に於ても事情はやゝ似たるものであり、一九〇七年の救貧法により救助を受くる老人の數は五十萬人を越へた。即ち七十歳以上の人口の凡そ五割に當るので



ある。又相互扶助の組織の整ひ産業組合の發達せることを以て鳴れる丁抹の如きに於ても、七十歳以上の人口の中三割五分は救助を受くる資格あるものとせられた。

救助の方  
法

斯く多數なる老衰貧困者に對しては、必ずや何等かの救助の方法が考へられねばならぬこと、言を俟たずして明かなる所である。而して此を救ふの道として最もよく個人主義の原則に叶ひ最も道德的で然かも最も人格主義的なのは、各人が働き得る間に十分に老後の貯蓄を爲すと云ふことであるが、そのよく實際に行はれ得べからざることは先に労働保険に關する一般論を爲した際に既に十分論示した所である。然るにそれ以上に尙ほ考へねばならぬことは、老衰と云ふ事實は疾病や負傷の如く一時的の性質のものでない爲めに、之に對する十分の貯蓄の備を爲さんことは、疾病や負傷に對するよりも幾倍か困難なることであつて、現時の賃金制度の下に於て、それが普通の労働者に取つて不可能なることは、否定し難き所に屬する。然らば次に推奨せらるべき救助の方法は、一家の人々の孝養心や親族の人々

の同情心やによる家族制度的な救助であるが、之は我國の如くまだ家族制度の維持せられたる所に在つては、それが制度としての力を失ふに至る迄は望み得べき所だけれども、歐米の産業國の如く其が一二世紀も前に崩壊してしまつて、今では所謂小家族的な生活が行はれて居る所では、人々の據て立つ道德が昔と異つて居るから、斯かる舊式な家族制度道德を以てしてよく此の社會的大問題を救済し得べきものにあらざるは、常識的に考へても明かな所である。古き家族制度は卑親族が尊親族を敬ひ之に孝養を盡すを道德と爲すけれども、現時の家庭生活は夫婦本位であつて、又夫婦が未獨立の子女を養育すると云ふことを以て立場と爲し、つまり尊親族が卑親族を養ふ制度と謂はねばならぬ。それが老人救済の問題に對して役に立たぬは言ふ迄もない。然らば又次に致へらるゝは社會的なる又は私人的なる救貧の事業であるが、慈善的なる救済が現時の思想に矛盾する所大なるは先に述べた通りなるに加へて、それが到底よく物質的にも斯かる多數の老朽者を救助するに足らざるは、英國其他に古くから行はれたる救貧法の實績に



照し見るも明かである。要するに慈善は何れの方面に對しても時代後れで然かも帶に短く裨に長きものたるを知らなければならぬ。茲に於てか救済の問題はやはり保險の問題となつて來る。

## 第二節 私的老年救済施設

老年労働者に對する救助の道が稍々保險的に組織的に行はれたのは、やはり労働者の間に發達せる共済組合及び職工組合の働としてゝあつた。即ち此等は元來相互扶助の精神に依つて成立てるものだから、組合員の負傷や疾病に對して救助する働を爲す限り、其と經濟的意義に於て異なる所なき結果を伴ふ老衰に對しても、救助の働を延長することは、洵に當然のことだつたのである。

此の組合的なる老衰救助の道の早く開け又最も大いなる働を爲したものは、佛蘭西の共済組合である。即ち同國に在つては今世紀の初に於て（一九〇四年）、總數千八百の共済組合中千四百有餘のものは老衰及び廢疾に對す

諸國の養  
老共済組  
合

る救助を行ひ、其の救助を受くる者の數は實に年々一萬五千に及ぶ有様であつた。英國に在つても又少數の友愛組合と、職工組合中の或者とは、老衰に對する救助をも行つたが、然し英國の職工組合に在つては、負傷や疾病や死亡やに對する救助支出を爲す方に重きを置いた爲め、老年者に對する養老金の支出は餘り重きを爲すに足らず、職工組合員總數二百五十萬人と見らるゝ中、三十二組合のみ養老金の支出を行ひ、其の組合員の數は五十萬人に足らざる有様である。白耳義に於ては八千近き共済組合中、四千八百餘の組合は養老金支給を爲し、同國に在つては之に國庫が補助金を交付することになつて居るものだから、養老保險は比較的大なる發達を遂げた次第である。伊太利に在つては六千五百餘の共済組合中、千六百餘の組合は養老年金制を有し、單純に養老組合たるものも千組合餘りに及んで居る。

總べて此等の共済組合が養老年金制を實行するに當つては、大抵は皆疾病に對する救済の延長擴張として之を行ひ、然かも之を行ふに就いては、

組合事業  
としての  
困難



人の平均年齢や長壽者の各年齢階段に於ける歩合やに就いては、殆んど何等の特別なる智識を備ふる事なくして之を行つたのである。されば大抵は疾病救済に於けると同様に、老衰者が組合員中に生じて、之に對して救助の必要あるに及んで輒ち其の必要に應じたる救済を行ふと云ふ方針を探り、やはり其の費用をば組合員各自で負擔する遣方をした。此の方法は、之を共濟的精神より考へ相互扶助と云ふ目から見れば、洵に理に叶つたものと云はねばならぬが、然し之を保險としての性質特に其の技術上の特性より考ふれば、老年に對する救済は此の方法を以てしては兎角不便が生じ易く、爲めに共濟組合の經營の困難に陥るを免れ難きものである。即ち負傷や疾病の如きは組合員中の一定歩合の數だけのものが、年々殆んど定つて其の運命に會する性質のものだから、組合は成立の當初からして、之が救済に要する費用を豫定することが出来、然かも亦其の費用負擔は大體に於て凡そ一定して居る。たゞ疾病の如きに在つては、年齢の差異により多少之に罹る率に相違ある爲めに、前章第二節に之を述べたやうな、多少の經營上

の困難あるに過ぎぬ。然るに老衰の方に在つては、組合成立の當初其の組合員が一般に年の若い場合に於ては、組合員老衰の事實が生じ其の救済の必要の出て来るのは、大分長い將來のことであつて、十分なる統計上の智識なき限りは、豫め其の場合に生ずる費用を知るに難く、特に一年々々と其の費用の増減する割合を豫め知るに難い。然るに此の智識がなくては組合實際の經營の方針は立ち難く、組合員の掛金負擔を豫め凡そ一定して、組合員が段々老年に近づくとも負擔の甚だしき増加をしなくて済むやうな經營振は、行はれ難いのである。されば負傷や疾病に對する救助は、大體に於て之に要する費用を組合員に於て分擔する方針で遣つて行けるものだけれども、養老に在つては豫め之に要する費用を用意し、其の蓄積を行ふ方針で遣つて行かねばならぬものである。そして此の蓄積の爲めに要する計算的智識の缺けたるが爲めに、やはり之をも負傷や疾病同様に、經費分擔主義で經營せんとして、經營困難に陥ることゝなる次第である。それに又組合が當初は比較的年の若い人達ばかりの組合であつても、年數を経る



に從つて組合員の多數が追々老境に向ふに至れば、在來の組合員は追々養老金を受く可き年の近づくを思ふが故に、敢て組合を脱退せうとはしないに反して、新にやゝ年の若い組合員を加入せしめんとすれば、彼等は組合に老人の多き結果、養老金負擔の重かる可きを思つて之に加入するを好まず、爲めに組合は、主として經費を負擔して呉れる此種の組合員を得ることの難きに伴ふ經營困難に陥らざるを得ないこととなる。此事は前にも疾病救済に就いて、共済組合の經營難の事情として述べた所であるが、それにも増して養老救済組合に於ける困難として、茲に再び之を致へねばならぬ。つまり經費負擔主義ではどうしても此等の困難は免れ難く、此事必竟共済組合としての養老給與の働の十分なるを得ざる事由となるものである。されば從來の實際に於ても、共済組合や職工組合の如きは、餘り養老制を行ふを好まず、之を行ふ場合は努めて之を制限し、又之を行ふを禁ずるものも少からざるを見た次第である。

斯の如く労働者の自助組合の單獨の力を以てしては、十分有效なる老年

救助の目的は到達し得難きものだつた爲めに、此種の組合によりて之を経営せんとする風は、終に餘り熾なるを得ないで、却つて他の道に依り發展する傾向が表はれて來ることとなつた。それは各工場毎に、又は同種工場と共に成れる産業的なる養老基金を制定し、其の働に依つて老衰に伴ふ労働者の困難を救済せんとするの道之である。此の道は其の基金の制定が強制的で、苟も其の工場又は産業に雇傭せられたる労働者は、若きも老いたるも、悉く之に加入せざる可からざることにより、又雇主側に於ても其の基金に拂込を爲し、雇主と労働者との共同基金として、之を造り上げるものとせられたることに依りて、前掲の自助的なる労働者の共済組合が、經營上困難とする所の事情を、大いに輕減することが出來た。尤も雇主が其の基金に拂込を爲すことに就いては、前に労働者疾病救助の費用を、雇主が一部分負擔することに就いて述べたる所と、同様の辯難が生じ得可きだけども、事實としては此道はともかく雇主の共同事業として開けて來たのである。



雇主側が労働者の養老基金に拂込を爲すに就いては、只僅かの部分だけ之を爲し、大部分は労働者の支出する所に委すものもあるが、多くは雇主と労働者と半分々々拂込を爲すか、然らざれば労働者にはたゞ一定の拂込のみを爲さしめ、其以上實際必要とせらるゝだけの金は、全部之を雇主に於て支出する方法を取るか、さなくば又労働者にはたゞ名義だけの拂込を爲さしめ、殆んど大部分は雇主の負擔として之を行ふかになつて居る。而して此の私的なる養老基金制に在つては、雇主側の支出があるのと又労働者が強制加入せしめられるのとの爲めに、其の養老金として支給せらるゝ額は、労働者の共済組合に於けるよりも常に多額なるを得る。従つて制度として稍々有效なる働を爲すことが出来る。そして之があるが爲めに労働者は、一定年齢に達すれば自ら進んで職を退くにも至り、彼の老朽淘汰の爲めに強制解雇を行はねばならぬ氣まずさを免れることが出来るとせられる。それに又此の制度に在つては、雇主が之に加擔し、經理の事務は大抵雇主側に於て之を行ふが爲めに、労働者の仕事に比し、遙かに多くの計算上の

智識が用ひらるゝこととなり、基金としての經理は、従つて安全に有效に行はるゝを得、事業失敗して瓦解を見るが如きことは稀である。そして若し経営困難の場合には、雇主は結局其の不足の費用は自ら之を補ふことゝならざるを得ないから、之が爲めに雇主の被る負擔は、年々増加する傾向があるけれども、其の代り基金としての經理は、安固に行はれることゝなる。

此の養老基金の制度の行はれたるは、從來は比較的限られたる範圍だけであつて鑛山業と航運業と鐵道業とに於て其の發達を見た。即ち鑛山業に在つては埃太利は夙に一八五四年の法律に依つて強制的養老年金を制定し、白耳義の養老基金は一八六八年に、佛蘭西の鑛山業者養老保險制は一八九四年に創設せられたのである。次に航運業に在つては佛蘭西の制度は社會保險としては恐らく最古のものであつて、早くも一六七三年に創定せられ、其後固より幾度か變更せられた。白耳義に在つては一八八四年航海業者救助基金の制定の強制を見、養老保險として救濟の行はるゝことゝなつた。



獨逸に於ても亦一九〇七年に航海業従事者に對する別異の養老年金制が定められた。最後に鐵道従業者に對する養老救濟施設は最も發達せるものであつて、佛蘭西に在つては夙に一八五〇年代よりして、各鐵道會社の従事者に對する多數の養老基金の制定を見たが、一九〇九年七月二十六日の法律により主要諸鐵道に對し強制的のものとせられた。伊太利に於ても亦早く既に一八六〇年代よりして諸鐵道に任意的なる養老基金が造られたが、鐵道國有後は一八八五年四月二十七日及び一九〇八年七月の法律により、鐵道年金基金が一八八四年以來存立して居るのである。

尙又國營事業の行はれて居る所に在つては、大抵夫々の事業に於て養老基金制の存在するを見る。

右の如く此の制度は主要産業に關して諸國に行はれて居るのであるが、其が種々の點に於て長所と便宜とを有する爲めに、或人々は之こそ老年労働者の救濟の問題に對しては、最も有效なる施設として、大いに之を推奨せんとする者がある。けれども此の制度には種々の缺點も伴ひ生ぜざるを

長所と缺點

得ざるを忘れてはならぬ。先ず第一には此の施設はたゞ大工場や大鑛山や大鐵道の如きに於てのみ行はれ得可きもので、貧弱なる事業を行ふ小企業は到底之を爲し得るに堪へぬ。それに又此の制度は元來が雇主の好意を基礎として成立てるものだから、雇主の意思に依つて動かさるゝ危険を避け難く、其の意味に於ては決して十分安全なるものと謂ふことが出來ない。尙又此の施設は、労働者がやゝ落付いて一の工場に雇傭さるゝのでなければ行はれ難く、頻繁に入れ替つて其の勤続年數の短きものに在つては、代替する労働者の権利を尊重し、解雇毎に一々掛金蓄積を計算して拂戻すことは、基金經理上其の煩に堪えず、さればとて解雇さるゝものは在職中掛込んだだけは、之を置いて行かねばならぬことゝすれば、多少ともに労働者の権利侵害となる恐あり、要するに、餘り頻繁に労働者の入替はる所では容易に行はれ難い。尤も此の困難は、一産業を以て基金組成の區域となし、其の産業に屬する限り企業々々は異るとも、共通の基金の存するものと爲せば大に輕減せられるけれども、其の爲めには特別の法規を必要



とし、たゞ雇主間の申合せだけで行はれ得るものでない。然るに又更には此の事情と關聯して、此の基金制の存することは、労働者にとつては其の自由移轉を制限せられることとなり、拂込んだ掛金に對する請求權を失ふことを厭ふ所から、雇傭條件が不満足でも其の工場に雇はれて居なければならぬやうなことにもなり、雇主側からは労働者に對する簡便な足止策として利用せらるゝことにもなる。

尙又此の事情の爲めに労働者は雇主に對して、賃金其他正當に要求すべき必要が生じ罷業を行ふ可しとするやうな場合にも、之を行ひ得ないで、泣寝入となる恐もないではなく、労働者は此の制度あるが爲めに、少からず其の權利主張と、之に應ずる労働運動とを制限せらるゝを免れ難しと考へられる。要するに労働者は此の制度が大いに雇主の後見的地位を強め、特に甚だ恩情主義的臭味と實質とがあるために、近時之を好まざる風が段々に出て來て、此の制度をして或人々の考ふる程良好の制度たるを得せしめざることは、注意を要する所である。

Rubinow, op. cit, p. 318—328

Seager, Social Insurance, p. 119—128,

Problems of Social Insurance.

### 第三節 國家的養老保險制

労働者の自助的共済組合を以てすると、雇主との共同による養老基金制を以てするとを問はず、私の施設として労働者の老衰に對する救助を爲す分では、兎角十分なる効果を擧げ得べからざる事は、遂に國家が之に關與するの必要缺く可からざるを見るに至らしめた。而して其の國家の關與は、負傷及び疾病に對する救済施設に於てよりも、特に養老施設に於て痛切に感ぜられ、國家の關與なくしては、労働者自己の力を以てして能く問題解決に當るに足らざるは勿論のこと、たとへ雇主の援助あるにしても、所詮私の施設を以てしては問題は解決せられ得ざる程、老衰と云ふ事實は一般的で、従つて之が爲めに要する救済の費用は多額を要し、又其の保險的施

國家的關  
與の必要



設としての經營が困難な次第である。此の國家的關與の必要に應ぜん爲めに、先づ其の道を開拓したのは拉典民族の國々であつて、佛蘭西を先導となし白耳義伊太利及び西班牙之に續き、佛蘭西は夙に一八五〇年國家的養老保險を制定し、間もなく白耳義之に倣ひ、一八九八年には伊太利之に組し、終に一九〇八年に西班牙も仲間入をすることになつた。然し乍ら此等拉典民族の國々の間に行はれる所のものは、何れも強制保險を避け任意保險として努めて之に貯蓄的意義を含有せしめ、各人は任意に貯蓄的に掛金を爲して行けば、其掛金貯金の額に應じて一定年齢以後に受取る可き養老年金は計算的に定められ、複利計算による貯蓄として、然かも其の利子は國家の補助の下に相當高き利子とせられて、年金として拂戻さるゝ制度なのである。而して此の貯蓄的養老年金の制は、比較的若隱居を爲し、平安に利子所得に依つて、所謂 *Rentier* として残世を送らん事を希ふ一般の氣風ある拉典民族に對しては、よく其の民族性に適應するものとせられたのである。

即ち佛蘭西其他の國家的養老保險制は、其の主旨とする所に於ては、私立の保險會社の行ふ養老保險と多く異なる所なけれども、たゞ之を國家的制度と爲すことに依つて保險を安全のものとして爲し、從つて人々に其の加入を奨励する効果を有ち、又彼の勞働者の共濟組合や養老基金や之を行ふ所に比して、經營を十分保險的計數の基礎の上に置き、更には國家が直接間接に之に補助金を支給する事に依つて、其の貯蓄的保險金額を大ならしめ、以て養老保險加入の奨励と爲すと同時に、其の養老施設としての効果を多大ならしめんとするものたるに外ならぬ。即ち此の最後の目的の爲めには、佛蘭西の國家養老保險 (*La Caisse Nationale des Retraites pour la Vieillesse*) は、養老掛金に對する利殖の爲めにする利率も、普通の貯金利率より高くする事に努め、其の創設せられたる當初に於ては之を年五分(5%)と爲した。而してこの佛蘭西の養老保險は何しろ前世紀の中葉に制定せられたものであるから、其の當時の事情からしても其は専ら勞働者階級の爲めの施設たることなく、廣く一般市民に對する施設たるに過ぎなかつた。茲に於てか此



の保険に加入し多く其の恩恵に浴する事となつたのは、同國人の性狀より考へても直ちに了解する可きが如く、寧ろ中流以上のブルジョア階級の人々たる有様を呈するに至り、當初そは主として下層階級に依つて利用せらる可しとせられたる豫想は、全く裏切られた。尤も其の養老保険には貯蓄預入の最高金額は定められて居ただけれども、其は事實に於ては何の制限にもならなかつた。斯くて佛蘭西政府は、如何にせば此の制度をして下層階級の機關たるを得せしむ可きかに就いて種々苦心する所あり、一方には其の年々に於ける掛金額の最高限を定むると同時に、他方に於ては漸次其の利殖歩合を五厘(5%)づつ幾回かに涉つて低減し、遂に之を三分五厘にまで下したのである。然るにも拘らず労働者階級の利用の爲めに存するものとしては、此の制度は終に大體失敗たることが明かとなり、一八九五年には一定養老保険金所得以下の者に對しては、直接なる國家の補給を爲すこととする迄に至つた。

次に白耳義の國家養老保険はやはり一八五〇年に佛蘭西の制に倣つて定

白伊の養  
老保險

められたものであつて、保険加入を奨勵し又養老年金を有效の額たらしむる爲めに、國家は其の掛金利殖の利率を高くしたが、之亦佛國同様労働者階級の利用する所よりも、中流階級のより多く利用する所となつた。そこで政府は國家的に管理せられたる基金を利用する労働者の共済組合に對しては、一定の補助金を與へることにしたが、それも効果が思はしくなかつたので、一九〇〇年に至つては終に一定種類の人々には、國家より直接に其の養老金に補給を爲すことにした。要するに白耳義に於ける經驗も、國家の直接補給なしには、佛蘭西に於けると同様に、労働者階級に對する救済施設としては、全然失敗なることを立證したのである。そこで其後に制定せられたる伊太利の養老保険は、特に労働者階級を目的とするものとし(Cassa Nazionale de Previdenza per la Invalidità e per la Vecchiaia degli Operai)労働者の老衰及び廢疾を保険するものなることを特に明かにすることゝなつたのである。尤も同國の養老保険は労働者以外の者の加入を許さないのではな



對しては何等の請求權なきものとしたのである。

斯の如くして總べて此等諸國の養老保險制は、國家の補給を行ふの外なきこととなり、其額も漸次増加せらるゝ外はなかつたが、然し其の補給の額や其の支給の方法やは、固より國々に依つて相違して居る。就中最も其の額が多めで殆んど國家が養老年金を與ふるに似たるものは、白耳義の制度である。然し其の詳細に就いては茲に之を説く必要はあるまい。

然るに茲に注意すべきことは、此等の國々に於ける養老保險制は、それが労働者階級の老衰者を救助すると云ふ働に於ては甚だ效果薄きもので、労働者にして之に加入せるものゝ割合頗る少きことである。即ち佛蘭西に在つては之に加入せる人々の數は、雇傭労働者の總數に比すれば、僅に其の八パーセントにしか當らず、之を報酬を得る職業に従事せる者の總數に比すれば、僅々四パーセントにしか及ばない。伊太利に在つても事情は似たもので、總人口に比すれば、僅かに其の二パーセントにしか當らず、農業以外の産業に従事する者に對しては、五パーセントに當るに過ぎぬのであ

養老保險  
の實際的  
效果

る。尙又之を加入者の状態に就いて見るに、年々の掛金を怠る者の數は比年増加する有様に在り、其の掛金を怠らざる者と雖も、只國家の補給を得る資格を失はざらんが爲めに、法の定むる最低限の掛金だけしかしない者の割合が頗る多きことも、見逃す可からざる事實である。従つて加入者が得る年金の額に至つては、其の掛金の少き爲めに僅少ならざるを得ないで、養老の爲めの年金としては、甚だ不十分なる實狀を呈しつゝあること、諸國に於て大抵之を見る謂はゞ通有の現象である。而して此等の現象は任意的なる國家保險制としての養老法が、労働者階級に於ける老衰者救助の施設として、兎角不十分なるを立證するものとして見通し難き所とせなければならぬ。

斯の如く任意的なる養老保險制が兎角成績思はしからざる爲めに、老衰者救助の問題の解決はやはり疾病保險の場合に於けると同様に、之を強制保險と爲すか、然らざれば保險制を斷念して、單純に國家より養老年金を給與する制度を布くこととするかの外に其道なきに至つた。而して此兩者



何れを採る可きかに就いては、種々意見の分れる所で、兩者共に各々長短を有する次第だが、其等の議論に至つては後に之を述ぶることとし、茲には保険制としての養老施設を述ぶる引續きとして、強制的なる國家養老保険に就いて講究を進むこととする。

強制的なる保険制を養老施設としても實行せんとする理由は、元來任意的なる養老保険制の失敗に歸する所以のものは、それが任意的なるが爲めに労働者が之に加入すること少きこと、加入しても途中掛金を怠つて、權利を喪失することに存する次第なれば、之を矯正するの道はやはり疾病保険の場合に就いて之を見たるが如く、其の保険を強制的のものと爲し、一面又之に國家の補助金交付を行つて、以て労働者をして厭應なしに之に加入せしめ、又掛金を繼續せしむると同時に、國家が之に補助金を給與することに依つて、保険を實質的に有效なものと爲し、其の保険金をして兎も角も老衰者が、其の餘生を送るに足るだけのものたらしむるに存すと爲すのである。而して此の強制養老保険制は獨逸に依つて先づ採用せられ、次

で佛蘭西に依つて實行せらるゝに至つたのだが、前者は國家保険としては先づ任意保険を行ふことなくして、直ちに疾病保険の例に倣ひ、強制養老保険制を行ひ、後者は先に述べたるが如く先づ暫く國家的任意保険制を行ひ、其の實行六十年の經驗が遂に任意制では物の用を爲さざるを見るに及んで、強制保険に變轉することとなつたのである。然かも強制養老保険制としては獨逸が先に之を行ひ、佛蘭西は後れて之に倣ひたるものなるは、面白き現象と謂はねばならぬ。

即ち獨逸に在つては前に一言した如く、一八八九年に養老保険制を制定したのであるが、其後暫くは之に隨從する者なく、之に倣ひたるはたゞルクセンブルグばかりであつた。而して一九〇六年には奧太利に強制養老保険が造られたけれども、之は労働者の爲のものではなく、給料取階級に對する施設として行はれたのであつて、實に中等階級政策として行はれたるに過ぎなかつた。然るに一九一〇年四月五日の法律を以て終に佛蘭西に強制養老保険が制定せられた爲めに、茲に甫めて國家的強制養老保険は、二



大代表國を有するに至つたのである。尤も斯く一般的なる國家強制保險でなく、個々の官營事業や又は或種の産業やに對しては、前に述べたる養老基金制と相並びて、強制的なる養老保險が法律に依つて制定せられたものもあるけれども、此等は茲に論ぜんとする一般國家強制保險とは、稍々其の制度としての要度を異にするものと謂はねばならぬ。

今獨佛兩國に於ける國家的養老保險制に就いて見るに、兩者に共通なる所は先づ兩者とも賃傭労働者の全部を包括し、之に強制加入を爲さしむること、賃傭労働者に近き境遇に在る或る部類の人々の任意加入を許すこととである。次に兩者とも癱疾保險と結合されて行はれて居ることであるが、然し獨逸の方に在つては佛蘭西の方に於けるよりも、癱疾保險としての働が重要なものとなつて居る違がある。次に又兩者とも保險金は労働者と雇主との掛金によりて成立つものとし、其の掛金は雙方同額として居るのみならず、同者とも保險金支拂に際しては、國家は一定の均一額を、それぞれに保險金に附加して補給支拂を爲すものとして居る。然るに保險事

獨佛養老  
保險制の  
異同

務の經理に關しては兩國の間に大いなる相違あり、獨逸では之を集中的に管理するものとし、少數なる國家の營造物に結び付けて居るに反して、佛蘭西に在つては在來多數の養老保險團體が存在して居て、之を亡ぼす必要を認めなかつたものだから、國家保險となつて後もやはり被保險者に、此等に就いて選擇加入する自由を残し與へて居る。

斯くて此等兩制度上に於ける異同に就いて今少しく詳かに觀察して見るに、先づ保險の一般性に就いては、養老保險が一般國家的なる強制保險たる限り、其の適用は出來得べきだけ之を廣くし、あらゆる労働者に之を及ぼすを本旨とするは云ふまでもない。然し實際に於てはそんな廣汎な保險制を設けたのは至つて少く、大抵は何等かの道に依つて其の範圍を限定せんとした。

例に依つて少しく強制的養老及び癱疾保險の範圍に關する一般的觀察を試してみやう。諸國の立法は此の問題に關して、やはり大體左の三個の中何れかを以て其の制度として居る。



- (一) 賃傭労働者たると獨立労働者たるとを問はず、又所得額の大小に就いても顧慮せず、あらゆる人々に對して全國的保險を行ふもの。
- (二) 總ての經濟的に貧弱なる人々に對する保險となし、少所得の獨立労働者に對しては、強制的若くは任意的なる保險を行ふことを以て、補助制度と爲すもの。
- (三) 經濟的に從屬的なる地位に在る或る特種の部類の人々に對する保險とするもの。

右の中第一の意味に於てする強制的全國保險制を採用せるものは、瑞典と瑞西の Glarus 州とである。此等に於て制限を爲すものは、只被保險者の最低及び最高年齢、無國籍の家庭及び身體の狀況とに過ぎない。次に經濟的に貧弱なる賃傭及び獨立労働者に對して一樣なる社會保險制を採用せるものはない。其の理由は前に緒論に於て述べた通である。

大多數の國々は賃傭労働者保險制を採用した。固より其の制度の實質に至つては、多少づゝは國々により相違して居る。或國々に於ては賃傭労働

者全部を包括する制度を採つた。丁抹、グレイトブリテン、セルヅクロイトスロヴン王國、及西班牙之である。或他の國々は一定の特殊部類の賃傭労働者のみ被保險者とする制度を立てた。Austria, Brazil, Chile, Cuba, New South Wales は之に屬する。然るに或國に於ては、一般制度と特種制度とが採用された。即ち亞爾然丁、白耳義、ブルガリヤ、チエッコスロヴァキヤ、佛蘭西、獨逸、希臘、伊太利、ポイランド等に其の例を見る。

一般的賃傭労働者保險制に就いて、多少づつ之を緩和することの行はれる場合には、主として身體上の理由と經濟上の顧慮とが其の理由を爲すのだが、養老、癱疾、遺族保險に關して其の範圍の限定を爲すものは、身體上の理由である。法制は此種保險の適用を受く可き最低及最高年齢を定むるを例とし、其の限定は最低としては、十四歳より十八歳迄に於て色々に定められ、最高としては六十歳乃至六十五歳に於て定められるのが多い。或立法に至つてはたゞ最低年齢(十四歳乃至十八歳)のみを定むる者もある。又或法制に於ては身體不具ならず且つ労働に適すことを條件とする。



然し右よりも更に重要な緩和理由を爲すものは、經濟上若くは社會上の理由に基くものである。即ち例へば海員や鑛山労働者にのみ適用せらるゝ保険制を設けた國々に於ては、工業労働者の大部分は除外せられるが、特に除外せられる者を掲げたる例としては、非筋肉労働者を除外するもの (Belgium, Brazil, Chile, Cuba, New South Wales, Roumania) 農業労働者を除外するもの (Argentina, Austria, Brazil, Chile, Cuba, Greece, New South Wales, Roumania) 家庭の僕婢を除外するもの (Argentina, Austria, Brazil, Chile, Cuba, New South Wales, Roumania, Spain) 臨時的若くは間歇的労働者を除外するもの (Argentina, Czechoslovakia, Great Britain, Greece, Netherlands) 其他一特種業務に従事する労働者を除外するもの (Bulgaria, Russia) などがある。

次に一般的賃傭労働者保険に關して制限を置かんとする企は、賃金所得の額に關して表はれる。之は言ふまでもなく多額の賃金所得ある者は、老衰や廢疾に對して自ら備を爲すことの出来る筈だと云ふ考と、今一つには出来る限り保険に伴ふ財政負擔を軽くせんとする考から生ずるのである。

然るに他方に於ては保険の適用を擴張せんとする企も存する次第で、其は主として徒弟に保険の適用を及ぼさんとするものであつて、徒弟は所謂賃傭労働者ではないけれども、之を賃傭労働者同様に取扱ひ、彼等が曝されて居る廢疾者となる危険に對して、之を保護せんとする。Bulgaria, Czechoslovakia, Roumania, Serb-Croat-Slovene Kingdom 等が其の例を開いた。

之と同様に保険の適用範圍を、家庭労働者にも及ぼさんとする努力がある。即ち是等の者の境遇は、場合に依つては決して普通の意味に於ける賃傭労働者よりは良くないから、此等をも保険の範圍内に包容するを至當とする所から Czechoslovakia, France, Germany, Great Britain, Italy 等が之を實行した。此等以外の獨立労働者は、所謂賃傭労働者保険からは除外せられるが普通である。然し或種の獨立労働者に至つては、保険を必要とすること賃傭労働者と異なる所なきものたるは、既に屢次述べた通だから、葡萄牙及亞爾然丁を除く國々に於ては、強制的な一般雇傭労働者保険は、此等の者に對する任意保険制を以て補助制度にすることにして、以て社會の實際上の要求



に應ずることにして居るのである。

此の任意保険は次の方法に於て行はれる。強制保険の被保険者が法規に定めたる諸條件を充し得可き資格を失ひたる際、之に繼續して任意保険に加入すること、一定期間保険の停止せられたる後之を復活すること、被保険者に其の保険金以外に附加保険金を得しむる爲めに行はれること、強制保険が其の立場とする所から除外した人々に對して、任意保険を行ふこと之である。適當の意味に於て任意保険と云はれるものは、主として所得少きが爲めに保険を必要とする所の獨立労働者に適用せられる者をいふ。然し法律は自ら備を爲すことの出来るものであり乍ら、社會保険に加入して社會に負擔をかける弊害の生じないやうにする爲めに、其の加入に關して適當の制限を設けるとか、所得の最高限度を定めるとか、加入し得る年齢を限定するとか謂ふが如き手段を講じるのである。其の代り任意保険は其の適用の範圍に關しては、雇主の家庭の者は強制保険から除外せられるが普通だから此等の者にも適用あるものとし、又強制保険から除外されたる

## 費用負擔

賃傭労働者にも適用あるものとするのが多い。

次に保険費用を支辨するに就いては、國家が全部之を負擔し被保険者には之を負擔せしめない無償制のものと、被保険者や雇主に負擔せしむる有償制のものがあるが、療疾、老衰、遺族保険に在つては、有償制による費用支辨の道は三つある。其の分類及び實例次の如し。

- (一) 被保険人の拂込と、公共基金の支給とによるもの。Iceland, Sweden, Switzerland (Canton of Glarus).
- (二) 被保険人と雇主との支辨となすもの。Portugal (一般制と、海員、鑛夫、鐵道員、サラリーメンとに對する特別制) Argentina, Austria, Brazil, Czechoslovakia, Germany, Greece, New South Wales.
- (三) 被保険人と雇主と公共基金との三者分擔となすもの。Belgiumの一般制(一九二四年法) Bulgaria, Czechoslovakia, Denmark, France, (一九一〇年法) Germany, Great Britain, Irish Free States, Italy, Luxemburg, Roumania, Serb-Croat-Slovene Kingdom, 其他 Argentina, Belgium, Cuba, France, Italy等に於ける



海員、鐵道員、サラリマンに對する特別制。

右は有償保險に就いての分類だが、無償制のものに就いても亦三種の區別が認められる。

(一) 雇主と國家とが費用を負擔するもの。

Netherland, Spain,

(二) 雇主のみが費用を負擔するもの。

Russia.

(三) 公共基金より費用の支辨さるゝもの。

Austria, France(一九〇六年法)Uruguay に於ける癱疾年金制 Australia, Belgium

(一九二〇年の暫定法)Denmark, France, Great Britain, The Irish Free States, New

Zealand, Uruguay に於ける養老年金制、加奈陀(五州)、丁抹、新西蘭の母

性年金制、グレートブリテン、愛蘭自由國の盲者年金制。

有償保險制に於ける被保險人の負擔と雇主の負擔との割合は一様ではな

い。一般強制保險の大多數に在つては、兩者は均等になつて居る。亞爾然

労働者の  
雇主との  
負担割合

丁、白耳義、丁抹(多少の例外あり)、獨逸、伊太利、ルクセンブルグ、ルーマニヤ、セルヴクロイトスロヴァン王國に其の例を見る。被保險人の負擔が雇主の負擔よりも高くせられたる例は一つもない。之に反して雇主の負擔の方が、被保險人の負擔よりも高いものは白耳義及葡萄牙に其例を見る(被保險人は夫々賃金の二%と二五%を拂ふのに、雇主は其の三%と六%とを拂ふものとせられた)。或國では労働者と雇主との負擔する率を、賃金の高に應じて増減する制を定めたのがある。即ち例へば大英國に於ては、賃金の高の少きもの程、労働者の負擔率は累進的に減少するに反して、雇主の負擔額は累進し、終に日給三志以下の勞賃に於ては、保險費用は全部雇主が負擔するやうに一の自働率が定められた。澳太利及チェッコスロヴァキヤの給料取保險に於ても同様に、自働率が採用せられたが、然し全然被保險者の負擔なき程度まで之を減少することにはせられなかつた。然るに大多數の實例に於ては、全然賃金所得なきか若くはたゞ實物勞賃を得て居る労働者に關しては、其の保險負擔は全部之を雇主が荷ふことになつて居



る。尙又雇主の負擔歩合は、作業の危険の大小に應じて異なる制度を定めたのもある(Czechoslovakia, Serb-Croat-Slovene Kingdom)。

次に保険費用に對して國家の補助する額を定むる方法には色々あるが、其の重なるものは次の三種である。

- (一) 支給さるゝ保険金に對して、之を均一的に補給するもの。(チェッコ、スロヴァキヤ、獨逸、伊太利)、被保険者の拂込める金額に應ずるもの(佛蘭西の一九一〇年制)、支給さるゝ保険金の率に比例するもの(ルクセンブルグ、セルブクロイトスロヴン王國)、被保険者の所得額に比例するもの(瑞典)
  - (二) 拂込金を補給するもの。之には其の増加率の一率なるもの(西班牙)と、拂込金に應じて異なるものと(白耳義、ブルガリヤ、ルーマニヤ)ある。
  - (三) 保険を行ふ施設に對して一定金額を支給するもの。(英國の一九二四年法)白耳義、丁抹(癩疾保険)、和蘭、瑞西(Canton of Glarus)
- 以上示すが如くなるを以て、現今所謂産業上の危険以外の危険に對する

保険に要する費用負擔の原則を定むるに就いては、國々の間に種々異なる方法が採用せられて居ることを知るに難くない。然し其の多様に異なる中に在つても、自ら原則上に一定の傾向の認む可きものがある。其の一は大多數の國に在つては、保険を強制的のものとして爲し、然かも被保険者に保険費用の一部分を自ら負擔せしむる原則を守り乍らも、費用の一部分は之を雇主及國家社會に於て負擔する傾向の著しきこと。其の二は疾病保険は多少他と之を區別し、此の保険に於ては費用は被保険者と雇主とに於て分擔するを以て本則と爲し、國家は僅に之を補助する主義を取るを普通とすること。其の三は癩疾、老衰、遺族保険に於ては、費用は多額を要するものなるが故に、普通の方法としては之を被保険者と雇主と國家とが分擔することである。

然し乍ら注意しなければならぬことは、右に言ふ所の傾向なるものは、決して確乎不變のものではなく、例外もあれば又近時の立法例に於ては、労働保険の範圍を擴げて、直ちに社會保険たる實質を備へたるものたらし



めんとする風ある所から、例へば疾病保険の如きは、其の被保険者が被傭労働者に非ざる場合には、費用は之を被保険者と國家とに於て負擔する外なきことである。其の實行の計畫も既に表はれて居る。(フィンランド、瑞典)。そして尙ほ他の保険方面に於ては、保険を成る可く無償的な、即ち被保険者が費用負擔をしない制度に進めて行かうとする傾向あることは、既に述べた所によつて明かで、見通してならぬ現象である。

保険料に對しては國家が補給を行ふこと上述の通であるが、其の補給額は被保険者の掛金一年分に對して何程と云ふ風に計算して支給するのであつて、獨逸に於ては其の支給金額を平均的に一定し、佛蘭西では三十年以上掛金を爲したる者に對しては、一年に付き何程、十五年以上三十年以下の掛金に對しては一年何程と云ふ風に區別して計算するのである。國家は此の補給以外に、保険管理に要する費用を負擔するは勿論である。茲に一つ注意す可きことは、掛金に關し佛蘭西では労働者の所得の多少に拘らず、均一制を採つて居るに反して、獨逸では其の額を所得者の勞賃

均一掛金  
制と區分  
掛金制

の類に應じて相違せしめ、數段の區別を掛金額の上に設けて居り、兩者頗る趣を異にすることである。獨逸の保険法に在つては、掛金は一八九九年に於て一九一〇年迄は左表によるものとした。而して其の以後は十個年毎に聯邦參議院に於て、之を決す可きものとしたのである。

勞賃階級

|                |        |
|----------------|--------|
| I. 350 Mark 以下 | 14 pf. |
| II. 350—550    | 20 "   |
| III. 550—850   | 24 "   |
| IV. 850—1150   | 30 "   |
| V. 1150 以上     | 36 "   |
| 然るに一九一一年よりは    |        |
| I.             | 16 pf. |
| II.            | 24 "   |
| III.           | 32 "   |



|     |    |
|-----|----|
| IV. | 40 |
| V.  | 48 |

となつた、然るに一九二一年に於ける規定は左表によるものとし、其間若し變更を要することあらば、保険局に於て審査し、國會の議を経て向ふ五個年に對する新率を定む可きものとした (§ 1392) (之は貨幣價值低下期)

勞賃階級

|    |              |         |
|----|--------------|---------|
| A. | 1000 Mark 以下 | 350 pf. |
| B. | 1000—3000    | 450 "   |
| C. | 3000—5000    | 550 "   |
| D. | 5000—7000    | 650 "   |
| E. | 7000—9000    | 750 "   |
| F. | 9000—12000   | 900 "   |
| G. | 12000—15000  | 1050 "  |
| H. | 15000 以上     | 1200 "  |

此の兩制度に關しては、長短各相分れたるが爲めに贊否兩様の説あるを免れ難く、區別制を可とするものは、元來勞働者は其の生活の程度を人毎に異にするものであり、勞働者と一口に云ふとも、其の階級を形造る人々は、互に著しく相違せるものであるから、其の養老金の如きも人々が掛金を爲し得る程度に應じて、幾段かに區分するが正當であると考へる。然るに均一制を可とするものは、元來養老金は之のみを以て老年者の生活を爲さしむるものでなく、たゞ其の生存を保障する意味に於て、生活の最低必要費を支給するだけのものだから、其の意味に於ては其の額の均一なるは當然である。然るに更には又之を均一制と爲すに於ては、掛金の取扱や保険金の計算やに手数を要すること少く、保険の事務簡單となつて經營上の面倒を省くことが出來、其の點は最も重要視す可きものなりと考ふるのである。併し此の兩制度はその何れを採るにしても、實際勞働者の負擔す可き掛金は、其の賃金所得に對しては頗る少額であつて、勿論賃金額の多少により、負擔の輕重には相違があるが、先づ大抵〇・五%乃至一・五%に當る



に過ぎぬ。只然し乍ら其の負擔が、安き賃金を取る者に於ける程比較的軽く、特に佛蘭西の如く均一掛金制を採るものに於て、其の然るを見るは注意す可き所に屬する。茲に於てか勞働者側に在つては、兎角掛金を必要とする保險制を好まず、單純なる國家給與の下に於ける年金制を歓迎し、之を要求して止まない次第である。

次に保險給付金に關しては、獨佛ともに養老保險をば單純に養老だけに止めず、之に廢疾保險を併合して居り、佛蘭西では又生命保險の性質の加味されたる所もあり、獨逸では寡婦孤兒保險を附加することゝなつた爲めに、問題は頗る複雑なものとなつてしまつた。併し先づ養老保險金のみを就いて見れば、やはり此の點に關しても佛獨兩制度に少からざる相違がある。即ち獨逸に在つては廢疾者は年齢の如何に拘らず、廢疾保險金 (*Invalidenrente*) を得、老年者は廢疾者たると否とを問はず、養老保險金 (*Altersrente*) を得ることになつて居る。而して其の養老保險金は數段に金額が分れて居るが、兎に角一定額宛を支給する制度になつて居る。佛蘭西に在つて

保險給付金

は、各被保險人の掛金の貯蓄的計算を爲す制度から發達して來たものだから、やはり其の俵が残つて居る。

先づ獨逸に於ける保險給付金を見るに、保險給付金は政府の支給する一定額(當初五十馬克)の補助金と、各勞働者の掛金に對する保險金との合計によつて成立ち、之が豫め八段(當初五段)の金額に分れて居る。試に各勞賃階段と、之に對する保險金額とを示せば。

當初

勞賃階級

|                 |          |
|-----------------|----------|
| I. 350 Mark 以下  | 60 Mark  |
| II. 350—550     | 90 "     |
| III. 550—850    | 120 "    |
| IV. 850—1150    | 150 "    |
| V. 1150 Mark 以上 | 180 Mark |

一九二一年の規定(幣下貨價值)